明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○消防法施行令の一部を改正する政令（七）　五
○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（八）　一四
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（九）　一四
○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（一〇）　一六
〔条　約〕
○社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定（二）　一八
〔府　令〕
○孤独・孤立対策推進法施行規則（内閣府一）　二六
〔デジタル庁令〕
○デジタル庁所管補助金等交付規則の一部を改正する庁令（デジタル庁一）　二六
〔省　令〕
○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働四）　三六
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（同五）　一七
○社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令（同六）　一三七
○社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（同七）　一四〇
〔規　則〕
○刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則及び犯罪捜査規範の一部を改正する規則（国家公安委一）　一四〇
〔告　示〕
○社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務一四）　一四七
○令和六年における国民生活基礎調査の調査の期日等を定める件（厚生労働一一）　一四七
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（同一二）　一六六
〔官庁報告〕
国家試験
令和六年度弁理士試験公告（工業所有権審議会）　一六六
令和六年度弁理士試験に係る委員等（同）　一六八

本号で公布された法令のあらまし

◇消防法施行令の一部を改正する政令（政令第七号）（総務省）

1　防火対象物が床、壁その他の建築物の部分又は防火設備のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもので区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすこととした。（第八条関係）

2　主要構造部を耐火構造等とする防火対象物に適用されている消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準については、特定主要構造部を耐火構造等とする防火対象物にも同様に適用することとした。（第一一条、第二一条及び第二五条関係）

3　その他所要の改正を行うこととした。

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第八号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係

1　出産育児交付金等に関する事項

(一)　各年度の出産育児交付金は、当該年度の出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てることとした。（第四四条の四関係）

(二)　出産育児交付金について、健康保険法第一五二条の六の規定により準用する高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第四一条及び第四二条の規定に係る技術的読替えを整備することとした。（第四四条の五関係）

(三)　保険者の合併等の場合における出産育児交付金の額の算定方法の特例を定めることとした。（第四四条の六関係）

(四)　その他出産育児交付金及び出産育児関係事務費拠出金に関し所要の規定を整備することとした。

２　健康保険組合に対する交付金に関する事項
健康保険法附則第二条の二に規定する政令で定める組合は、健康保険法施行令第六五条第一項第一号ロに規定する健康保険組合とし、国は、毎年度、健康保険組合連合会に対し、当該年度における健康保険組合を対象とする同法附則第二条第一項の交付金の交付に要する費用の一部について、当該年度の予算で定める額を負担することとした。（第六八条の二関係）

二　船員保険法施行令の一部改正関係
出産育児交付金等について、一の1に準じた改正を行うこととした。（第一六条の二、第一六条の三、第二八条及び附則第六条関係）

三　国民健康保険法施行令の一部改正関係
退職被保険者等の経過措置等に係る規定を削除することとした。（附則第四条、第一四条及び第一五条関係）

四　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係
出産育児交付金等について、一の1に準じた改正を行うこととした。（第一条、第五条の二～第五条の四、第九条及び第一三条関係）

五　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係

1　後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課限度額を八〇万円とすることとした。（第一八条第一項第六号及び第二項第五号関係）

2　出産育児支援金について、保険料の賦課総額に算定するものとすることとした。（第一八条第三項第一号イ関係）

3　所得割総額について、被保険者均等割総額の四八分の五二に相当する額に所得係数の見込値を乗じて得た額とすることとした。（第一八条第三項第三号関係）

4　令和六年度における保険料の算定の特例として、昭和二四年三月三一日以前に生まれた者等の1の賦課限度額は、七三万円とすることとした。（附則第五条第一項関係）

5　令和五年の基礎控除後の総所得金額等が五八万円を超えない被保険者の令和六年度における1の賦課限度額は六七万とし、3の所得割総額は被保険者均等割総額に所得係数の見込値を乗じて得た額とすることとした。（附則第五条第二項関係）

六　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

1　概算前期高齢者交付金の標準報酬総額の補正に関し所要の規定を整備することとした。（第一条の二関係）

2　高確法第九三条第三項の規定により、毎年度国が社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に対して交付する額は、当該年度の特別負担調整見込額の総額等の三分の二とすることとした。（第四条第四項関係）

3　令和六年度及び令和七年度における後期高齢者負担率は、一〇〇分の一二・六七とすることとした。（第一一条の二関係）

4　出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金の算定の特例等に関し所要の規定を整備することとした。（第二七条の二～第二七条の四関係）

七　私立学校教職員共済法施行令の一部改正関係
出産育児交付金等について、一の1に準じた改正を行うこととした。（第二九条の二及び第二九条の三関係）

八　地方自治法施行令の一部改正関係
指定都市又は中核市が指定権者となる介護サービスに関する介護サービス事業者経営情報の調査分析等の事務に係る規定の整備を行うこととした。（第一七四条の三一の四及び第一七四条の四九の一一の二関係）

九　経過措置

1　令和四年度における退職被保険者等所属都道府県に係る療養給付費等交付金及び被用者保険等保険者に係る療養給付費等拠出金に関し、支払基金が行う退職者医療関係業務、退職被保険者等所属都道府県が行う被用者保険等拠出対象額等の通知及び特定健康保険組合が行う療養の給付等の額等の通知について、必要な読替え等を定めることとした。

2　後期高齢者医療の保険料の算定について、所要の経過措置を定めることとした。

一〇　施行期日等

1　経過措置
この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

2　施行期日
この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第九号）

（厚生労働省）

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正関係

1　流行初期医療確保措置等

(一)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第三六条の九第一項の政令で定める期間は、感染症法第一六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表(三)において「新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表」という。）が行われた新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症のまん延の状況その他の事情を勘案して当該感染症について厚生労働大臣が定める期間とすることとした。（第九条の二関係）

(二)　感染症法第三六条の九第一項に規定する対象医療機関（以下この(二)及び(三)において「対象医療機関」という。）が同項に規定する医療協定等措置を講じたと認められる日(三)において「医療協定等措置認定日」という。）の属する月における当該対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる医療機関の区分に応じ、当該月の当該区分ごとに定める費用(三)において「公的医療保険給付費」という。）として当該対象医療機関に支払われる額とすることとした。（第九条の三第一項関係）

(1)　感染症法第三六条の二第一項第一号に掲げる措置を講じたと認められる医療機関　健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。）、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給に要する費用

(2)　(1)に掲げる医療機関以外の医療機関　外来療養（健康保険法第六三条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）、船員保険法第五三条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）、国民健康保険法第三六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）、地方公務員等共済組合法第五六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第六四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）をいう。以下この(2)において同じ。）の給付並びに外来療養に係る保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給に要する費用

(三)　感染症法第三六条の九第一項の政令で定める月は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日(五)において「新型インフルエンザ等感染症発生等公表日」という。）前一年以内において医療協定等措置認定日に応当する日の属する月（厚生労働大臣が定める理由により当該月によることが適当でないと認められる場合においては、当該理由に応じて厚生労働大臣が定める月）とし、当該月における対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額は、当該月の公的医療保険給付費として、当該対象医療機関に支払われた額とすることとした。（第九条の三第二項関係）

㈣　感染症法第三六条の一〇の政令で定めるところにより算定した額は、㈢により算定した額から㈡により算定した額を控除した額に八分の一〇を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とすることとした。（第九条の四関係）

㈤　感染症法第三六条の一二の規定により国が都道府県に対して交付する額は、各都道府県につき、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表日の属する月から㈠の厚生労働大臣が定める期間が経過する日の属する月までの間（㈥において「流行初期医療確保措置実施期間」という。）における流行初期医療確保措置（感染症法第三六条の九第一項に規定する流行初期医療確保措置をいう。㈥において同じ。）に要した費用の額の八分の三に相当する額とすることとした。（第九条の五関係）

㈥　感染症法第三六条の一三の規定により社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が都道府県に対して交付する額は、各都道府県につき、流行初期医療確保措置実施期間における流行初期医療確保措置に要した費用の額の二分の一に相当する額とすることとした。（第九条の六関係）

㈦　合併若しくは分割により成立した保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。以下この㈦において同じ。）、合併若しくは分割後存続する保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者（以下この㈦において「成立保険者等」という。）に係る合併、分割又は解散が行われた年度（以下この㈦において「合併等年度」という。）の感染症法第三六条の一四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の額は、次に掲げる成立保険者等の区分に応じ、それぞれ定める額とすることとした。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでないものとすることとした。（第九条の七関係）

(1)　合併又は分割により成立した保険者　当該保険者が当該合併により消滅した保険者又は当該分割により消滅した保険者若しくは当該分割後存続する保険者から承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額

(2)　合併後存続する保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者　当該合併又は解散前における当該保険者に係る合併等年度の流行初期医療確保拠出金等の額に当該合併又は解散により消滅した保険者から承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額を加えて得た額

(3)　分割後存続する保険者　当該分割前における当該保険者に係る合併等年度の流行初期医療確保拠出金等の額から当該分割により成立した保険者が承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額を控除して得た額

㈧　感染症法第三六条の一九第三項の規定による流行初期医療確保拠出金等及び延滞金（感染症法第三六条の二〇に規定する延滞金をいう。）の徴収の請求は、感染症法第三六条の一九第一項の規定による督促を受けた保険者等（感染症法第三六条の一四第一項に規定する保険者等をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対して行うものとすることとした。ただし、当該保険者等のうち厚生労働大臣の指定する保険者等に係る当該請求は、厚生労働大臣に対して行うものとすることとした。（第九条の八関係）

㈨　感染症法第三六条の二三第一項の政令で定める収入は、感染症法第三六条の二第一項第一号又は第二号に掲げる措置に係る補助金のうち感染症法第三六条の九第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用に係るものとして厚生労働大臣が定めるもの（㈩において「流行初期医療確保補助金」という。）とすることとした。（第九条の九第一項関係）

㈩　感染症法第三六条の二三第一項の政令で定める額は、㈠の額から㈡の額を控除した額（当該額が同項に規定する流行初期医療の確保に要する費用に係る収入の額（以下この㈩において「流行初期医療確保費用収入額」という。）を上回る場合には、流行初期医療確保費用収入額）とすることとした。（第九条の九第二項関係）

(1)　㈡により算定した額、流行初期医療確保費用収入額及び流行初期医療確保補助金の額の合計額

(2)　㈢により算定した額及び当該額から㈡により算定した額を控除した額に八分の二を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

㈡　感染症法第三六条の二三第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用の返納及び感染症法第三六条の二四第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用の返還に関する技術的読替えを定めることとした。（第九条の一〇及び第九条の一一関係）

㈢　感染症法第三六条の三二第一項の規定により支払基金が発行する債券（以下「基金流行初期医療確保措置債券」という。）は、無記名式とすることとした。（第九条の一二関係）

㈣　基金流行初期医療確保措置債券の募集は、募集の方法によるものとすることとした。（第九条の一三関係）

㈤　基金流行初期医療確保措置債券の募集に応じようとする者は、基金流行初期医療確保措置債券申込証にその引き受けようとする基金流行初期医療確保措置債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならないものとすることとした。（第九条の一四第一項関係）

㈥　社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある基金流行初期医療確保措置債券（㈦において「振替基金流行初期医療確保措置債券」という。）の募集に応じようとする者は、㈣の記載事項のほか、自己のために開設された当該基金流行初期医療確保措置債券の振替を行うための口座（㈦において「振替口座」という。）を基金流行初期医療確保措置債券申込証に記載しなければならないものとすることとした。（第九条の一四第二項関係）

㈦　方公共団体が基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける場合又は基金流行初期医療確保措置債券の募集の委託を受けた会社が自ら基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しないものとすることとした。（第九条の一五第一項関係）

(1)　基金流行初期医療確保措置債券の名称

(2)　基金流行初期医療確保措置債券の総額

(3)　各基金流行初期医療確保措置債券の金額

(4)　基金流行初期医療確保措置債券の利率

(5)　基金流行初期医療確保措置債券の償還の方法及び期限

(6)　利息の支払の方法及び期限

(7)　基金流行初期医療確保措置債券の発行の価額

(8)　社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

(9)　社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

(10)　応募額が基金流行初期医療確保措置債券の総額を超える場合の措置

(11)　募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

㈣から㈥までの規定は、政府若しくは地

㈥　㈦の場合において、振替基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替基金流行初期医療確保措置債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を支払基金に示さなければならないものとすることとした。（第九条の一五第二項関係）

㈦　基金流行初期医療確保措置債券の応募総額が基金流行初期医療確保措置債券の総額に達しないときでも基金流行初期医療確保措置債券を成立させる旨を基金流行初期医療確保措置債券申込証に記載したときは、その応募額をもって基金流行初期医療確保措置債券の総額とすることとした。（第九条の一六関係）

(ろ)　基金流行初期医療確保措置債券の募集が完了したときは、支払基金は、遅滞なく、各基金流行初期医療確保措置債券についてその全額の払込みをさせなければならないものとすることとした。（第九条の一七関係）

(に)　支払基金は(ろ)の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならないものとすることとした。ただし、基金流行初期医療確保措置債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでないものとすることとした。（第九条の一八第一項関係）

(ほ)　各債券には(ろ)の(1)から(6)まで、(9)及び(11)に掲げる事項並びに番号を記載し、支払基金の理事長がこれに記名押印しなければならないものとすることとした。（第九条の一八第二項関係）

(へ)　支払基金は、主たる事務所に基金流行初期医療確保措置債券原簿を備えて置かなければならないものとすることとした。（第九条の一九第一項関係）

(と)　基金流行初期医療確保措置債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとすることとした。（第九条の一九第二項関係）

(1)　基金流行初期医療確保措置債券の発行の年月日

(2)　基金流行初期医療確保措置債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、基金流行初期医療確保措置債券の数及び番号）

(3)　(ろ)の(1)から(6)まで、(8)及び(11)に掲げる事項

(4)　元利金の支払に関する事項

(ち)　基金流行初期医療確保措置債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除するものとすることとした。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでないものとすることとした。（第九条の二〇第一項関係）

(り)　(ろ)の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、支払基金は、これに応じなければならないものとすることとした。（第九条の二〇第二項関係）

(ぬ)　支払基金は、感染症法第三六条の三二第一項の規定により基金流行初期医療確保措置債券の発行の認可を受けようとするときは、基金流行初期医療確保措置債券の募集の日の二〇日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすることとした。（第九条の二一第一項関係）

(1)　基金流行初期医療確保措置債券の発行を必要とする理由

(2)　(ろ)の(1)から(8)までに掲げる事項

(3)　基金流行初期医療確保措置債券の募集の方法

(4)　基金流行初期医療確保措置債券の発行に要する費用の概算額

(5)　(2)に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

(る)　(ぬ)の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないものとすることとした。（第九条の二一第二項関係）

(1)　作成しようとする基金流行初期医療確保措置債券申込証

(2)　基金流行初期医療確保措置債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

(3)　基金流行初期医療確保措置債券の引受けの見込みを記載した書面

(を)　匿名感染症関連情報の利用又は提供等

(1)　匿名感染症関連情報利用者（感染症法第五六条の四二に規定する者をいう。(四)において同じ。）が納付すべき手数料の額は、提供に要する時間一時間までごとに、七、二〇〇円とすることとした。（第二四条の二第一項関係）

(2)　手数料は厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付するものとすることとした。ただし、感染症法第五六条の四九第一項の規定により支払基金等（感染症法第五六条の四八に規定する支払基金等をいう。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでないものとすることとした。（第二四条の二第二項関係）

(わ)　感染症法第五六条の四九第二項の政令で定める者は、次のとおりとすることとした。（第二四条の三第一項関係）

(1)　都道府県その他の感染症法第五六条の四一第一項第一号に掲げる者

(2)　感染症法第五六条の四一第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等を充てて行うものに限る。）を行う者

(3)　感染症法第五六条の四一第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、(1)に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この(3)において同じ。）を受けた者又は(2)に掲げる者から(2)に規定する業務の委託を受けた者

(4)　(1)から(3)までに掲げる者のみにより構成されている団体

(か)　厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報利用者が(わ)の(1)から(4)までに掲げる者のいずれかである場合には、手数料を免除することができることとし、免除を受けようとする匿名感染症関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣等に提出するものとすることとした。（第二四条の三第二項及び第三項関係）

二　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正関係

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第二号の二に規定する特定新型インフルエンザ等対策に、感染症法第四四条の三第五項及び第六項の規定により実施する措置等を加えることとした。（第一条第二号関係）

三　健康保険法施行令の一部改正関係

保険給付に要する費用等について、流行初期医療確保拠出金等を対象とすることとした。（第二〇条、第二九条及び第四六条関係）

四　船員保険法施行令の一部改正関係

保険給付に要した費用について、三に準じた改正を行うこととした。（第二八条及び附則第六条関係）

五　国民健康保険法施行令の一部改正関係

特別積立金等について、三に準じた改正を行うこととした。（第一九条第一項第二号及び第二項第二号並びに第二〇条第四項関係）

六　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係

国民健康保険の事務の執行に要する費用等について、三に準じた改正を行うこととした。（第一条第一項及び第二項第一号、第二条第一項第二号、第四条第二項第二号、第五条第一項第一号及び第八項、第九条第二項第一号並びに第九条第三号関係）

七　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係

保険料の賦課総額の算定に際し、広域連合が勘案すべき費用等について、三に準じた改正を行うこととした。（第一八条第三項第一号関係）

八　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等について、三に準じた改正を行うこととした。（第四条第一項、第七条第一項、第九条、第一一条、第一三条第七項、第一七条、第一八条及び第二五条の三第二項関係）

九　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇号（厚生労働省））

1　所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の五を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二九万円から二九万五、〇〇〇円に引き上げ、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五三万五、〇〇〇円から五四万五、〇〇〇円に引き上げることとした。（第一八条第四項第一号及び第四号関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定**（条約第二号）（外務省）

この協定は、日本国とイタリアとの間で年金制度及び雇用保険制度への強制加入に関する法令について適用の調整を行い、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の大要は、次のとおりである。

1　総則

㈠　協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険とし、雇用保険制度に関し、失業等給付に関する雇用保険制度とする。また、イタリアについては、年金制度に関し、被用者の障害年金、老齢年金及び遺族年金に関する一般強制保険、自営業者に関する一般強制保険の特別制度、一般強制保険の分離制度並びに一般強制保険を代替し、及び除外する保険制度とし、雇用保険制度に関し、非自発的失業に対する保険制度とする。（第二条関係）

㈡　協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか、又は受けたことがある者等について適用する。第三条に規定する者であって一方の締約国内に居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）

2　適用法令に関する規定

㈠　一方の締約国内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

㈡　一方の締約国の制度に加入し、かつ、他方の締約国内に一時的に派遣される被用者については、その派遣期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該被用者に対して当該一方の締約国の法令のみを適用する。また、一方の締約国の制度に加入し、かつ、他方の締約国内で自営業者として一時的に就労する者については、その自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者に対して当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第七条関係）

㈢　両締約国の権限のある当局等は、第六条から第八条まで、第九条2及び第一三条の規定の例外を認めることについて合意することができる。（第一〇条関係）

3　雑則

㈠　一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人に関する情報は、この協定等を実施する目的のためにのみ使用し、当該他方の締約国の法律及び規則により規律される。（第一七条関係）

㈡　協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国による協議により解決する。（第二〇条関係）

㈢　派遣又は自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、協定の効力発生の日に派遣の期間又は自営活動の期間が開始したものとみなす。（第二二条関係）

㈣　協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面により協定の終了の通告を行うことができ、協定は、終了の通告が行われた月の後一二箇月目の月の末日まで効力を有する。（第二三条及び第二四条関係）

政　令

消防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条　防火対象物が次に掲げる当該防火対象物の部分で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

一　開口部のない耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁

二　床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第二条第九号の二ロに規定する防火設備（防火戸その他の総務省令で定めるものに限る。）のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの（前号に掲げるものを除く。）

第十一条第二項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第二条第五号」を「第二条第九号の二イ」に改める。

第二十一条第二項第三号ただし書及び第二十五条第一項第三号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第三十四条の三中「主要構造部」の下に「（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）」を加える。

附　則

この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第五条第三項から第五項まで及び第十八条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第十条）
第二章　経過措置（第十一条・第十二条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「後期高齢者支援金等（」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（」に、「）及び」を「）並びに」に改める。

第二十九条中「を除く。）から」を「及び法第百五十二条の二に規定する出産育児交付金（以下「出産育児交付金」という。）の額を除く。）から」に、「を除く。）の」を「及び出産育児交付金の額を除く。）の」に改める。

第四十四条の四を第四十四条の七とし、第七章中同条の前に次の三条を加える。

（出産育児交付金）

第四十四条の四　各年度の出産育児交付金は、当該年度の法第百五十二条の二に規定する出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する高齢者の医療の確保に関する法律の規定の読替え）

第四十四条の五　法第百五十二条の六の規定により高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定を準用する場合においては、同法第四十一条（見出しを含む。）中「保険者」とあるのは「健康保険組合」と、同法第四十二条第一項中「、各保険者」とあるのは「、各保険者（健康保険（日雇特例被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者をいう。）の保険を除く。）の保険者としての全国健康保険協会及び健康保険組合をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

（健康保険組合の合併等の場合における出産育児交付金の額の算定の特例）

第四十四条の六　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二条第一項から第四項までの規定は、法第百五十二条の六において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条の規定による出産育児交付金の額の算定の特例について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の見出し	保険者	健康保険組合
第二条第一項	保険者、	健康保険組合、
	保険者又は解散をした保険者	健康保険組合又は解散をした健康保険組合
	承継した保険者	承継した健康保険組合
	成立保険者等	成立健康保険組合等
第二条第一項第一号	保険者	健康保険組合
	債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務	債権
第二条第一項第二号及び第三号	保険者	健康保険組合
	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロに	イに
第二条第二項の表以外の部分	成立保険者等	成立健康保険組合等
	法第三十三条第一項ただし書	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十二条の三第一項ただし書
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金
第二条第二項の表	保険者	健康保険組合
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金
第二条第三項	成立保険者等	成立健康保険組合等
第二条第四項の表以外の部分	成立保険者等	成立健康保険組合等
	法第三十三条第一項ただし書	健康保険法第百五十二条の三第一項ただし書
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金
第二条第四項の表	保険者	健康保険組合
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金

第四十六条第一項中「含み、」の下に「出産育児交付金の額並びに」を加え、同条第二項中「を除く」を「及び出産育児交付金の額を除く」に改める。

第六十五条第一項第一号イ中「額（」の下に「出産育児交付金（」を加え、「これ」を「出産育児交付金及び前期高齢者交付金）の額」に改める。

第六十七条第三項中「見込額（」の下に「出産育児交付金（」を加え、「これ」を「出産育児交付金及び前期高齢者交付金）の額」に改める。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（法附則第二条の二の規定による国庫負担）

第六十八条の二　法附則第二条の二の政令で定める組合は、第六十五条第一項第一号ロに規定する健康保険組合とする。

2　国は、毎年度、連合会に対し、当該年度における前項に規定する健康保険組合を対象とする法附則第二条第一項の交付金の交付に要する費用の一部について、当該年度の予算で定める額を負担する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

（船員保険法施行令の一部改正）

第二条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十六条の二」に改める。

第三章中第十七条の前に次の二条を加える。

（出産育児交付金）

第十六条の二　各年度の法第百十二条の二第一項に規定する出産育児交付金（第二十八条及び附則第六条において「出産育児交付金」という。）は、当該年度の同項に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定の読替え）

第十六条の三　法第百十二条の二第二項の規定による健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
健康保険法第百五十二条の三第一項	前条	船員保険法第百十二条の二第一項
健康保険法第百五十二条の三第二項	各保険者ごとに	協会について
健康保険法第百五十二条の四	当該保険者	協会
	出産育児一時金等の支給に要する費用	船員保険法第百十二条の二第一項に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用
健康保険法第百五十二条の五	当該保険者	協会
	出産育児一時金等	船員保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金
	第百一条	同法第七十三条第一項
高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条第一項	、各保険者	、全国健康保険協会（船員保険法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会をいう。以下「協会」という。）
	当該各保険者に対し、その者	協会
高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条第二項	当該各保険者	協会
高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条第三項	保険者	協会

第二十八条中「及び同法」を「並びに同法」に、「後期高齢者支援金等（」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（」に改め、「含み、」の下に「出産育児交付金の額及び」を加える。

附則第六条中「含み、」の下に「出産育児交付金の額及び」を加える。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「の額」の下に「及び法第七十三条の二第一項に規定する出産育児交付金（次項第一号において「出産育児交付金」という。）の額」を加え、同項第二号中「及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等」を「並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金」に改め、同条第二項第一号中「の額」の下に「及び出産育児交付金の額」を加え、同条第三項中「及び高齢者医療確保法」を「並びに高齢者医療確保法」に、「後期高齢者支援金等（」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（」に、「）及び」を「）並びに」に改める。

第二十九条の七第一項第一号中「及び附則第四条第二項」を削り、同項第二号中「及び附則第四条第三項」を削り、同条第二項第一号中「及び附則第四条第二項第一号」を削り、同項第八号イ中「及び附則第四条第二項第五号」を削り、同条第三項第一号中「及び附則第四条第三項第一号」を削る。

附則第一条の二中「第十九条、第二十条及び」を削り、「第十九条第三項中「及び健康保険法」とあるのは「、法附則第十条第一項の規定による拠出金及び健康保険法」と、「及び日雇拠出金」とあるのは「、法附則第十条第一項の規定による拠出金及び日雇拠出金」と、第二十条第五項中「及び健康保険法」とあるのは「、法附則第十条第一項の規定による拠出金及び健康保険法」と、第二十九条の八」を「同条」に、「「附則第九条第二項」を「、「附則第六条」に改める。

附則第四条を削る。

附則第五条第二項を削り、同条を附則第四条とする。

附則中第六条から第十二条までを削り、第十三条を第五条とする。

附則第十四条及び第十五条を削る。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第四条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「）及び」を「）並びに」に、「後期高齢者支援金等（」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（」に改める。

第五条第四項第二号イ中「第三十四条第一項第一号及び第二号」を「第三十四条第一項第一号イ⑴及び⑵」に、「同項第一号」を「同号イ⑴」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（出産育児交付金）

第五条の二　各年度の法第七十三条の二第一項に規定する出産育児交付金は、当該年度の同項に規定する出産育児一時金の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する健康保険法及び高齢者医療確保法の規定の読替え）

第五条の三　法第七十三条の二第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
健康保険法第百五十二条の三第一項	前条	国民健康保険法第七十三条の二第一項
健康保険法第百五十二条の三第二項	各保険者	都道府県又は国民健康保険組合（以下「都道府県等」という。）
健康保険法第百五十二条の四	保険者	都道府県等
	出産育児一時金等の支給に要する費用	国民健康保険法第七十三条の二第一項に規定する出産育児一時金の支給に要する費用

健康保険法第百五十二条の五	保険者	都道府県等
	出産育児一時金等	国民健康保険法の規定による出産育児一時金
	金額	金額（国民健康保険法第五十八条第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、第百一条の政令で定める金額に満たないときは、当該条例又は規約で定める金額とする。）
高齢者医療確保法第四十一条の見出し	保険者	組合
高齢者医療確保法第四十一条	合併又は分割	合併
	保険者、	国民健康保険組合（以下「組合」という。）、
	保険者及び解散をした保険者	組合及び解散をした組合
高齢者医療確保法第四十二条	保険者に	組合に
	保険者	組合

（組合の合併等の場合における出産育児交付金の額の算定の特例）

第五条の四　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二条第一項（第三号を除く。）及び第二項から第四項までの規定は、法第七十三条の二第二項において準用する高齢者医療確保法第四十一条の規定による出産育児交付金の額の算定の特例について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の見出し	保険者	組合
第二条第一項	合併若しくは分割	合併
	保険者、	国民健康保険組合（以下「組合」という。）、
	保険者又は解散をした保険者	組合又は解散をした組合
	承継した保険者	承継した組合
	成立保険者等	成立組合等
	合併、分割	合併
第二条第一項第一号	合併又は分割	合併
	成立した保険者	成立した組合
	当該保険者	当該組合
	消滅した保険者又は当該分割により消滅した保険者若しくは当該分割後存続する保険者	消滅した組合
	債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務	債権

第二条第一項第二号	保険者	組合
	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロに	イに
第二条第二項の表以外の部分	成立保険者等	成立組合等
	法第三十三条第一項ただし書	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十三条の二第二項において準用する健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十二条の三第一項ただし書
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金
第二条第二項の表	保険者	組合
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金
第二条第三項	成立保険者等	成立組合等
第二条第四項の表以外の部分	成立保険者等	成立組合等
	法第三十三条第一項ただし書	国民健康保険法第七十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の三第一項ただし書
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金
第二条第四項の表	合併、分割	合併
	保険者	組合
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金

第八条中「第十三条第五号」を「第十三条第六号」に改める。

第九条第二項第一号ホ中「次号ワ」を「次号カ」に改め、同項第二号中ワを力とし、リからヲまでをヌからワまでとし、チの次に次のように加える。

リ　法第七十三条の二第一項の規定による出産育児交付金の額（第十三条第五号の額を同号イに掲げる額とする場合にあつては、零）

第十三条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　イ又はロに掲げる額のうち都道府県が定めるいずれかの額

イ　法第七十三条の二第一項の規定による出産育児交付金（当該市町村に係る部分に限る。）の額

ロ　零

附則第三条から第十二条までを次のように改める。

第三条から第十二条まで　削除

附則第十四条第二項を削る。

付録第一中「第三十四条第一項第一号」を「第三十四条第一項第一号イ(1)」に、「第三十四条第一項第二号」を「第三十四条第一項第一号イ(2)」に、「第三十四条第一項第三号」を「第三十四条第一項第一号イ(3)」に、「第三十四条第五項」を「第三十四条第七項」に改める。

付録第二中「第三十四条第一項第一号」を「第三十四条第一項第一号イ(1)」に、「附則第十三条第一項」を「附則第十三条」に、「第三十四条第一項第二号」を「第三十四条第一項第一号イ(2)」に、「第三十四条第一項第三号」を「第三十四条第一項第一号イ(3)」に、「第三十四条第五項」を「第三十四条第七項」に、「第三十四条第四項」を「第三十四条第五項」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第五条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第六号及び第二項第五号中「六十六万円」を「八十万円」に改め、同条第三項第一号イ中「及び法第百十七条第二項の規定による拠出金」を「、法第百十七条第二項の規定による拠出金及び法第百二十四条の二第一項の規定による出産育児支援金」に改め、同項第三号中「に、」を「の四十八分の五十二に相当する額に、」に改める。

附則第四条の次に次の一条を加える。

（令和六年度における保険料の算定に関する特例）

第五条　次の各号のいずれかに該当する被保険者（次項の規定の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する令和六年度における保険料の算定について、第十八条第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項第六号及び第二項第五号中「八十万円」とあるのは、「七十三万円」とする。

一　昭和二十四年三月三十一日以前に生まれた者

二　令和七年三月三十一日以前に法第五十条第二号の認定を受け、被保険者資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和二十四年四月一日から昭和二十五年三月三十一日までに生まれた者で七十五歳に達した後に当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）

2　令和五年の基礎控除後の総所得金額等が五十八万円を超えない被保険者に対して課する令和六年度における保険料の算定について、第十八条第一項から第三項までの規定を適用する場合においては、同条第一項第六号及び第二項第五号中「八十万円」とあるのは「六十七万円」と、同条第三項第三号中「被保険者均等割総額の四十八分の五十二に相当する額」とあるのは「被保険者均等割総額」とする。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第六条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二」を「次条」に改める。

第一条の九を第一条の十とし、第一条の三から第一条の八までを一条ずつ繰り下げる。

第一条の二第一号中「（法第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）」を削り、「第百二十条第二項」を「第三十四条第八項」に改め、「。附則第二条第二項及び第三条第三項において同じ」を削り、同条を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（標準報酬総額の補正）

第一条の二　法第三十四条第四項第一号の標準報酬総額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより補正して得た額とする。

一　全国健康保険協会及び健康保険組合　全国健康保険協会及び当該健康保険組合の被保険者の健康保険法（大正十一年法律第七十号）又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額に百分の百を乗じて得た額及び当該被保険者の健康保険法又は船員保険法に規定する標準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額

二　共済組合　当該共済組合の組合員（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この号及び次項において同じ。）の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬（以下この条において「標準報酬」という。）の月額をいう。以下この条において同じ。）の前々年度の合計額の総額（当該共済組合の組合員の標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員がある場合にあっては、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額に、厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額）及び当該共済組合の組合員の標準期末手当等の額（国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準期末手当等の額をいう。第四号において同じ。）の同年度の合計額の総額を合算した額

イ　前々年度の厚生労働省令で定める基準となる月（以下この号及び次号において「基準月」という。）における標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員の標準報酬の月額の基礎となった報酬の月額を健康保険法の規定による報酬月額とみなして定めた同法に規定する標準報酬月額の総額及び同年度の基準月における標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員以外の組合員の標準報酬の月額の総額を合算した額

ロ　前々年度の基準月における当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の総額

三　日本私立学校振興・共済事業団　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（同法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなった者を除く。以下この条において「加入者」という。）の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額（加入者の同法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者がある場合にあっては、当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額に、厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額）及び加入者の同法に規定する標準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額

イ　前々年度の基準月における私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者の同法に規定する標準報酬月額の基礎となった報酬の月額を健康保険法の規定による報酬月額とみなして定めた同法に規定する標準報酬月額の総額及び同年度の基準月における私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者以外の加入者の同法に規定する標準報酬月額の総額を合算した額

ロ　前々年度の基準月における加入者の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の総額

四　国民健康保険組合（被用者保険等保険者（法第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）であるものに限る。以下この号において「組合」という。）組合の組合員の健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準報酬月額若しくは標準報酬の月額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額又は健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準賞与額若しくは標準期末手当等の額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「組合員の報酬」という。）の前々年度の合計額の総額を、組合員の報酬の内容に応じ、前三号の規定による補正の方法を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより補正して得た額

２　健康保険法に規定する標準報酬月額の等級又は標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の前項第二号の共済組合の組合員の標準報酬の月額の合計額の総額及び同項第三号の加入者の同法に規定する標準報酬月額の合計額の総額については、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額をそれぞれ同年度の四月から当該改定が行われた月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額と改定月から同年度の三月までの期間に係る額に区分し、それぞれの額につき前項第二号及び第三号の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより補正して得た額を合算した額とする。

第二条第二項の表及び同条第四項の表中「解散した」を「解散をした」に改める。

第四条第四項中「二分の一」を「三分の二」に改める。

第十一条の二の見出しを「（令和六年度及び令和七年度における後期高齢者負担率）」に改め、同条中「令和四年度及び令和五年度」を「令和六年度及び令和七年度」に、「法第百条第三項」を「法第百条第二項」に、「百分の十一・七二」を「百分の十二・六七」に改める。

第十三条第七項第一号、第十七条及び第十八条中「及び法第百十七条第二項の規定による拠出金」を「、法第百十七条第二項の規定による拠出金及び法第百二十四条の二第一項の規定による出産育児支援金」に改める。

第二十五条の二を削り、第二十五条の二の二を第二十五条の二とする。

第二十七条の次に次の三条を加える。

（出産育児支援金に関する法の規定の読替え）

第二十七条の二　法第百二十四条の八において出産育児支援金について法第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条の見出し	保険者	後期高齢者医療広域連合
第四十一条	保険者、	第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）
	保険者及び解散をした保険者の権利義務を承継した保険者	後期高齢者医療広域連合及び解散をした後期高齢者医療広域連合の権利義務を承継した後期高齢者医療広域連合
第四十三条、第四十四条及び第四十六条	保険者	後期高齢者医療広域連合

（後期高齢者医療広域連合の合併等の場合における出産育児支援金及び保険者の合併等の場合における出産育児関係事務費拠出金の額の算定の特例）

第二十七条の三　第二条第一項の規定は、法第百二十四条の八において準用する法第四十一条の規定による出産育児支援金の額の算定の特例について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第二条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の見出し	保険者	後期高齢者医療広域連合
第二条第一項	保険者、	後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）、
	保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者（以下「成立保険者等」	後期高齢者医療広域連合又は解散をした後期高齢者医療広域連合の権利義務を承継した後期高齢者医療広域連合（以下「成立後期高齢者医療広域連合等」
第二条第一項第一号	保険者	後期高齢者医療広域連合
	債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務	債務
第二条第一項第二号及び第三号	保険者	後期高齢者医療広域連合
	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロに	ロに

２　第二条第一項の規定は、法第百二十四条の八において準用する法第四十一条の規定による出産育児関係事務費拠出金の額の算定の特例について準用する。この場合において、第二条第一項第一号中「債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務」とあるのは「債務」と、同項第二号及び第三号中「次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロに」とあるのは「ロに」と読み替えるものとする。

（出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金並びに延滞金の徴収の請求）

第二十七条の四　第三条の規定は、法第百二十四条の八において準用する法第四十五条に規定する延滞金をいう。次項において同じ。）の徴収の請求について準用する。この場合において、第三条中「当該保険者の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対して行うものとする。ただし、厚生労働大臣の指定する保険者に係る当該請求は、厚生労働大臣」とあるのは、「当該後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）の所在地の都道府県知事」と読み替えるものとする。

２　第三条の規定は、法第百二十四条の八において準用する法第四十四条第三項の規定による出産育児関係事務費拠出金及び延滞金の徴収の請求について準用する。

第二条から第四条まで　削除

附則第十五条を削り、附則第十六条を附則第十五条とする。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第七条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「掛金及び国の補助」を「費用の負担」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　費用の負担

第二十九条の次に次の二条を加える。

（出産育児交付金）

第二十九条の二　各年度の法第三十四条の二第一項に規定する出産育児交付金は、当該年度の同項に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する技術的読替え）

第二十九条の三　法第三十四条の二第二項の規定により健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五まで及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十二条の規定を準用する場合においては、これらの規定（健康保険法第百五十二条の三第二項の規定を除く。）中「各保険者」とあり、「当該保険者」とあり、「当該各保険者」とあり、及び「保険者」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる健康保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百五十二条の三第一項	前条	私立学校教職員共済法第三十四条の二第一項
第百五十二条の三第二項	厚生労働省令	文部科学省令
	各保険者ごとに	日本私立学校振興・共済事業団について
第百五十二条の四	出産育児一時金等の支給に要する費用	私立学校教職員共済法第三十四条の二第一項に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用
	厚生労働省令	文部科学省令
第百五十二条の五	出産育児一時金等	私立学校教職員共済法の規定による出産費及び家族出産費
	第百一条	同法第三十四条の二第一項

附則第五項及び第六項中「附則第二十七項」を「附則第二十六項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第八条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十一の四第二項中「及び第百十五条の九第二項」を「、第百十五条の九第二項及び第百十五条の四十四の二第八項」に改め、同条第三項中「許可」と」の下に「、同法第百十五条の四十四の二第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第九項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」と」を加える。

第百七十四条の四十九の十一の二第二項中「及び第百十五条の三十五第六項」を「、第百十五条の三十五第六項及び第百十五条の四十四の二第八項」に改め、同条第三項中「許可をした」と」の下に「、同法第百十五条の四十四の二第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第九項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定の」とあるのは「指定若しくは許可の」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」と」を加える。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第九条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六十六条及び第六十七条を次のように改める。

第六十六条及び第六十七条　削除

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

第五条　削除

第二章　経過措置

（退職被保険者等に関する読替え）

第十一条　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項に規定する第四条改正前国保法（以下「第四条改正前国保法」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる第四条改正前国保法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九条第一項	附則第六条	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正前の附則第六条
附則第九条第二項	附則第七条第一項第二号	改正法第四条の規定による改正前の附則第七条第一項第二号
	附則第十条第一項	改正法第四条の規定による改正前の附則第十条第一項

2　改正法附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行令（以下「旧国保令」という。）附則第一条の二及び第四条第一項並びに第四条の規定による改正前の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「旧国保算定政令」という。）附則第四条第一項、第八条、第十条、第十一条及び第十四条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる旧国保令及び旧国保算定政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

旧国保令附則第一条の二	第十九条第三項中「及び健康保険法」とあるのは「、法	第十九条第三項中「及び健康保険法」とあるのは「、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正前の法
	日雇拠出金」とあるのは「、法	日雇拠出金」とあるのは「、改正法第四条の規定による改正前の法
	第二十条第五項中「及び健康保険法」とあるのは「、法	第二十条第五項中「及び健康保険法」とあるのは「、改正法第四条の規定による改正前の法
	「第七十六条第二項	「法第七十六条第二項
	附則第九条第二項の規定により読み替えられた法	改正法第四条の規定による改正前の法附則第九条第二項の規定により読み替えられた改正法第四条の規定による改正前の法
旧国保令附則第四条第一項の表第二十九条の七第二項の項	法	第七十二条の三第一項
旧国保令附則第四条第一項の表第二十九条の七第二項の項中欄、第一号ロ(4)、第二十九条の七第三項第一号ロ(2)及び第二十九条の七第四項第一号ロ(2)の項中欄	第七十二条の三第一項	法第七十二条の三第一項

改正法第四条の規定による改正前の法附則	附則	旧国保令附則第四条第一項の表第二十条の七第二項の項下欄第(2)十九条の七第(4)項第三号ロ(2)の項
法第七十条第一項	第七十条第一項	旧国保算定政令附則第四条第一項の表第二条第一項の項中欄、第二条第二項及び第二十条第二号イの項中欄
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正前の法附則	附則	旧国保算定政令附則第四条第一項の表第二条第一項の項下欄
法	法	旧国保算定政令附則第四条第一項の表第二条第一項第二号イの項、第二条第九条第二項及び第九条第二項第二号ワの項
改正法第四条の規定による改正前の法	第七十二条の三第一項	旧国保算定政令附則第四条第一項の表第四条の三第一項の項中欄、第四条の三第一項第二号及び第四条の三第二項の項中欄
法第七十二条の三の二第一項	第七十二条の三の二第一項	旧国保算定政令附則第四条第一項の表第四条の四第一項の項中欄、第四条の四第一号の項中欄及び第四条の四第二項の項中欄
改正法第四条の規定による改正前の法附則	附則	旧国保算定政令附則第四条第一項の表第四条の三第一項の項、第四条の三第一項第二号及び第二項の項、第四条の四第一項の項、第四条の四第一項第一号の項及び第四条の四第二項の項、第四条の五第一項の項、第五条第一項第一号の項及び第二項の項、第十条第二項の項及び第二十条第二号イの項
法第七十二条の三の二第一項	第七十二条の三の二第一項	旧国保算定政令附則第四条第一項の表第四条の四第一項の項中欄、第四条の四第一号の項中欄及び第四条の四第二項の項中欄

第七十二条の三の三第一項	旧国保算定政令附則第四条第一項の表第四条の五第一項の項中欄、第四条の五第一号の項及び第二号の項	
法第七十二条の三の三第一項	国民健康保険法	旧国保算定政令附則第八条の項
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正前の国民健康保険法	国民健康保険法	旧国保算定政令附則第八条第一項の項
改正法第四条の規定による改正前の国民健康保険法	国民健康保険法	旧国保算定政令附則第八条第二項の項及び第四項の項
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正前の国民健康保険法	国民健康保険法	旧国保算定政令附則第十条の項
改正法第四条の規定による改正前の法	法	旧国保算定政令附則第十条第三項の項及び第百四十六条第三項の項
改正法第四条の規定による改正前の法附則	法附則	旧国保算定政令附則第十条の表第百五十四条の項、第百六十八条第一項第一号の項、第百六十八条第二項の項、第百七十条第一項第二号の項及び第百七十条第一項第二号の項
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び経過措置に関する政令（令和六年政令第八号。以下「関係政令改正令」という。）第四条の規定による改正前の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令	国民健康保険法	旧国保算定政令附則第十一条の表第二十八条の項
改正令第四条の規定による改正前の算定政令附則	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 算定政令附則	旧国保算定政令附則第十一条の表第三十条第二項の項

旧国保算定政令附則第十一条の表第三十一条第一項の項、第三十一条第二項の項、第三十四条第一項の項、第三十四条第二項の項、第三十五条第二項の項及び第三十六条第二項の項	算定政令	改正令第四条の規定による改正前の算定政令
旧国保算定政令附則第十一条の表第三十七条第一項の項	国民健康保険法	改正法第四条の規定による改正前の国民健康保険法
	算定政令	改正令第四条の規定による改正前の算定政令
旧国保算定政令附則第十四条第二項の表附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項の項中欄	附則第九条第一項	法附則第九条第一項
旧国保算定政令附則第十四条第二項の表附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項の項下欄	附則第二十二条	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正前の法附則第二十二条
旧国保算定政令附則第十四条第二項の表附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項の項下欄	附則第七条第一項第二号	法附則第七条第一項第二号
旧国保算定政令附則第十四条第二項の表附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項の項中欄	附則第二十二条	改正法第四条の規定による改正前の法附則第二十二条
旧国保算定政令附則第十四条第二項の表附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項の項下欄	附則第二十二条	改正法第四条の規定による改正前の法附則第二十二条

3　改正法附則第五条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正法第一条の規定による改正前の健康保険法（大正十一年法律第七十号）附則第四条の三	及び国民健康保険法	及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法
改正法第二条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第七条	及び国民健康保険法	及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法

4　改正法附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の健康保険法施行令附則第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「及び国民健康保険法」とあるのは「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。

改正法第六条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条第二項	及び国民健康保険法	及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法
改正法附則第十九条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）附則第二十五項	第百二十六条の五第二項の項下欄及び附則第十二条第六項の項下欄	第百二十六条の五第二項の項下欄
	とあるのは、「並びに国民健康保険法	とあるのは「並びに全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法
改正法附則第二十条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十一条の三	「国民健康保険法	「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法
改正法附則第二十一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第四十条の三の二	）、国民健康保険法	）、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法
改正法附則第二十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項	国民健康保険法附則	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法附則

5　改正法附則第五条第五項に規定する権利及び義務は、高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第一号の業務に係る特別の会計において、厚生労働省令で定めるところにより区分された経理に帰属するものとする。

（令和六年度における後期高齢者医療の保険料の算定に関する経過措置）

第十二条　令和五年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条第一項第二号に規定する基礎控除後の総所得金額等が五十八万円を超えない被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第五十条に規定する被保険者をいう。）に係る令和六年度における所得割率（同号に規定する所得割率をいう。）の算定については、改正法第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第百条第二項、第百四条第一項及び第三項、第百十六条第二項、第百二十四条の二並びに第百二十四条の三並びに第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条第三項第一号イ及び第六条の規定による改正後の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十一条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第六条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第百条第三項に規定する後期高齢者負担率は、百分の十二・二四とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（後期高齢者医療の保険料の算定に関する経過措置）

2　第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条第一項及び第二項（同令附則第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者に関する読替え）」に改める。

第九条の次に次の二十条を加える。

（流行初期医療確保措置の実施期間）

第九条の二　法第三十六条の九第一項の政令で定める期間は、法第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表（次条第二項において「新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表」という。）が行われた新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症のまん延の状況その他の事情を勘案して当該感染症について厚生労働大臣が定める期間とする。

（対象医療機関の診療報酬の額等）

第九条の三　法第三十六条の九第一項に規定する対象医療機関（以下この条において単に「対象医療機関」という。）が同項に規定する医療協定等措置を講じたと認められる日（次項において「医療協定等措置認定日」という。）の属する月における当該対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、当該月の当該各号に定める費用（次項において「公的医療保険給付費」という。）として当該対象医療機関に支払われる額とする。

一　法第三十六条の二第一項第一号に掲げる措置を講じたと認められる医療機関　健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給に要する費用

二　前号に掲げる医療機関以外の医療機関　外来療養（健康保険法第六十三条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）、船員保険法第五十三条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）、国民健康保険法第三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）、国家公務員共済組合法第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）、地方公務員等共済組合法第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の給付並びに外来療養に係る保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給に要する費用

2　法第三十六条の九第一項の政令で定める月は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日（第九条の五において「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表日」という。）前一年以内において医療協定等措置認定日に応当する日の属する月（厚生労働大臣が定める理由により当該月によることが適当でないと認められる場合においては、当該理由に応じて厚生労働大臣が定める月）とし、当該月における対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額は、当該月の公的医療保険給付費として、当該対象医療機関に支払われた額とする。

（流行初期医療の確保に要する費用の額）

第九条の四　法第三十六条の十の政令で定めるところにより算定した額は、前条第二項の規定により算定した額から同条第一項の規定により算定した額を控除した額に八分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

（国の交付金の額）

第九条の五　法第三十六条の十二の規定により国が都道府県に対して交付する額は、各都道府県につき、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表日の属する月から第九条の二に規定する厚生労働大臣が定める期間が経過する日の属する月までの間（次条において「流行初期医療確保措置実施期間」という。）における流行初期医療確保措置（法第三十六条の九第一項に規定する流行初期医療確保措置をいう。次条において同じ。）に要した費用の額の八分の三に相当する額とする。

（流行初期医療確保交付金の額）

第九条の六　法第三十六条の十三の規定により社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が都道府県に対して交付する額は、各都道府県につき、流行初期医療確保措置実施期間における流行初期医療確保措置に要した費用の額の二分の一に相当する額とする。

（保険者の合併等の場合における流行初期医療確保拠出金等の額の算定の特例）

第九条の七　合併若しくは分割により成立した保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。以下この条において同じ。）、合併若しくは分割後存続する保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者（以下この条において「成立保険者等」という。）に係る合併、分割又は解散が行われた年度（以下この条において「合併等年度」という。）の法第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（以下単に「流行初期医療確保拠出金等」という。）の額は、次の各号に掲げる成立保険者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでない。

一　合併又は分割により成立した保険者　当該保険者が当該合併により消滅した保険者又は当該分割により消滅した保険者若しくは当該分割後存続する保険者から承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額

二　合併後存続する保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者　当該合併又は解散前における当該保険者に係る合併等年度の流行初期医療確保拠出金等の額に当該合併又は解散により消滅した保険者から承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額を加えて得た額

三　分割後存続する保険者　当該分割前における当該保険者に係る合併等年度の流行初期医療確保拠出金等の額から当該分割により成立した保険者が承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額を控除して得た額

（流行初期医療確保拠出金等及び延滞金の徴収の請求）

第九条の八　法第三十六条の十九第三項の規定による流行初期医療確保拠出金等及び延滞金（法第三十六条の二十に規定する延滞金をいう。）の徴収の請求は、法第三十六条の十九第一項の規定による督促を受けた保険者等（法第三十六条の十四第一項に規定する保険者等をいう。以下この条において同じ。）の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対して行うものとする。ただし、当該保険者等のうち厚生労働大臣の指定する保険者等に係る当該請求は、厚生労働大臣に対して行うものとする。

（流行初期医療の確保に要する費用の返納）

第九条の九　法第三十六条の二十三第一項の政令で定める収入は、法第三十六条の二第一項第一号又は第二号に掲げる措置に係る補助金のうち法第三十六条の九第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用に係るものとして厚生労働大臣が定めるもの（次項において「流行初期医療確保補助金」という。）とする。

2　法第三十六条の二十三第一項の政令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該額が同項の流行初期医療の確保に要する費用に係る収入の額（以下この項において「流行初期医療確保費用収入額」という。）を上回る場合には、流行初期医療確保費用収入額）とする。

一　第九条の三第一項の規定により算定した額、流行初期医療確保費用収入額及び流行初期医療確保補助金の額の合計額

二　第九条の三第二項の規定により算定した額及び当該額から同条第一項により算定した額を控除した額に八分の二を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

第九条の十　法第三十六条の二十三第四項において法第三十六条の十九から第三十六条の二十二までの規定を準用する場合においては、これらの規定中「支払基金」とあるのは「都道府県知事」と、「保険者等」とあるのは「対象医療機関」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六条の十九第一項	流行初期医療確保拠出金等	第三十六条の二十三第一項に規定する返納金（以下「返納金」という。）
第三十六条の十九第三項	流行初期医療確保拠出金等	返納金
	次条	第三十六条の二十三第四項において準用する次条
	政令で定めるところにより、その徴収を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求する	当該返納金及び当該延滞金を徴収する
第三十六条の十九第四項	規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事	返納金及び延滞金
第三十六条の二十第一項	前条第一項	第三十六条の二十三第四項において準用する前条第一項
	流行初期医療確保拠出金等	返納金
第三十六条の二十第二項、第三項及び第五項並びに第三十六条の二十一第一項及び第二項	流行初期医療確保拠出金等	返納金
第三十六条の二十一第三項	流行初期医療確保拠出金等	返納金
	第三十六条の十九第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求	第三十六条の二十三第四項において準用する第三十六条の十九第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収
第三十六条の二十二第一項	厚生労働大臣又は都道府県知事	都道府県知事
	流行初期医療確保拠出金等	返納金

（流行初期医療の確保に要する費用の返還に関する読替え）

第九条の十一　法第三十六条の二十四第二項において法第三十六条の十九から第三十六条の二十二まで並びに第三十六条の二十三第二項及び第三項の規定を準用する場合においては、これらの規定中「支払基金」とあるのは「都道府県知事」と、「保険者等」とあるのは「対象医療機関」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六条の十九第一項	流行初期医療確保拠出金等	第三十六条の二十四第一項の規定により返還を命ぜられた流行初期医療の確保に要する費用の全部又は一部（以下「返還金」という。）

第三十六条の十九第三項	流行初期医療確保拠出金等	返還金
	次条	第三十六条の二十四第二項において準用する次条
	政令で定めるところにより、その徴収を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求する	当該返還金及び当該延滞金を徴収する
第三十六条の十九第四項	規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事	返還金及び延滞金
第三十六条の二十第一項	前条第一項	第三十六条の二十四第二項において準用する前条第一項
	流行初期医療確保拠出金等	返還金
第三十六条の二十第二項、第三項及び第五項並びに第三十六条の二十一第一項及び第二項	流行初期医療確保拠出金等	返還金
第三十六条の二十第三項	流行初期医療確保拠出金等	返還金
	第三十六条の十九第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求	第三十六条の二十四第二項において準用する第三十六条の十九第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収
第三十六条の二十二第一項	厚生労働大臣又は都道府県知事	都道府県知事
	流行初期医療確保拠出金等	返還金
第三十六条の二十三第二項	前項	第三十六条の二十四第一項
	返納金	返還金
第三十六条の二十三第三項	第一項	第三十六条の二十四第一項
	返納金	返還金

（基金流行初期医療確保措置債券の形式）

第九条の十二　法第三十六条の三十二第一項の規定により支払基金が発行する債券（以下「基金流行初期医療確保措置債券」という。）は、無記名式とする。

（基金流行初期医療確保措置債券の発行の方法）

第九条の十三　基金流行初期医療確保措置債券の発行は、募集の方法による。

（基金流行初期医療確保措置債券申込証）

第九条の十四　基金流行初期医療確保措置債券の募集に応じようとする者は、基金流行初期医療確保措置債券申込証にその引き受けようとする基金流行初期医療確保措置債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

2　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある基金流行初期医療確保措置債券（次条第二項において「振替基金流行初期医療確保措置債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該基金流行初期医療確保措置債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を基金流行初期医療確保措置債券申込証に記載しなければならない。

3　基金流行初期医療確保措置債券申込証は、支払基金が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　基金流行初期医療確保措置債券の名称

二　基金流行初期医療確保措置債券の総額

三　各基金流行初期医療確保措置債券の金額

四　基金流行初期医療確保措置債券の利率

五　基金流行初期医療確保措置債券の償還の方法及び期限

六　利息の支払の方法及び期限

七　基金流行初期医療確保措置債券の発行の価額

八　社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九　社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十　応募額が基金流行初期医療確保措置債券の総額を超える場合の措置

十一　募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（基金流行初期医療確保措置債券の引受け）

第九条の十五　前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける場合又は基金流行初期医療確保措置債券の募集の委託を受けた会社が自ら基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2　前項の場合において、振替基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替基金流行初期医療確保措置債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を支払基金に示さなければならない。

（基金流行初期医療確保措置債券の成立の特則）

第九条の十六　基金流行初期医療確保措置債券の応募総額が基金流行初期医療確保措置債券の総額に達しないときでも基金流行初期医療確保措置債券を成立させる旨を基金流行初期医療確保措置債券申込証に記載したときは、その応募額をもって基金流行初期医療確保措置債券の総額とする。

（基金流行初期医療確保措置債券の払込み）

第九条の十七　基金流行初期医療確保措置債券の募集が完了したときは、支払基金は、遅滞なく、各基金流行初期医療確保措置債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第九条の十八　支払基金は、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、基金流行初期医療確保措置債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2　各債券には、第九条の十四第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、支払基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（基金流行初期医療確保措置債券原簿）

第九条の十九　支払基金は、主たる事務所に基金流行初期医療確保措置債券原簿を備えて置かなければならない。

2　基金流行初期医療確保措置債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　基金流行初期医療確保措置債券の発行の年月日

二　基金流行初期医療確保措置債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、基金流行初期医療確保措置債券の数及び番号）

三　第九条の十四第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四　元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合）

第九条の二十　基金流行初期医療確保措置債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2　前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、支払基金は、これに応じなければならない。

（基金流行初期医療確保措置債券の発行の認可）

第九条の二十一　支払基金は、法第三十六条の三十二第一項の規定により基金流行初期医療確保措置債券の発行の認可を受けようとするときは、基金流行初期医療確保措置債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　基金流行初期医療確保措置債券の発行を必要とする理由

二　第九条の十四第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三　基金流行初期医療確保措置債券の募集の方法

四　基金流行初期医療確保措置債券の発行に要する費用の概算額

五　第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　作成しようとする基金流行初期医療確保措置債券申込証

二　基金流行初期医療確保措置債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三　基金流行初期医療確保措置債券の引受けの見込みを記載した書面

第十条中「（昭和三十三年法律第百九十二号）」を削る。

第二十四条の次に次の二条を加える。

（手数料の額等）

第二十四条の二　法第五十六条の四十九第一項の規定により匿名感染症関連情報利用者（法第五十六条の四十二に規定する匿名感染症関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名感染症関連情報（法第五十六条の四十一第一項に規定する匿名感染症関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに七千二百円とする。

2　前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第五十六条の四十九第一項の規定により支払基金等（法第五十六条の四十八に規定する支払基金等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

（手数料の免除）

第二十四条の三　法第五十六条の四十九第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一　都道府県その他の法第五十六条の四十一第一項第一号に掲げる者

二　法第五十六条の四十一第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三　法第五十六条の四十一第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四　前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2　厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第五十六条の四十九第一項の手数料を免除する。

3　前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名感染症関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第五十六条の四十八の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が法第五十六条の四十一第一項の規定による匿名感染症関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に提出しなければならない。

第三十条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第二条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「から第三項まで」を「、第二項（第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三項」に改め、「第四十二条第二項」の下に「、第四十四条の三の二第二項、第四十四条の三の三第二項、第五十条の三第二項及び第五十条の四第二項」を加え、同号ニ中「及び同条第四項から第八項」を「、同条第五項から第十一項」に改め、「含む。」の下に「、第四十四条の三の二第一項及び第四十四条の三の三第一項」を加え、同号ホ中「並びに」を「、第五十条の三第一項、第五十条の四第一項並びに」に改める。

第五条の六（見出しを含む。）中「第三十一条の六第三項」を「第三十一条の八第三項」に改め、同条第三号中「第三十一条の六第一項」を「第三十一条の八第一項」に改め、同条第四号中「第三十一条の六第一項」を「第三十一条の八第一項」に、「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の六第一項」に改める。

（健康保険法施行令の一部改正）

第三条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に、「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付」に改める。

第二十九条及び第四十六条中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

第六十五条第一項第一号イ及びロ並びに第六十七条第三項中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第四条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に、「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等（附則第六条において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付」に改める。

附則第六条中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第五条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に、「の総額」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の総額」に、「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金（次項において「流行初期医療確保拠出金」という。）」に改め、同条第二項第二号中「並びに介護納付金の総額」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の総額」に、「並びに介護納付金の納付」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付」に改める。

第二十条第四項中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第六条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に、「）の納付」を「）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）の納付」に改め、同条第二項第一号中「後期高齢者支援金等の納付」を「後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金の納付」に改める。

第二条第一項第二号中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金」に改める。

第四条第二項第二号イ中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金の納付」に改める。

第五条第一項第一号ロ(1)及び同条第八項中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金」に改める。

第九条第二項第一号ホ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改め、同号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（ヘ及び第十九条第三号において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付に要する費用の額

第十九条第三号中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第七条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号イ中「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第八条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十一条」を「以下この条及び第十一条」に改め、「負担対象額」という。）」の下に「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金の額から当該流行初期医療確保拠出金の額に療養の給付等に要した費用の額に占める特定費用額の割合を乗じて得た額（第十一条において「特定流行初期医療確保拠出金の額」という。）を控除した額（第十一条において「負担対象拠出金額」という。）の合計額（第七条第一項及び第九条において「負担対象総額」という。）」を加える。

第七条第一項及び第九条中「負担対象額」を「負担対象総額」に改める。

第十一条中「加えて得た額」の下に「に当該年度における負担対象拠出金額に一から当該年度における特定流行初期医療確保拠出金の額の百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに当該年度における後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額」を加える。

第十三条第七項第一号中「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（第十七条及び第十八条において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付」に改める。

第十七条及び第十八条中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

第二十五条の三第二項中「保険納付対象額」を「保険納付対象総額」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第一号中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同項第四号中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

条約

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第二号

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定

日本国及びイタリア共和国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、

(a)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

イタリア共和国については、イタリア共和国の国籍に関する法律にいうイタリア国民

(b)　「法令」とは、次条に掲げる制度に関するいずれか一方の締約国の法律及び規則をいう。

(c)　「権限のある当局」とは、次条に掲げる制度を管轄するいずれか一方の締約国の政府機関をいう。

(d)　「実施機関」とは、次条に掲げる制度の実施に責任を有するいずれか一方の締約国の保険機関（その連合組織を含む。）をいう。

(e)　「給付」とは、いずれか一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2　この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条

この協定は、

1　イタリア共和国については、

(a)　次のイタリア共和国の年金制度について適用する。

(i)　被用者の障害年金、老齢年金及び遺族年金に関する一般強制保険

(ii)　自営業者に関する一般強制保険の特別制度

(iii)　一般強制保険の分離制度

(iv)　(i)に規定する一般強制保険を代替し、及び除外する保険制度

ただし、この協定は、専ら又は部分的に国庫を財源とする無拠出制の給付については、適用しないものとし、また、この協定の適用上、第十三条の規定は、この(a)に掲げるイタリア共和国の年金制度については、適用しない。

(b)　非自発的失業に対する保険制度について適用する。

ただし、この協定の適用上、第五条から第七条まで、第九条2、第十一条、第十八条、第十九条及び第二十一条の規定は、この(b)に規定するイタリア共和国の制度については、適用しない。

2　日本国については、

(a)　次の日本国の年金制度について適用する。

(i)　国民年金（国民年金基金を除く。）

(ii)　厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(iii)　国家公務員共済年金

(iv)　地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(v)　私立学校教職員共済年金

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めないものとし、また、第十三条の規定は、この(a)に掲げる日本国の年金制度については、適用しない。

(b)　失業等給付に関する日本国の雇用保険制度について適用する。

ただし、この協定の適用上、第五条から第七条まで、第九条2、第十一条、第十八条、第十九条及び第二十一条の規定は、この(b)に規定する日本国の制度については、適用しない。

第三条

この協定は、いずれか一方の締約国の法令の適用を受けているか、又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者について適用する。

第四条

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であって一方の締約国の領域内に居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

第五条

1　一方の締約国の領域外に居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に住所を有することを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

2　一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に居住する他方の締約国の国民に対しては、当該第三国の領域内に居住する当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

第六条

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条

1　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2　1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

3　1の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた者が、その後、当該雇用者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合にも適用される。

4　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国の領域内において自営業者として就労する者が、一時的に他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

5　4に規定する他方の締約国の領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して4に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第八条

ある者が一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば当該者について両締約国の法令が適用されることとなる場合には、当該者について、当該一方の締約国の法令のみを適用する。ただし、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用され、かつ、当該他方の締約国の領域内に居住する場合には、当該者について、当該他方の締約国の法令のみを適用する。

第九条

1　この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2　1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条

両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から第八条まで、前条2及び第十三条の規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条

日本国の領域内において就労する者であって、第七条、第九条2又は前条の規定によりイタリア共和国の法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a)　当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

(b)　当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従って決定する。

第十二条

第六条から第八条まで、第九条2、前条及び次条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第十三条

この協定（第十条を除く。）の他のいかなる規定にもかかわらず、第二条1(b)に規定するイタリア共和国の制度及び同条2(b)に規定する日本国の制度については、次の規定を適用する。

(a)　第二条1(b)に規定するイタリア共和国の制度又は同条2(b)に規定する日本国の制度に加入し、かつ、一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その就労について、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(b)　(a)に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して(a)に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

(c)　(a)の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた者が、その後、当該雇用者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合にも適用される。

第十四条

1　両締約国の権限のある当局は、

(a)　この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。

(b)　この協定の実施を円滑にするため、権限のある当局又は実施機関の中から、相互に直接連絡することができる連絡機関を指定する。

(c)　自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2　両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第十五条

1　一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2　この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第十六条

1　この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局、実施機関及び連絡機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、イタリア語又は英語により、直接に連絡することができる。

2　この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局、実施機関及び連絡機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第十七条

1　一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達する。

2　一方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、この協定に従って他方の締約国により当該一方の締約国に対し伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。一方の締約国が受領するこれらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第十八条

1　一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2　一方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達する。

第十九条

この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。

第二十条

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十一条

第四条の規定は、日本国の領域外に住所を有することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第二十二条

第七条1及び4並びに第十三条(a)の規定の適用に当たっては、これらの規定にいう派遣又は自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、当該派遣又は自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

第二十三条

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十四条

1　この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2　いずれか一方の締約国が他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行う場合には、両締約国は、この協定が終了することにより生ずることのある問題を解決するために協議する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年二月六日にローマで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
安藤裕康
イタリア共和国のために
S・G・クラクシ

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE ITALIAN REPUBLIC ON SOCIAL SECURITY

Japan and the Italian Republic,

Being desirous of regulating their mutual relations in the field of social security,

Have agreed as follows:

Article 1

1. For the purpose of this Agreement,

(a) "national" means,

as regards Japan,
a Japanese national within the meaning of the law on nationality of Japan,

as regards the Italian Republic,
an Italian national within the meaning of the law on nationality of the Italian Republic;

(b) "legislation" means,

the laws and regulations of a Contracting State concerning the systems specified in Article 2;

(c) "competent authority" means,

any of the Governmental organizations of a Contracting State competent for the systems specified in Article 2;

(d) "competent institution" means,

any of the insurance institutions, or any association thereof of a Contracting State, responsible for the implementation of the systems specified in Article 2;

(e) "benefit" means,

a pension or any other cash benefit under the legislation of a Contracting State.

2. For the purpose of this Agreement, any term not defined in this Agreement shall have the meaning assigned to it under the applicable legislation.

Article 2

This Agreement shall apply,

1. as regards the Italian Republic,

(a) to the following Italian pension systems:

(i) the general compulsory insurance for invalidity, old-age and survivors' pension of employed persons;

(ii) the special schemes of the general compulsory insurance for self-employed persons;

(iii) the separate scheme of the general compulsory insurance; and

(iv) the insurance systems replacing and excluding the general compulsory insurance specified in (i);

however,

this Agreement shall not apply to the non-contributory benefits which are financed wholly or partially by the national budgetary resources, and

for the purpose of this Agreement, Article 13 shall not apply to the Italian pension systems specified in (a) of this paragraph; and

(b) to the insurance system against involuntary unemployment;

however, for the purpose of this Agreement, Articles 5 to 7, paragraph 2 of Article 9, 11, 18, 19 and 21 shall not apply to the Italian system specified in (b) of this paragraph; and

2. as regards Japan,

(a) to the following Japanese pension systems:

(i) the National Pension (except the National Pension Fund);

(ii) the Employees' Pension Insurance (except the Employees' Pension Fund);

(iii) the Mutual Aid Pension for National Public Officials;

(iv) the Mutual Aid Pension for Local Public Officials and Personnel of Similar Status (except the pension system for members of local assemblies); and

(v) the Mutual Aid Pension for Private School Personnel;

however, for the purpose of this Agreement, the National Pension shall not include the Old Age Welfare Pension or any other pensions which are granted on a transitional or complementary basis for the purpose of welfare and which are payable wholly or mainly out of national budgetary resources and Article 13 shall not apply to the Japanese pension systems specified in (a) of this paragraph; and

(b) to the Japanese employment insurance system concerning the unemployment benefits;

however, for the purpose of this Agreement, Articles 5 to 7, paragraph 2 of Article 9, 11, 18, 19 and 21 shall not apply to the Japanese system specified in (b) of this paragraph.

Article 3

This Agreement shall apply to a person who is or has been subject to the legislation of a Contracting State and other persons who derive rights from such person.

Article 4

Unless otherwise provided in this Agreement, the persons specified in Article 3, who reside in the territory of a Contracting State, shall receive equal treatment with nationals of that Contracting State in the application of the legislation of that Contracting State.

Article 5

1. Any provision of the legislation of a Contracting State which restricts entitlement to or payment of benefits solely because the person resides outside the territory of that Contracting State shall not be applicable to persons who reside in the territory of the other Contracting State. However, the foregoing shall not affect the provisions of the legislation of Japan which require a person who is aged 60 or over but under 65 on the date of the first medical examination or of death to be domiciled in the territory of Japan for the acquisition of entitlement to the Disability Basic Pension or the Survivors' Basic Pension.

2. Benefits under the legislation of a Contracting State shall be paid to nationals of the other Contracting State who reside in the territory of a third State, under the same conditions as if they were nationals of the first Contracting State who reside in the territory of that third State.

Article 6

Unless otherwise provided in this Agreement, a person who works as an employed person or a self-employed person in the territory of a Contracting State shall be subject only to the legislation of that Contracting State.

Article 7

1. Where a person who is covered under the legislation of a Contracting State and employed in the territory of that Contracting State by an employer with a place of business in that territory is sent by that employer from that territory to work in the territory of the other Contracting State, the employed person shall be subject only to the legislation of the first Contracting State as if that employed person were working in the territory of the first Contracting State, provided that the period of such detachment is not expected to exceed five years.

2. If the detachment referred to in paragraph 1 of this Article continues beyond five years, the competent authorities of both Contracting States or the competent institutions designated by those competent authorities may agree that the employed person remains subject only to the legislation of the first Contracting State.

3. Paragraph 1 of this Article shall apply where a person who has been sent by his employer from the territory of a Contracting State to the territory of a third State is subsequently sent by that employer from the territory of the third State to the territory of the other Contracting State.

4. Where a person who is covered under the legislation of a Contracting State and who ordinarily works as a self-employed person in the territory of that Contracting State, works temporarily as a self-employed person only in the territory of the other Contracting State, that person shall be subject only to the legislation of the first Contracting State as if that person were working in the territory of the first Contracting State, provided that the period of the self-employed activity in the territory of the other Contracting State is not expected to exceed five years.

5. If the self-employed activity in the territory of the other Contracting State referred to in paragraph 4 of this Article continues beyond five years, the competent authorities of both Contracting States or the competent institutions designated by those competent authorities may agree that the self-employed person remains subject only to the legislation of the first Contracting State.

Article 8

Where a person works as an employed person on board a sea-going vessel flying the flag of a Contracting State and would otherwise be subject to the legislation of both Contracting States, that person is subject only to the legislation of that Contracting State.

However, where that person is employed by an employer with a place of business in the territory of the other Contracting State, that person shall be subject only to the legislation of that other Contracting State if that person resides in the territory of that other Contracting State.

Article 9

1. This Agreement shall not affect the provisions of the Vienna Convention on Diplomatic Relations of April 18, 1961, or the Vienna Convention on Consular Relations of April 24, 1963.

2. Subject to paragraph 1 of this Article, where any civil servant of a Contracting State or any person treated as such in the legislation of that Contracting State is sent to work in the territory of the other Contracting State, that person shall be subject only to the legislation of the first Contracting State as if that person were working in the territory of the first Contracting State.

Article 10

At the request of an employed person and an employer or a self-employed person, the competent authorities of both Contracting States or the competent institutions designated by those competent authorities may agree to grant an exception to Articles 6 to 8, paragraph 2 of Article 9 and Article 13 in the interest of particular persons or categories of persons, provided that such persons or categories of persons shall be subject to the legislation of one of the Contracting States.

Article 11

As regards the accompanying spouse or children of a person who works in the territory of Japan and who is subject to the legislation of the Italian Republic in accordance with Article 7, paragraph 2 of Article 9 or Article 10:

(a) In cases in which the accompanying spouse or children are persons other than Japanese nationals, the legislation of Japan shall not apply to them. However, when the accompanying spouse or children so request, the foregoing shall not apply;

(b) In cases in which the accompanying spouse or children are Japanese nationals, the exemption from the legislation of Japan shall be determined in accordance with the legislation of Japan.

Article 12

Articles 6 to 8, paragraph 2 of Article 9, Article 11 and Article 13 shall apply only to compulsory coverage under the legislation of each Contracting State.

Article 13

Notwithstanding any other provisions of this Agreement other than the provisions of Article 10, as regards the Italian system specified in paragraph 1(b) of Article 2 and the Japanese system specified in paragraph 2(b) of Article 2, the following provisions shall apply:

(a) where a person who is covered under the Italian system specified in paragraph 1(b) of Article 2 or the Japanese system specified in paragraph 2(b) of Article 2 and employed in the territory of a Contracting State by an employer with a place of business in that territory is sent by that employer from that territory to work in the territory of the other Contracting State, the employed person shall be subject, with respect to that employment, only to the legislation of the first Contracting State, provided that the period of such detachment is not expected to exceed five years;

(b) If the detachment referred to in paragraph (a) of this Article continues beyond five years, the competent authorities of both Contracting States or the competent institutions designated by those competent authorities may agree that the employed person remains subject only to the legislation of the first Contracting State;

(c) Paragraph (a) of this Article shall apply where a person who has been sent by his employer from the territory of a Contracting State to the territory of a third State is subsequently sent by that employer from the territory of the third State to the territory of the other Contracting State.

Article 14

1. The competent authorities of both Contracting States shall:

(a) agree on the administrative measures necessary for the implementation of this Agreement;

(b) designate, among the competent authorities or competent institutions, the liaison agencies which may communicate directly to each other in order to facilitate the implementation of this Agreement; and

(c) communicate to each other, as soon as possible, all information about changes to their respective legislation insofar as those changes affect the implementation of this Agreement.

2. The competent authorities and competent institutions of both Contracting States, within the scope of their respective authorities, shall provide any assistance necessary for the implementation of this Agreement. This assistance shall be provided free of charge.

Article 15

1. Insofar as the legislation and other relevant laws and regulations of a Contracting State contain provisions on an exemption or reduction of administrative charges or consular fees for documents to be submitted under the legislation of that Contracting State, those provisions shall also apply to documents to be submitted in the application of this Agreement and the legislation of the other Contracting State.

2. Documents which are presented for the purpose of this Agreement and the legislation of a Contracting State shall not require legalization or any other similar formality by diplomatic or consular authorities.

Article 16

1. In implementing this Agreement, the competent authorities, competent institutions and liaison agencies of both Contracting States may communicate directly in Japanese, Italian or English language with each other and with any concerned person wherever the person may reside.

2. In implementing this Agreement, the competent authorities, competent institutions and liaison agencies of a Contracting State may not reject applications or any other documents for the reason that they are written in the language of the other Contracting State.

Article 17

1. The competent authorities, competent institutions or liaison agencies of a Contracting State shall, in accordance with its laws and regulations, send to the competent authorities, competent institutions or liaison agencies of the other Contracting State information about an individual collected under its legislation insofar as the information is necessary for the implementation of this Agreement.

2. Unless otherwise required by the laws and regulations of a Contracting State, information about an individual which is transmitted in accordance with this Agreement to that Contracting State by the other Contracting State shall be used exclusively for the purpose of implementing this Agreement. Such information received by a Contracting State shall be governed by the laws and regulations of that Contracting State for the protection of confidentiality of personal data.

Article 18

1. When a written application for benefits, an appeal or any other declaration under the legislation of a Contracting State is submitted to a competent authority, competent institution or liaison agency of the other Contracting State which is competent to receive similar applications, appeals or declarations under the legislation of that other Contracting State, that application for benefits, appeal or declaration shall be deemed to be submitted on the same date to the competent authority, competent institution or liaison agency of the first Contracting State and shall be dealt with, according to the procedure and legislation of the first Contracting State.

2. The competent authority, competent institution or liaison agency of a Contracting State shall send the application for benefits, appeal or any other declaration submitted in accordance with paragraph 1 of this Article to the competent authority, competent institution or liaison agency of the other Contracting State without delay.

Article 19

Payments of benefits under this Agreement may be made in the currency of either Contracting State.

Article 20

Any disagreement regarding the interpretation or application of this Agreement shall be resolved by consultation between the Contracting States.

Article 21

Article 4 shall not affect the provisions on complementary periods for Japanese nationals on the basis of domicile outside the territory of Japan under the legislation of Japan.

Article 22

In applying paragraphs 1 and 4 of Article 7 and paragraph (a) of Article 13, in the case of persons whose detachment or self-employment referred to in those paragraphs commenced prior to the entry into force of this Agreement, the period of such detachment or self-employment shall be considered to begin on the date of entry into force of this Agreement.

Article 23

This Agreement shall enter into force on the first day of the third month following the month in which the Contracting States shall have completed an exchange of diplomatic notes informing each other that their respective constitutional requirements necessary for the entry into force of this Agreement have been fulfilled.

Article 24

1. This Agreement shall remain in force for an indefinite period. Either Contracting State may give to the other Contracting State, through diplomatic channels, written notice of termination of this Agreement. In that event, this Agreement shall remain in force until the last day of the twelfth month following the month in which the termination was notified.

2. When either Contracting State gives notice of termination of this Agreement to the other Contracting State, both Contracting States shall consult with each other in order to solve the issues which may arise from the termination of this Agreement.

In witness whereof, the undersigned, being duly authorized by their respective Governments, have signed this Agreement.

Done at Rome, on February 6, 2009, in duplicate in the English language.

For Japan:

Hiroyasu Ando

For the Italian Republic:

S. G. Craxi

府　令

○内閣府令第一号

孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第十五条第二項の規定に基づき、孤独・孤立対策推進法施行規則を次のように定める。

令和六年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

孤独・孤立対策推進法施行規則

地方公共団体の長は、孤独・孤立対策推進法（以下「法」という。）第十五条第一項の規定により孤独・孤立対策地域協議会を設置したときは、次の各号に掲げる事項を公示するものとする。

一　孤独・孤立対策地域協議会を設置した旨

二　当該孤独・孤立対策地域協議会の名称

三　当該孤独・孤立対策地域協議会に係る法第十七条第一項に規定する孤独・孤立対策調整機関を指定したときは、その名称

四　当該孤独・孤立対策地域協議会を構成する法第十五条第一項に規定する関係機関等の名称等

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

デジタル庁令

○デジタル庁令第一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、デジタル庁所管補助金等交付規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

デジタル庁所管補助金等交付規則の一部を改正する庁令

デジタル庁所管補助金等交付規則（令和三年デジタル庁令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表（第九条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
マイナンバーカード関係システム事業費補助金	器具及び備品	事務機器及び通信機器	
		電子計算機（パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
		その他のもの	五
	ソフトウェア	その他の事務機器	五
預貯金口座情報提供等業務交付金	器具及び備品	事務機器及び通信機器	
		電子計算機	五

改　正　前

別表（第九条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
マイナンバーカード関係システム事業費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五十
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四十七
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三十四
預貯金口座情報提供等業務交付金			

パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）その他のもの	四		
その他の事務機器	五	ソフトウェア	五
事務機器及び通信機器	五		
電子計算機	四		
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）			
その他のもの	五	ソフトウェア	五
社会保障・税番号制度システム整備費補助金			
器具及び備品		ソフトウェア	五

その他のもの	四十一		
旅館用又はホテル用のもの			
延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三十一		
その他のもの	三十九		
店舗用のもの	三十九		
病院用のもの	三十九		
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	三十八		
公衆浴場用のもの	三十一		
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの			
倉庫事業の倉庫用のもの	三十一		
その他のもの	三十八		
れんが造、石造又はブロック造のもの			
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四十一		
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三十八		
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三十八		
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三十六		
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	三十四		
公衆浴場用のもの	三十		
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの			
倉庫事業の倉庫用のもの	三十		
その他のもの	三十四		
金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）			
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三十八		
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三十四		
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三十一		
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	三十一		
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二十九		
公衆浴場用のもの	二十七		
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの			
倉庫事業の倉庫用のもの	二十六		
その他のもの	三十一		
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）			
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三十		
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二十七		

飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二十五
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	二十五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二十四
公衆浴場用のもの	十九
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二十四
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	
事務所用のもの及び左記以外のもの	二十二
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	十九
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	十九
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	十九
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	十七
公衆浴場用のもの	十五
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	十七
木造又は合成樹脂造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二十四
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二十二
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二十
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	十七
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	十七
公衆浴場用のもの	十二
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	十五
木骨モルタル造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二十二
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二十
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	十九
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	十五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	十一
公衆浴場用のもの	十四
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
簡易建物	
木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	十
堀立造のもの及び仮設のもの	七

建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	六 十五
	蓄電池電源設備	
	その他のもの	
	給排水又は衛生設備及びガス設備	十五
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	十三
	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	
	その他のもの	十五
	昇降機設備	十七 十五
	エレベーター	
	エスカレーター	
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
	エアカーテン又はドアー自動開閉設備	十二
	アーケード又は日よけ設備	十五 八
	主として金属製のもの	
	その他のもの	
	店用簡易装備	三
	可動間仕切り	三 十五
	簡易なもの	
	その他のもの	
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	十八 十
	主として金属製のもの	
	その他のもの	
建物及び建物附属設備	開発研究用のもの	五
	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	
構築物	送配電用のもの	五十 四十二 十五 三十 二十 三十 二十五
	配電用のもの	
	鉄塔及び鉄柱	
	鉄筋コンクリート柱	
	木柱	
	配電線	
	引込線	
	添架電話線	
	地中電線路	

電気通信事業用のもの	
通信ケーブル	
光ファイバー製のもの	十
その他のもの	十三
地中電線路	二十七
その他の線路設備	二十一
放送用又は無線通信用のもの	
鉄塔及び鉄柱	
円筒空中線式のもの	三十
その他のもの	四十
鉄筋コンクリート柱	四十二
木柱	十
アンテナ	十
接地線及び放送用配線	十
農林業用のもの	
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	
果樹棚又はホップ棚	十四
その他のもの	十七
主として金属造のもの	十四
主として木造のもの	五
土管を主としたもの	十
その他のもの	八
広告用のもの	
金属造のもの	二十
その他のもの	十
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	
スタンド	
主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四十五
主として鉄骨造のもの	三十
主として木造のもの	十
ネット設備	十五
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	三十
水泳プール	三十
その他のもの	
児童用のもの	
すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	十
その他のもの	十五

その他のもの	
主として木造のもの	十五
その他のもの	三十
緑化施設及び庭園	
工場緑化施設	七
その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	二十
舗装道路及び舗装路面	
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	十五
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	十
ビチューマルス敷のもの	三
前掲のものを除く。	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五十
上水道及び水そう	三十五
下水道及び焼却炉	三十
へい	六十
その他のもの	
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの	三十
上水道	十五
下水道及びへい	四十
その他のもの	
金属造のもの	
水そう及び油そう	二十五
鋳鉄製のもの	十五
鋼鉄製のもの	
焼却炉、へい、街路灯及びガードレール	十
露天式立体駐車設備	十五
その他のもの	四十五
合成樹脂造のもの	十
前掲の区分によらないもの	
主として木造のもの	十五
その他のもの	五十
開発研究用のもの	
風どう、試験水そう及び防壁	五
ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七

船舶	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船　総トン数が二千トン未満のもの	十四	
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	九	
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七	
航空機	ヘリコプター	五	
車両	特殊自動車（自走式作業用機械を含まない。）　消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	五	
	モータースィーパー及び除雪車	四	
	タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	三	
	小型車（じんかい車及びし尿車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあっては総排気量が二リットル以下のものをいう。）　その他のもの	四	
	運送事業用の車両（前掲のものを除く。）　乗合自動車	五	
	前掲のもの以外のもの　自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）　小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）　その他のもの　貨物自動車　ダンプ式のもの	四	
	その他のもの	四	
	報道通信用のもの	五	
	その他のもの	五	
	二輪又は三輪自動車	六	
	その他のもの	三	
	自走能力を有するもの	七	
	その他のもの	四	
工具	測定工具　開発研究用のもの	五	四

器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	
	事務机、事務いす及びキャビネット	
	主として金属製のもの	十五
	その他のもの	八
	応接セット	
	接客業用のもの	五
	その他のもの	八
	ベッド	八
	児童用机及びいす	五
	陳列棚及び陳列ケース	
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	六
	その他のもの	八
	その他の家具	
	接客業用のもの	五
	その他のもの	
	主として金属製のもの	十五
	その他のもの	八
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五
	冷房用又は暖房用機器	六
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
	じゅうたんその他の床用敷物	
	小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三
	その他のもの	六
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	十五
	その他のもの	八
	食事又はちゅう房用品	
	陶磁器製又はガラス製のもの	二
	その他のもの	五
	その他のもの	
	主として金属製のもの	十五
	その他のもの	八

事務機器及び通信機器	
電子計算機	
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
その他のもの	五
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五
その他の事務機器	五
テレタイプライター及びファクシミリ	五
インターホーン及び放送用設備	六
電話設備その他の通信機器	
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六
その他のもの	十
時計、試験機器及び測定機器	
時計	十
度量衡器	五
試験又は測定機器	五
光学機器	
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八
看板及び広告器具	
看板、ネオンサイン及び気球	三
マネキン人形及び模型	二
その他のもの	十
主として金属製のもの	五
その他のもの	八
医療機器	
消毒殺菌用機器	四
手術機器	五
血液透析又は血しょう交換用機器	七
ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六
調剤機器	六
歯科診療用ユニット	七
光学検査機器	六
ファイバースコープ	六
その他のもの	八

附　則

１　この庁令は、公布の日から施行する。

２　この庁令による改正後のデジタル庁所管補助金等交付規則別表の規定は、令和五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

その他のもの	四	
レントゲンその他の電子装置を使用する機器		
移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	六	
その他のもの		
その他のもの	三十	
陶磁器製又はガラス製のもの		
主として金属製のもの	五	
その他のもの		
開発研究用のもの	四	
試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡		
生物	十五	
植物		
前掲のもの以外のもの	五十	
主として金属製のもの		
その他のもの		
通信業用設備	九	
放送業用設備	六	
宿泊業用設備	十	
飲食店業用設備	八	
機械式駐車設備	十	
その他の設備	八十七	
主として金属製のもの		
その他のもの		
開発研究用のもの	四	
汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七	
その他のもの		
開発研究用のもの	三	
前掲のもの以外のもの	五	
複写して販売するための原本		
その他のもの		

機械及び装置

ソフトウェア

省　令

○厚生労働省令第四号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十七日

厚生労働大臣　武見　敬三

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高額介護合算療養費の支給の申請等）	（高額介護合算療養費の支給の申請等）
第百九条の十　（略）	**第百九条の十**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、第二項本文の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。	4　第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、第二項本文の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　その他高額介護合算療養費等（高齢者医療確保法第七条第一項に規定する医療保険各法（第百三十四条の三及び第百五十六条の二において「医療保険各法」という。）若しくは高齢者医療確保法の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第四項において同じ。）の支給に必要な事項	三　その他高額介護合算療養費等（高齢者医療確保法第七条第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第四項において同じ。）の支給に必要な事項
5・6　（略）	5・6　（略）
第五章　費用の負担	**第五章**　費用の負担
（出産育児交付調整金額）	（新設）
第百三十四条の二　当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額（法第百五十二条の四に規定する概算出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）が同年度の確定出産育児交付金の額（法第百五十二条の五に規定する確定出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）を超える場合における出産育児交付調整金額（法第百五十二条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。）は、その超える額（次条において「出産育児交付超過額」という。）に次条に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。	
2　当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額（次条において「出産育児交付不足額」という。）に次条に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。	

（出産育児交付算定率の算定方法）

第百三十四条の三　出産育児交付算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一　全ての当該年度の前々年度の概算出産育児交付金（医療保険各法の規定による概算出産育児交付金をいう。以下この条において同じ。）の額が同年度の確定出産育児交付金（医療保険各法の規定による確定出産育児交付金をいう。以下この条において同じ。）の額に満たない保険者（高齢者医療確保法第七条第二項に規定する保険者をいう。以下この条、次条及び第百五十六条の二第二項において同じ。）（次号において「出産育児交付加算対象保険者」という。）に係る出産育児交付不足額の合計額及び全ての同年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額を超える保険者（次号において「出産育児交付控除対象保険者」という。）に係る出産育児交付超過額の合計額に係る社会保険診療報酬支払基金の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、同年度における社会保険診療報酬支払基金の保険者に対し出産育児交付金（法第百五十二条の二に規定する出産育児交付金をいう。）を交付する業務上生じた利息の額その他の事情を勘案して社会保険診療報酬支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

二　全ての出産育児交付加算対象保険者に係る出産育児交付不足額の合計額と全ての出産育児交付控除対象保険者に係る出産育児交付超過額の合計額との差額

（出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定方法）

第百三十四条の四　法第百五十二条の四に規定する出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額は、第一号に掲げる額に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該年度の前々年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要した費用の額

二　当該年度における令第三十六条で定める金額を同年度の前々年度における当該金額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

三　当該年度に生まれた者の見込数を同年度の前々年度に生まれた者の数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2　当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要した費用の額その他の事情を勘案してあらかじめ社会保険診療報酬支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

（保険料等交付金の額の算定）

第百三十四条の五　令第四十四条の七第一項に規定する保険料等交付金（以下この条において「保険料等交付金」という。）は、同一の月に年金特別会計の健康勘定において収納された保険料等（同項に規定する保険料等をいう。）の額の合算額（同月に保険料等交付金として交付された額がある場合には、当該交付された額を除く。）から、同月に厚生労働大臣が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額として年金特別会計の健康勘定から業務勘定に繰り入れられるべき額（同月に当該費用に相当する額として繰り入れられた額がある場合には、当該繰り入れられた額を除く。）を控除した額を交付するものとする。

（新設）

（新設）

（保険料等交付金の額の算定）

第百三十四条の二　令第四十四条の二第一項に規定する保険料等交付金（以下この条において「保険料等交付金」という。）は、同一の月に年金特別会計の健康勘定において収納された保険料等（同項に規定する保険料等をいう。）の額の合算額（同月に保険料等交付金として交付された額がある場合には、当該交付された額を除く。）から、同月に厚生労働大臣が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額として年金特別会計の健康勘定から業務勘定に繰り入れられるべき額（同月に当該費用に相当する額として繰り入れられた額がある場合には、当該繰り入れられた額を除く。）を控除した額を交付するものとする。

（協会が定める額の算定に当たっての勘案事項）

第百三十五条の七　協会は、一の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の二第一号ハに掲げる額のうち準備金の積立ての予定額及び同号ニに掲げる額のうち取り崩すことが見込まれる準備金の額を定めるに当たっては、当該支部被保険者に係る第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額等を勘案するものとする。

一　一の事業年度の前事業年度における、令第四十五条の二第一号に掲げる額から同号ハに掲げる額のうち準備金の積立ての予定額を控除した額に同号ニに掲げる額のうち取り崩すことが見込まれる準備金の額を加えた額と次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額との差額に相当する額

イ　（略）

ロ　法第百六十条第三項第二号に規定する保険給付、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要した費用の額（法第百五十二条の二に規定する出産育児交付金の額、法第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額（イの国庫補助の額を除く。）並びに法第百七十三条の規定による拠出金の額を除く。）から当該要した費用の額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額に総報酬按分率（法第百六十条第三項第二号に規定する総報酬按分率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額

ハ・ニ　（略）

二　（略）

（法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百五十六条の二　（略）

２　法第百九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　保険者（前項第四号及び第五号に掲げる者を除く。）又は高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合が、医療保険各法（法を除く。）若しくは高齢者医療確保法に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合

二～十二　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章　（略）	第一章～第四章　（略）
第五章　費用の負担（第百五十九条の三―第百七十一条）	第五章　費用の負担（第百六十条―第百七十一条）
第六章～第八章　（略）	第六章～第八章　（略）
附則	附則
第五章　費用の負担	**第五章**　費用の負担
（出産育児交付調整金額）	（新設）
第百五十九条の三　当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額（法第百十二条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四に規定する概算出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）が同年度の確定出産育児交付金の額（法第百十二条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の五に規定する確定出産育児交付金の額をいう。次項において同	

じ。）を超える場合における出産育児交付調整金額（法第百十二条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。）は、その超える額に健康保険法施行規則第百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

2　当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額に健康保険法施行規則第百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

（健康保険法施行規則の準用）

第百五十九条の四　健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項の規定は、当該年度における協会に係る法第百十二条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四に規定する出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額について準用する。

（法第百五十三条の八第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）

第二百十九条　法第百五十三条の八第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又はその他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一～五　（略）

六　削除

七～十九　（略）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章の三　（略）	第一章～第三章の三　（略）
（削る）	第三章の四　都道府県国民健康保険運営方針（第三十二条の三十二の八）
第四章～第六章　（略）	第四章～第六章　（略）
附則	附則
（特別療養給付の申請）	（特別療養給付の申請）
第二十八条　法第五十五条第一項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を、その者の属する世帯の世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。	**第二十八条**　法第五十五条第一項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を、その者の属する世帯の世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。
一　療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以	一　療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以

（新設）

（法第百五十三条の八第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）

第二百十九条　法第百五十三条の八第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又はその他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一～五　（略）

六　国民健康保険法附則第二十条

七～十九　（略）

下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十六項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

二～五　（略）

2～11　（略）

（第三者の行為による被害の届出）

第三十二条の六　給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その事実、当該被保険者の氏名、第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に届け出なければならない。

（削る）

（削る）

下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十六項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所、生年月日及び個人番号並びに当該被保険者であつた者が退職被保険者等であつた場合にあつてはその旨

二～五　（略）

2～11　（略）

（第三者の行為による被害の届出）

第三十二条の六　給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その事実、当該被保険者の氏名、当該被保険者が退職被保険者等である場合にあつてはその旨、第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に届け出なければならない。

第三章の四　都道府県国民健康保険運営方針

（都道府県国民健康保険運営方針）

第三十二条の三十二の八　都道府県は、毎年度、当該都道府県内の市町村のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該年度の当該各号イに掲げる額の見込額が同年度の当該各号ロに掲げる額の見込額に百分の百十四を乗じて得た額を超えるものであつて、当該各号イに掲げる額の見込額が災害その他の特別の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものについて、その医療に要する費用が著しく多額であるものと認めるものとする。

一　前期高齢被保険者加入割合が平均前期高齢被保険者加入割合以上である場合

イ　(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額

(1)　被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額

(2)　前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

ロ　(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額

(1)　年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり給付額に当該市町村の区域内に住所を有する当該年齢階層に属する被保険者の数を乗じて得た額の合算額として算定した額

(2)　平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

二　平均前期高齢被保険者加入割合が前期高齢被保険者加入割合を超える場合

イ　次に掲げる額の合算額

(1)　前号イ(1)に掲げる額の合算額

(2)　前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数を乗じて得た額に、平均前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

ロ　次に掲げる額の合算額

(1)　前号ロ(1)に掲げる額

(2)　平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数を乗じて得た額に、平均前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額

2　前項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる額の見込額は、当該年度の前々年度におけるこれらの額を基礎として算定するものとする。

3　第一項各号において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　前期高齢被保険者加入割合　当該市町村の区域内に住所を有する被保険者の数に対する前期高齢被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者をいう。第三号及び第五号において同じ。）の数の割合

二　平均前期高齢被保険者加入割合　全ての保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。）に係る同条第四項に規定する加入者の総数に対する同法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者の総数の割合

三　前期高齢被保険者一人当たり給付額　当該市町村の区域内に住所を有する前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の数で除して得た額

四　平均一人当たり給付額　全ての都道府県の区域内に住所を有する被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該被保険者の総数で除して得た額

五　平均前期高齢被保険者一人当たり給付額　全ての都道府県の区域内に住所を有する前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の総数で除して得た額

附　則

（削る）

（削る）

（削る）

附　則

（退職被保険者の資格取得の届出）

第三条　都道府県の区域内に住所を有するに至つたため、退職被保険者の資格を取得した者があるときは、第二条の規定にかかわらず、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、第二条第一項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一　その被保険者が退職被保険者である旨

二　当該退職被保険者が受給権を有する法附則第六条第一項各号に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付（以下「被用者年金給付」という。）の支給を行う者の名称、当該被用者年金給付の名称及びその受給権を取得した年月日（当該被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止されていた者については、その停止すべき事由が消滅した年月日）

2　前項の届出は、次に掲げる書類を提示して行わなければならない。

一　厚生年金保険の老齢厚生年金の年金証書その他当該退職被保険者が年金受給権を有することを証明する書類（以下「年金証書等」という。）

二　法附則第六条第一項に規定する年金保険の被保険者等であつた期間（以下単に「年金保険の被保険者等であつた期間」という。）が二十年（当該退職被保険者が令附則第十四条各号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者である場合には、当該各号に定める期間）以上であることを明らかにする書類

三　当該退職被保険者が老齢年金及び退職年金以外の年金の受給権者である場合にあつては、法附則第六条第一項各号に掲げる法令の規定による被保険者等であつた期間を記載した書類及びその期間を証明する書類

四　前号の場合であつて、かつ、当該被保険者が四十歳に達した月以後の年金保険の被保険者等であつた期間が十年以上であるために退職被保険者となつたものである場合にあつては、当該事実を明らかにする書類

第四条　前条第二項の規定は、第三条及び第四条の被保険者が退職被保険者である場合について準用する。

（退職被保険者に関する届出）

第五条　被保険者が、退職被保険者となつたときは、その者の属する世帯の世帯主は、当該退職被保険者に係る年金証書等が到達した日の翌日（被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止されていた者については、その停止すべき事由が消滅した日の翌日。次条において同じ。）から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一　退職被保険者となつた者の氏名、性別、生年月日、世帯主との続柄及び住所

二　世帯主の氏名及び住所

三　被保険者記号・番号

四　当該退職被保険者が受給権を有する被用者年金給付の支給を行う者の名称、当該被用者年金給付の名称及びその受給権を取得した年月日（当該被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止されていた者については、その停止すべき事由が消滅した年月日）

（削る）

（削る）

2　附則第三条第二項の規定は、前項の規定による届書について準用する。

3　被保険者が、六十五歳に達したため、退職被保険者でなくなつたときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、その旨及びその年月日を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

4　市町村は、第一項及び前項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

（被扶養者に関する届出）

第六条　退職被保険者が被扶養者を有するとき又は有するに至つたときは、その者の属する世帯の世帯主は、当該退職被保険者が退職被保険者となつた日の翌日（当該退職被保険者が前条第一項の規定による届出を行う者であるときは、当該退職被保険者に係る年金証書等が到達した日の翌日）又は当該被扶養者を有するに至つた日の翌日から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一　被扶養者の氏名、性別、生年月日、退職被保険者との続柄、職業及び収入

二　退職被保険者の氏名

三　扶養するに至つた年月日及び扶養しはじめた事由

四　被保険者記号・番号

2　世帯主は、被扶養者でなくなつた者が生じたとき、又は前項第一号の記載事項（職業及び収入に限る。）に変更があつたときは、十四日以内に、その旨を当該世帯主が住所を有する市町村に届け出なければならない。

3　市町村は、前二項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

（退職被保険者等に関する被保険者証及び被保険者資格証明書の交付）

第七条　市町村は、世帯に退職被保険者又はその被扶養者が属する場合にあつては、第六条の規定にかかわらず、世帯主に対し、その世帯に属する退職被保険者に係る様式第七号による被保険者証及びその被扶養者に係る様式第七号の二による被保険者証を交付しなければならない。この場合において、様式第七号又は様式第七号の二による被保険者証は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

2　市町村は、前項の規定にかかわらず、法第九条第三項又は第四項の規定により被保険者証を返還した世帯主（第五条の七第二項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされた世帯主を含む。）に対し、その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる退職被保険者等に係る様式第七号又は様式第七号の二による被保険者証及びその世帯に属する当該被保険者以外の被保険者に係る様式第一号の三による被保険者資格証明書を交付しなければならない。この場合において、様式第七号若しくは様式第七号の二による被保険者証又は様式第一号の三による被保険者資格証明書は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

（削る）

（削る）

第三条・第四条　（略）

（退職被保険者等所属市町村の基礎控除後の総所得金額等及び固定資産税額の補正の特例）

第八条　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村について、第三十二条の九及び第三十二条の九の二の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十二条の九第一項	第二十九条の七第二項第四号ただし書	附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第二項第四号ただし書
	同項第七号ただし書	令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第二項第七号ただし書
	被保険者に	一般被保険者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等以外の被保険者をいう。以下同じ。）に
第三十二条の九第二項	の総額のうち所得割総額	の総額のうち一般被保険者に係る所得割総額
	第二十九条の七第二項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第二項第一号
第三十二条の九の二第一項	第二十九条の七第三項第四号ただし書	附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第三項第四号ただし書
	同項第六号ただし書	令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第三項第六号ただし書
	被保険者に	一般被保険者に
第三十二条の九の二第二項	の総額のうち所得割総額	の総額のうち一般被保険者に係る所得割総額
	第二十九条の七第三項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第三項第一号

（被用者保険等保険者拠出金に係る検査等において職員が携帯すべき証明書）

第九条　法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第百三十四条第三項において準用する同法第十六条の七第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は様式第八、法附則第十九条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第百五十二条第二項において準用する同法第十六条の七第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は様式第九による。

第十条・第十一条　（略）

様式第一号、様式第二及び様式第二の二を次のように改める。

様式第一号（第六条関係）

（表　面）

○○都道府県　国民健康保険　被保険者証

有効期限　　年　　月　　日

記　号　　番　号　　（枝番）

氏　名　　性　別

生　年　月　日　　年　　月　　日

適用開始年月日　　年　　月　　日

交付年月日　　年　　月　　日

世帯主氏名

住　所

保険者番号

交付者名　　印

（裏　面）

備　考

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【　心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球　】

〔特記欄：　　〕

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：　　家族署名（自筆）：

備考　1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

3. 一部負担金の割合を減じている市町村については、表面に「一部負担金の割合」欄を設け、その一部負担割合を表示する。

4. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

(1)　被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。

(2)　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、被保険者証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は被保険者証に高齢受給者証を添えて）提出すること。

(3)　診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証に示す割合であること。

(4)　被保険者の資格を喪失したときには、直ちに被保険者証を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること。

(5)　被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者証を添えて、市町村にその旨を届け出ること。

(6)　有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した被保険者証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

(7)　検認又は更新のため、市町村に被保険者証の提出を求められたときは、速やかに、市町村に提出すること。

(8)　不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(9)　特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあること。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料（税）を滞納している場合、被保険者証を返還していただくこと。

様式第二（第二十八条関係）

○○都道府県国民健康保険
特別療養証明書

有効期間　　年　月　日から　　年　月　日まで

交付年月日　　年　　月　　日交付

世帯主	氏名		
	住所		
受給者氏名	氏名 生年月日	年　月　日生	男・女
	現住所		
交付者	所在地		
	保険者番号、名称及び印		

療養給付の記録 ＼ 保険医療機関等の名称及び保険医等の氏名	名称	氏名
傷病名		
開始年月日	年　月　日	年　月　日
入院年月日	年　月　日	年　月　日
終了年月日	年　月　日	年　月　日
転帰		
請求金額	円	円

備考　この用紙は、B列5番とすること。

様式第二の二（第二十八条関係）

国民健康保険特別療養証明書

有効期間　　年　月　日から　　年　月　日まで

交付年月日　　年　　月　　日交付

組合員	氏名		
	住所		
受給者氏名	氏名 生年月日	年　月　日生	男・女
	現住所		
保険者	所在地		
	保険者番号、名称及び印		

療養給付の記録 ＼ 保険医療機関等の名及び保険医等の氏名	名称	氏名
傷病名		
開始年月日	年　月　日	年　月　日
入院年月日	年　月　日	年　月　日
終了年月日	年　月　日	年　月　日
転帰		
請求金額	円	円

備考　この用紙は、B列5番とすること。

様式第七号から様式第九までを削る。

（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第四条　国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
第二条　削除	（退職被保険者等所属都道府県の調整交付金の特例） **第二条**　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県（次条において「退職被保険者等所属都道府県」という。）について、第四条から第七条までの規定及び附則第七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項第一号	合算額（	合算額から法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（
第四条第一項第一号イ(1)	請求に係る	請求に係る一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る
第四条第一項第一号イ(2)から(5)まで	係る	係る一般被保険者に係る
第四条第一項第一号イ(6)から(11)まで	おける	おける一般被保険者に係る
第四条第一項第一号ハ(2)	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第四条第一項第一号ハ(3)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項
第四条第一項第一号ニ(2)	第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
第四条第一項第一号ニ(3)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項

第四条第一項第二号イ	の納付に要した費用の額	（以下この号において「後期高齢者支援金」という。）の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
第四条第一項第二号ロ(2)	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第四条第一項第二号ロ(3)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項
第四条第一項第二号ハ(2)	第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
第四条第一項第二号ハ(3)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項
第四条第一項第三号ロ(2)	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第四条第一項第三号ハ(1)	繰入金に相当する額	繰入金及び当該年度に納付すべき法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）に係る保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は同法第七百三条の五第一項に定める基準（施行令第二十九条の七の二第二項又は同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は同法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準とする。第七条第一項第三号ハ(1)（において同じ。）に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額

第四条第一項第三号ハ(2)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項
第四条第二項	前項第一号イ(1)に規定する療養の給付	前項第一号イ(1)に規定する一般被保険者に係る療養の給付
第四条第二項第一号	となる被保険者の被保険者（施行令	となる一般被保険者の一般被保険者（一般被保険者のうち施行令
第四条第二項第二号	となる被保険者の被保険者	となる一般被保険者の一般被保険者
第四条第二項第三号	療養の給付	一般被保険者に係る療養の給付
第四条第四項	第一項第一号イ(2)及び(6)に規定する入院時食事療養費	第一項第一号イ(2)及び(6)に規定する一般被保険者に係る入院時食事療養費
第四条第四項第一号及び第二号	被保険者	一般被保険者
第四条第四項第三号	入院時食事療養費	一般被保険者に係る入院時食事療養費
第四条第五項	第一項第一号イ(3)及び(7)に規定する入院時生活療養費	第一項第一号イ(3)及び(7)に規定する一般被保険者に係る入院時生活療養費
第四条第五項第一号及び第二号	被保険者	一般被保険者
第四条第五項第三号	入院時生活療養費	一般被保険者に係る入院時生活療養費
第四条第六項	第一項第一号(4)及び(8)に規定する保険外併用療養費	第一項第一号(4)及び(8)に規定する一般被保険者に係る保険外併用療養費
第四条第六項第一号	となる被保険者の被保険者（施行令	となる一般被保険者の一般被保険者（一般被保険者のうち施行令
第四条第六項第二号	となる被保険者の被保険者	となる一般被保険者の一般被保険者

第四条第六項第三号	保険外併用療養費	一般被保険者に係る保険外併用療養費
第四条第六項第四号及び第五号	となる被保険者	となる一般被保険者
第四条第六項第六号	規定する	規定する一般被保険者に係る
第四条第六項第七号及び第八号	となる被保険者	となる一般被保険者
第四条第六項第九号	規定する	規定する一般被保険者に係る
第四条第七項	規定する高額療養費	規定する一般被保険者に係る高額療養費
第四条第七項第三号及び第四号	被保険者	一般被保険者
第五条第一項第一号	平均被保険者数	平均一般被保険者数
	おける被保険者	おける一般被保険者
第五条第一項第二号イ	平均被保険者数	平均一般被保険者数
第五条第一項第二号ロ	被保険者	一般被保険者
第五条第二項及び第三項	額の合計額	額の合計額から、当該合計額に当該世帯に属する退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等を当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等で除して得た率（小数点以下第四位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額を控除した額
第六条第一号イ	被保険者	一般被保険者
	市町村調整対象需要額	市町村調整対象需要額から、当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における介護納付金賦課被保険者のうち退職被保険者

	第六条第一号ロ柱書	等の数の合計数を介護納付金賦課被保険者の数の合計数で除した数に次条第一項第三号イに掲げる額を乗じて得た額を控除した額
	第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
	被保険者	一般被保険者
	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項
	被保険者に	一般被保険者に
	おける被保険者	おける一般被保険者
	被保険者（	一般被保険者（
	特例対象者	一般特例対象者
	介護納付金賦課被保険者の	介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。）の
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
	被保険者に	一般被保険者に
	おける被保険者	おける一般被保険者
	特例対象者	一般特例対象者
	介護納付金賦課被保険者の	介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。）の
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
	被保険者に	一般被保険者に
	おける被保険者	おける一般被保険者
	被保険者（特例対象者	一般被保険者（一般特例対象者
	介護納付金賦課被保険者の	介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。）の
	被保険者	一般被保険者

第六条第一号ニ	被保険者に係る額	一般被保険者及び退職被保険者等に係る額
	被保険者に係る一部負担金	一般被保険者に係る一部負担金
	当該被保険者	当該一般被保険者
第七条第一項第一号イ	第四条第一項第一号イ(1)	附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一項第一号イ(1)
	当該前期高齢者交付金の額	当該前期高齢者交付金の額に法附則第七条第一項第二号に規定する調整対象基準額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を加えた額
	第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号
第七条第一項第一号ロ	第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号
第七条第一項第一号ハ	第四条第一項第一号ハ(2)	附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一項第一号ハ(2)
第七条第一項第一号ニ(2)	第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
第七条第一項第一号ニ(3)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項
第七条第一項第二号イ	第四条第一項第二号イ	附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一項第二号イ
	第十条第四項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号
第七条第一項第二号ロ	第四条第一項第二号ロ(2)	附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一項第二号ロ(2)
第七条第二号ハ(2)	第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
第七条第一項第二号ハ(3)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項

（病床転換支援金等を納付する都道府県の調整交付金の特例）

第三条　令和六年三月三十一日までの間、都道府県について、第四条の規定を適用する場合においては、同条第一項第二号イ中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

（削る）

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第五条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事務費負担金の額の算定）	（事務費負担金の額の算定）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　（略）	2　（略）

（病床転換支援金等を納付する都道府県の調整交付金の特例）

第三条　令和六年三月三十一日までの間、都道府県（退職被保険者等所属都道府県を除く。）については、第四条の規定を適用する場合においては、同条第一項第二号イ中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

2　令和六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、前条の規定により読み替えられた第四条の規定を適用する場合においては、前条の規定により読み替えられた第四条第一項第二号イ中（一）の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは（一）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下この号において「病床転換支援金」という。）の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

第七条第一項第三号ハ(1)	繰入金に相当する額
第七条第一項第三号ハ(2)	第七十二条の三の三第一項
第七条第二項	第四条第一項第一号イ(1)
附則第七条	第六条
附則第七条第一号	第六条各号
附則第七条第二号	第七条第一項第二号

繰入金及び当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五第一項に定める基準に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額	
附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項	
附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一項第一号イ(1)	
附則第二条の規定により読み替えられた第六条	
附則第二条の規定により読み替えられた第六条各号	
附則第二条の規定により読み替えられた第七条第一項第一号	

３　国民健康保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。以下「事業」という。）の地区（事業の地区が二以上の市町村（特別区を含む。以下同じ。）にまたがる組合にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の区域とする。）が次の各号の地域に該当する組合（次項に規定する組合を除く。）については、前項の基本額に、当該各号に定める加算額を加算する。

一・二　（略）

４・５　（略）

（出産育児交付調整金額）

第十五条の二　当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額（法第七十三条の二第二項において準用する健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十二条の四に規定する概算出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）が同年度の確定出産育児交付金の額（法第七十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の五に規定する確定出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）を超える場合における出産育児交付調整金額（法第七十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。）は、その超える額に健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

２　当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額に健康保険法施行規則第百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

（健康保険法施行規則の準用）

第十五条の三　健康保険法施行規則第百三十四条の四（都道府県にあつては、同条第二項を除く。）の規定は、当該年度における都道府県又は組合に係る法第七十三条の二第二項において読み替えて準用する健康保険法第百五十二条の四に規定する出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額について準用する。

附　則

第三条　削除

３　国民健康保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。以下「事業」という。）の地区（事業の地区が二以上の市町村（特別区を含む。以下同じ。）にまたがる組合にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の区域とする。）が次の各号の地域に該当する組合（次項に規定する組合を除く。）については、前項の基本額に、当該各号に定める加算額を加算する。

一・二　（略）

４・５　（略）

（新設）

（新設）

附　則

（退職被保険者等所属都道府県の療養給付費等負担金等の特例）

第三条　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県について、第四条から第六条の六まで、第十七条及び第十八条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一号	被保険者の数	一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）の数
	被保険者及び	一般被保険者及び
	被保険者の延べ人数	一般被保険者の延べ人数
	被保険者の療養	一般被保険者の療養

第四条第二号	被保険者の数	一般被保険者の数
	となる被保険者	となる一般被保険者
第五条から第五条の三まで	被保険者の	一般被保険者の
第五条の四第一項	被保険者の数	一般被保険者の数
	被保険者及び	一般被保険者及び
	被保険者の延べ人数	一般被保険者の延べ人数
	被保険者の食事療養	一般被保険者の食事療養
	被保険者のうち	一般被保険者のうち
第五条の四第二項及び第三項	被保険者の	一般被保険者の
第五条の五及び第六条	被保険者	一般被保険者
第六条の二第一項第一号ロ(1)	第二条第四項	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第二条第四項
第六条の三（見出しを含む。）	第四条の三第一項各号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の三第一項各号
第六条の三第一号	第四条の三第一項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の三第一項第一号
	被保険者均等割額	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）
	世帯別平等割額	世帯別平等割額（一般被保険者の属する世帯に係る額に限る。）
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
	減額した額	減額した額（被保険者均等割額にあつては一般被保険者に係る額に限り、世帯別平等割額にあつては一般被保険者が属する世帯に係る額に限る。）
第六条の三第二号	第四条の三第一項第二号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の三第一項第二号

被保険者均等割額	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）	
世帯別平等割額	世帯別平等割額（一般被保険者の属する世帯に係る額に限る。）	
第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項	
減額した額	減額した額（被保険者均等割額にあつては一般被保険者に係る額に限り、世帯別平等割額にあつては一般被保険者が属する世帯に係る額に限る。）	
第四条の四第一項各号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項各号	第六条の四（見出しを含む。）
第四条の四第一項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項第一号	第六条の四第一号
被保険者均等割額	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）	
第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項	
減額した額	減額した額（一般被保険者に係る額に限る。）	
第四条の四第一項第二号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の四第一項第二号	第六条の四第二号
被保険者均等割額	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）	
第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項	
減額した額	減額した額（一般被保険者に係る額に限る。）	

第六条の五（見出しを含む。）	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項各号
第六条の五第一号	第四条の五第一項第一号
	所得割額	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第一号
	被保険者均等割額	所得割額（一般被保険者に係る額に限る。）
	第七十二条の三の三第一項	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）
	減額した額	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項
第六条の五第二号	第四条の五第一項第二号	減額した額（一般被保険者に係る額に限る。）
	所得割額	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第二号
	被保険者均等割額	所得割額（一般被保険者に係る額に限る。）
	第七十二条の三の三第一項	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）
	減額した額	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項
第六条の六の見出し	第四条の六第一項各号	減額した額（一般被保険者に係る額に限る。）
第六条の六	第四条の六第一項各号に掲げる被保険者	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項各号
第六条の六の表の上欄	第四条の六第一項第一号イ⑵の被保険者の総数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第一号イ⑵の一般被保険者の総数

（病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例）

第四条の二　令和六年三月三十一日までの間、都道府県について、第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

（削る）

第四条の六第一項第三号イ(2)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第三号イ(2)の一般被保険者の数	
第四条の六第一項第一号ロ(1)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第一号ロ(1)の一般被保険者の数	
第四条の六第一項第一号ロ(2)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第一号ロ(2)の一般被保険者の数	
第四条の六第一項第一号ロ(3)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第一号ロ(3)の一般被保険者の数	
第四条の六第一項第三号ロ(1)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第三号ロ(1)の被保険者の数	
第四条の六第一項第三号ロ(2)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第三号ロ(2)の被保険者の数	
第四条の六第一項第三号ロ(3)の被保険者の数	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の六第一項第三号ロ(3)の被保険者の数	
第六条の六の表の下欄	に属する被保険者の数	に属する一般被保険者の数
第十八条	第二十四条第二項	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第二十四条第二項
第十九条	被保険者	一般被保険者
	第二十七条	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第二十七条
第十九条第二号	被保険者	一般被保険者

（病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例）

第四条の二　令和六年三月三十一日までの間、都道府県（退職被保険者等所属都道府県を除く。）について、第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

2　令和六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、附則第三条の規定により読み替えられた第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

（新設）

（令和六年度及び令和七年度の確定出産育児交付金の額の算定の特例）

第九条　法附則第十条の規定により読み替えられた法第七十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の五の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該年度の前々年度における当該都道府県内の市町村又は組合に係る出産育児一時金等の支給に要した費用の額として同法第百五十二条の五の規定により算定した額に一から補助率を控除して得た率を乗じて得た額とする。

２　前項の補助率は、都道府県内の市町村においてはおおむね三分の二、組合においてはおおむね四分の一とする。

（国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令の一部改正）

第六条　国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
（削る）	（退職被保険者等の経過措置に係る特例）
	第二条　退職被保険者等（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）について、第三条から第十六条まで、第二十七条、第二十八条、第三十一条及び第三十二条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		第九条第四項第一号ロ	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第一号ロ
第三条第二項各号列記以外の部分		第九条第四項第一号ロ(3)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第一号ロ(3)
	被保険者		一般被保険者
第三条第二項第一号		被保険者	一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）
第三条第二項第二号及び第三号		被保険者	一般被保険者
第三条第三項		第九条第四項第二号ロ(3)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第二号ロ(3)
	被保険者		一般被保険者

第三条第四項及び第五項	第九条第四項第三号イ(2)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第三号イ(2)
	被保険者	一般被保険者
第四条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第九条第五項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第一号
第五条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第九条第六項第一号イ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号イ(1)
第六条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第九条第六項第一号イ(2)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号イ(2)
第七条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第九条第六項第一号ロ(2)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号ロ(2)
第八条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第九条第六項第二号ロ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第二号ロ(1)
第九条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第九条第六項第二号ロ(2)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第二号ロ(2)
第十条第三項	を除く	並びに退職被保険者等に係る保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。第十六条第三項において同じ。）を除く

第十一条	第九条第十項	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第十項
	被保険者	一般被保険者
第十二条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第十条第三項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第一号
第十三条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第十条第四項第一号イ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号イ(1)
第十四条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第十条第四項第二号ロ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(1)
第十五条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第十条第四項第二号ロ(2)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(2)
第十六条第三項	限る	限り、退職被保険者等に係る保険料を除く
第二十七条第二項第一号イ	被保険者	一般被保険者
第二十七条第二項第一号チ	額	額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額を除く。）
第二十七条第二項第二号ロ	額	額（退職被保険者等に係る部分を除く。）
第二十七条第二項第二号ニ	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項

第二十七条第四項第二号	第九条第六項第一号イ	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号イ
第二十七条第五項第二号	第九条第六項第二号ロ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第二号ロ(1)
第二十七条第六項第二号	第九条第六項第一号イ(2)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号イ(2)
第二十七条第九項第二号ロ(1)	第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号
第二十七条第九項第二号ロ(2)	第九条第六項第二号ロ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第二号ロ(1)
	同号ロ(2)	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第二号ロ(2)
第二十七条第九項第三号ハ	第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号
第二十七条第十項第三号	第九条第六項第二号ロ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第二号ロ(1)
	同号ロ(2)	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第二号ロ(2)
第二十七条第十三項	第九条第五項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第一号
	同項第二号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第二号
第二十八条第二項第二号ロ	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項

第二十八条第四項第二号	第十条第四項第一号イ	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号イ
第二十八条第五項第二号	第十条第四項第二号ロ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(1)
第二十八条第九項第二号ロ(1)	第十条第四項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号
第二十八条第九項第二号ロ(2)	第十条第四項第二号ロ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(1)
	同号ロ(2)	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(2)
第二十八条第九項第三号ハ	第十条第四項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号
第二十八条第十項第三号	第十条第四項第二号ロ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(1)
	同号ロ(2)	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(2)
第二十八条第十三項	第十条第三項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第一号
	同項第二号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号
第三十一条第二項第一号イ	被保険者	一般被保険者
第三十一条第二項第一号チ	執行に要する費用	執行に要する費用及び退職被保険者等に係る費用
第三十一条第二項第二号ロ	国民健康保険保険給付費等交付金	国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等に係る部分を除く。）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三十一条第二項第二号ニ	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第三十一条第四項第二号、第九項及び第十項	被保険者	一般被保険者
第三十一条第十一項	第九条第五項第二号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第二号
第三十二条第二項第二号ロ	費用に限る	費用（退職被保険者等に係る部分を除く。）に限る
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第三十二条第四項第二号イ及び第九項	被保険者	一般被保険者
第三十二条第十項	第十条第三項第二号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号

（削る）

（削る）

（退職被保険者等納付金調整額）

第三条　算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第八条の退職被保険者等納付金調整額は、当該年度における当該市町村に係る次に掲げる額の合算額に相当する額とする。

一　退職被保険者等一般納付金調整額

二　退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金調整額

（退職被保険者等一般納付金調整額）

第四条　前条第一号の退職被保険者等一般納付金調整額は、退職被保険者等一般納付金所得割額、退職被保険者等一般納付金資産割額、退職被保険者等一般納付金均等割額及び退職被保険者等一般納付金平等割額の合算額に退職被保険者等一般納付金標準収納割合を乗じて得た額とする。

2　前項の退職被保険者等一般納付金所得割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十七条第四項の規定により算定される基礎市町村標準所得割率に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の基礎控除後の総所得金額等の総額の見込額を乗じて得た額とする。

3　第一項の退職被保険者等一般納付金資産割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十七条第五項の規定により算定される基礎市町村標準資産割率に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の固定資産税額等の総額の見込額を乗じて得た額（基礎市町村標準保険料率を第二十七条第一項第二号又は第三号のいずれかに掲げるものとする場合にあっては零）とする。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（削る）

4　第一項の退職被保険者等一般納付金均等割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十七条第六項の規定により算定される基礎市町村標準均等割額に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の被保険者数の見込数を乗じて得た額とする。

5　第一項の退職被保険者等一般納付金平等割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十七条第七項の規定により算定される基礎市町村標準平等割額に当該年度における当該退職被保険者等が属する世帯の見込数を乗じて得た額（基礎市町村標準保険料率を第二十七条第一項第三号に掲げるものとする場合にあっては零）とする。

6　第一項の退職被保険者等一般納付金標準収納割合は、各退職被保険者等所属市町村につき、当該退職被保険者等所属市町村において賦課される保険料の総額に対する当該退職被保険者等所属市町村において収納される保険料の総額の割合として標準的な水準とする。

（退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金調整額）

第五条　附則第三条第二号の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金調整額は、退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金所得割額、退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金資産割額、退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金均等割額及び退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金平等割額の合算額に退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金標準収納割合を乗じて得た額とする。

2　前項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金所得割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十八条第四項の規定により算定される後期高齢者支援金等市町村標準所得割率に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の基礎控除後の総所得金額等の総額の見込額を乗じて得た額とする。

3　第一項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金資産割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十八条第五項の規定により算定される後期高齢者支援金等市町村標準資産割率に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の固定資産税額等の総額の見込額を乗じて得た額（後期高齢者支援金等市町村標準保険料率を第二十八条第一項第二号又は第三号のいずれかに掲げるものとする場合にあっては零）とする。

4　第一項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金均等割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十八条第六項の規定により算定される後期高齢者支援金等市町村標準均等割額に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等の被保険者数の見込数を乗じて得た額とする。

5　第一項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金平等割額は、各退職被保険者等所属市町村につき、第二十八条第七項の規定により算定される後期高齢者支援金等市町村標準平等割額に当該年度における当該退職被保険者等所属市町村に係る退職被保険者等が属する世帯の見込数を乗じて得た額（後期高齢者支援金等市町村標準保険料率を第二十八条第一項第三号に掲げるものとする場合にあっては零）とする。

6　第一項の退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金標準収納割合は、各退職被保険者等所属市町村につき、当該退職被保険者等所属市町村において賦課される保険料の総額に対する当該退職被保険者等所属市町村において収納される保険料の総額の割合として標準的な水準とする。

（旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部改正）

第七条　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号。以下「旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（概算拠出率の算定方法） **第十条**　法第八十一条の四第二項の概算拠出率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。 一　各退職被保険者等所属都道府県においてイ及びロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して得た額の合計額 イ～ハ　（略） 二　（略） （退職被保険者等所属都道府県が行う基金に対する通知） **第十三条**　法第八十一条の七第一項の規定により退職被保険者等所属都道府県が基金に対して行う通知は、基金が集約し当該退職被保険者等所属都道府県に対して提供した情報を勘案し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。 （削る） 一・二　（略） **第十六条及び第十七条**　削除	（概算拠出率の算定方法） **第十条**　法第八十一条の四第二項の概算拠出率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。 一　各退職被保険者等所属都道府県においてイ及びロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して得た額（第十三条において「被用者保険等拠出対象額の見込額」という。）の合計額 イ～ハ　（略） 二　（略） （退職被保険者等所属都道府県が行う基金に対する通知） **第十三条**　法第八十一条の七第一項の規定により退職被保険者等所属都道府県が基金に対して行う通知は、基金が集約し当該退職被保険者等所属都道府県に対して提供した情報を勘案し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。 一　各年度の被用者保険等拠出対象額の見込額及びその内訳　当該年度の前年度の二月末日 二・三　（略） （特定健康保険組合等が行う基金に対する通知） **第十六条**　法附則第七項（法附則第十項において準用する場合を含む。）の規定により健康保険法附則第三条第一項に規定する健康保険組合、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条及び地方公務員等共済組合法附則第十八条に規定する特定共済組合並びに私立学校教職員等共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第一項に規定する事業団（以下「特定健康保険組合等」という。）が基金に対して行う通知は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。 一　各年度において見込まれる健康保険法附則第三条第一項に規定する健康保険の被保険者及びその被扶養者（同一の世帯に属さない者を除く。以下同じ。）、国家公務員共済組合法附則第十二条若しくは地方公務員等共済組合法附則第十八条に規定する特例退職組合員及びその被扶養者又は私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第三項に規定する特例退職加入者及びその被扶養者（以下「特例退職被保険者等」という。）が当該年度において住所を有することとなる市町村名及び当該市町村ごとの当該特例退職被保険者等の数　当該年度の前年度の二月末日 二　各年度の特例退職被保険者等が当該年度において住所を有した市町村名及び当該市町村ごとの当該市町村に住所を有した特例退職被保険者等が当該市町村が属する都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者であつた場合において保険料を納付することとなる期間に相当する月数の合計数　当該年度の翌年度の八月末日 三　各年度の法附則第八項第一号に掲げる額及びその内訳　当該年度の前年度の二月末日 四　各年度の法附則第九項第一号に掲げる額及びその内訳　当該年度の翌年度の八月末日

（特定健康保険組合等に係る確定療養給付費等拠出金から控除する額の算定方法）

第十八条　法附則第九項第三号（法附則第十項において準用する場合を含む。）に規定する健康保険法（大正十一年法律第七十号）附則第三条第一項に規定する健康保険の被保険者及びその被扶養者（同一の世帯に属さない者を除く。以下同じ。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十八条に規定する特例退職組合員及びその被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第三項に規定する特例退職加入者及びその被扶養者（以下この条において「特例退職被保険者等」という。）が退職被保険者等であり、かつ、これらの者を管掌する国民健康保険の退職被保険者等に係る平均の保険料の額から当該平均の保険料の額に係る介護納付金の納付に要する平均の費用に相当する額を控除した額をこれらの者から徴収した場合における当該控除した額の当該特例退職被保険者等に係る合算額は、各市町村における第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。）に、それぞれ当該年度の前々年度において当該市町村に住所を有した特例退職被保険者等が当該市町村に住所を有しかつ当該市町村が属する都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者であつた場合において保険料を納付することとなる期間に相当する月数の合計数を乗じて得た額の合計額とする。

一・二　（略）

（特定健康保険組合等に係る概算療養給付費等拠出金から控除する額の算定方法）

第十七条　法附則第八項第三号（法附則第十項において準用する場合を含む。）に規定する特例退職被保険者等が退職被保険者等であり、かつ、これらの者を管掌する国民健康保険の退職被保険者等に係る平均の保険料の額から当該平均の保険料の額に係る介護納付金の納付に要する平均の費用に相当する額を控除した額をこれらの者から徴収した場合における当該控除した額の特例退職被保険者等に係る合算額の見込額は、各市町村における第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。）に、それぞれ同年度において見込まれる当該市町村に住所を有することとなる特例退職被保険者等の数を乗じて得た額の合計額とする。

一　当該市町村における第十条第一号ハに掲げる額

二　当該市町村の当該年度の前々年度における退職被保険者等の数等を勘案して当該市町村において見込まれる当該年度における退職被保険者等の数

（特定健康保険組合等に係る確定療養給付費等拠出金から控除する額の算定方法）

第十八条　法附則第九項第三号（法附則第十項において準用する場合を含む。）に規定する特例退職被保険者等が退職被保険者等であり、かつ、これらの者を管掌する国民健康保険の退職被保険者等に係る平均の保険料の額から当該平均の保険料の額に係る介護納付金の納付に要する平均の費用に相当する額を控除した額をこれらの者から徴収した場合における当該控除した額の当該特例退職被保険者等に係る合算額は、各市町村における第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。）に、それぞれ当該年度の前々年度において当該市町村に住所を有した特例退職被保険者等が当該市町村に住所を有しかつ当該市町村が属する都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者であつた場合において保険料を納付することとなる期間に相当する月数の合計数を乗じて得た額の合計額とする。

一・二　（略）

第八条　旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険料の額の合算額の特例）	（保険料の額の合算額の特例）
第一条の三　算定政令第四条の六第一項第三号に規定する被保険者の数等を勘案して厚生労働省令で定める割合は、各年度につき、次の各号に掲げる退職被保険者等所属市町村（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該年度の前年度において当該各号に該当した全ての退職被保険者等所属市町村の同年度の退職被保険者等に係る保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健	**第一条の三**　算定政令第四条の五第一項第三号に規定する被保険者の数等を勘案して厚生労働省令で定める割合は、各年度につき、次の各号に掲げる退職被保険者等所属市町村（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該年度の前年度において当該各号に該当した全ての退職被保険者等所属市町村の同年度の退職被保険者等に係る保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健

康保険税を含む。以下同じ。）の平均収納割合（当該各号に該当した全ての退職被保険者等所属市町村において同年度に納付すべきものとして賦課された当該退職被保険者等所属市町村の全ての退職被保険者等に係る保険料の額の総額に対する同年度において収納された当該退職被保険者等所属市町村の全ての退職被保険者等に係る保険料の額の割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た割合とする。）をいう。）とする。

一～四　（略）

2　当該年度に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料の額の総額に対する同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額の割合（その割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合とする。）が前項に定める割合に満たない退職被保険者等所属市町村（厚生労働大臣が認める災害その他特別の事情により当該割合に満たない退職被保険者等所属市町村を除く。）についての算定政令第四条の六第一項第三号に規定する保険料の額の総額は、当該退職被保険者等所属市町村につき、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額に当該年度の前年度以前に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料であつて当該年度において収納されたものの額の総額（以下「過年度分退職被保険者等保険料収納総額」という。）を加えて得た額とする。ただし、当該年度における第二号に規定する退職被保険者等に係る保険料収納割合が同号に掲げる割合（次項において「基準収納割合」という。）以上である場合にあつては、同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額とする。

一・二　（略）

3　算定政令第四条の六第一項第三号に規定する保険料の額の総額（以下この項において「保険料総額」という。）の算定に関し、当該年度の前年度において基準収納割合を適用した退職被保険者等所属市町村であつて、当該年度において基準収納割合の適用がない退職被保険者等所属市町村についての保険料総額は、当該退職被保険者等所属市町村につき、同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額から過年度分退職被保険者等保険料収納総額のうち当該年度の前年度分に係る額（当該額が、同年度において基準収納割合を適用して算定した保険料総額から同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額を控除して得た額を超えるときは、当該控除して得た額とする。）を控除して得た額とする。

（保険料から控除する介護納付金の納付に要する費用に相当する額）

第一条の四　算定政令第四条の六第一項第三号の規定により同号に規定する収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額から控除する当該保険料に係る法第七十五条の七第二項の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該退職被保険者等所属都道府県による介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額として算定する総額は、当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村における当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第一項に規定する介護納付金賦課額又は地方税法第七百三条の四第二項に規定する介護納付金課税額をいう。以下同じ。）として賦課された額（国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項又は地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九に規定する基準に従い介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。以下同じ。）の総額とする。

康保険税を含む。以下同じ。）の平均収納割合（当該各号に該当した全ての退職被保険者等所属市町村において同年度に納付すべきものとして賦課された当該退職被保険者等所属市町村の全ての退職被保険者等に係る保険料の額の総額に対する同年度において収納された当該退職被保険者等所属市町村の全ての退職被保険者等に係る保険料の額の割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た割合とする。）をいう。）とする。

一～四　（略）

2　当該年度に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料の額の総額に対する同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額の割合（その割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合とする。）が前項に定める割合に満たない退職被保険者等所属市町村（厚生労働大臣が認める災害その他特別の事情により当該割合に満たない退職被保険者等所属市町村を除く。）についての算定政令第四条の五第一項第三号に規定する保険料の額の総額は、当該退職被保険者等所属市町村につき、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額に当該年度の前年度以前に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料であつて当該年度において収納されたものの額の総額（以下「過年度分退職被保険者等保険料収納総額」という。）を加えて得た額とする。ただし、当該年度における第二号に規定する退職被保険者等に係る保険料収納割合が同号に掲げる割合（次項において「基準収納割合」という。）以上である場合にあつては、同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額とする。

一・二　（略）

3　算定政令第四条の五第一項第三号に規定する保険料の額の総額（以下この項において「保険料総額」という。）の算定に関し、当該年度の前年度において基準収納割合を適用した退職被保険者等所属市町村であつて、当該年度において基準収納割合の適用がない退職被保険者等所属市町村についての保険料総額は、当該退職被保険者等所属市町村につき、同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額から過年度分退職被保険者等保険料収納総額のうち当該年度の前年度分に係る額（当該額が、同年度において基準収納割合を適用して算定した保険料総額から同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額を控除して得た額を超えるときは、当該控除して得た額とする。）を控除して得た額とする。

（保険料から控除する介護納付金の納付に要する費用に相当する額）

第一条の四　算定政令第四条の五第一項第三号の規定により同号に規定する収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額から控除する当該保険料に係る法第七十五条の七第二項の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該退職被保険者等所属都道府県による介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額として算定する総額は、当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村における当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第一項に規定する介護納付金賦課額又は地方税法第七百三条の四第二項に規定する介護納付金課税額をいう。以下同じ。）として賦課された額（国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項又は地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九に規定する基準に従い介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。以下同じ。）の総額とする。

第三条から第十条まで　削除

第三条から第九条まで　削除

（概算拠出率の算定方法）

第十条　法第八十一条の四第二項の概算拠出率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。

一　各退職被保険者等所属都道府県においてイ及びロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して得た額（第十三条において「被用者保険等拠出対象額の見込額」という。）の合計額

イ　当該退職被保険者等所属都道府県における当該年度の前々年度の算定政令第四条の五第一項第一号に掲げる額（当該額が、当該退職被保険者等所属都道府県における特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該退職被保険者等所属都道府県の申請に基づき基金があらかじめ退職被保険者等所属都道府県ごとに厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。）に当該退職被保険者等所属都道府県における退職被保険者等一人当たりの医療費の伸び、退職被保険者等の数の伸び等を勘案して当該退職被保険者等所属都道府県において見込まれる当該年度の前年度及び当該年度における同号に掲げる額の伸び率を乗じて得た額

ロ　算定政令第四条の五第一項第二号に掲げる額

ハ　(1)に掲げる額に(2)に掲げる率を乗じて得た額から(3)に掲げる額を控除した額の総額

(1)　当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村における当該年度の前々年度に収納された退職被保険者等に係る保険料の額の合算額（(2)において「退職被保険者等保険料合算額」という。）

(2)　当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村における退職被保険者一人当たりの保険料の伸び、退職被保険者等の数の伸び等を勘案して当該退職被保険者等所属市町村において見込まれる当該年度の前年度及び当該年度における退職被保険者等保険料合算額の伸び率

(3)　当該退職被保険者等所属都道府県内の当該退職被保険者等所属市町村における当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額の合算額の見込額

二　前条の規定により算定される各被用者保険等保険者の当該年度の標準報酬総額の見込額の合計額

（事務費拠出金の額の算定方法）

第十二条　（略）

2　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十五号）第三十八条の四第二項の規定は、前項第二号に規定する当該年度の前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額について準用する。この場合において、同条第二項中「同年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第十二条第一項第二号に規定する当該年度の前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額は」と読み替えるものとする。

（事務費拠出金の額の算定方法）

第十二条　（略）

2　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十五号）第八条第二項の規定は、前項第二号に規定する当該年度の前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額について準用する。この場合において、同条第二項中「同年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第十二条第一項第二号に規定する当該年度の前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額は」と読み替えるものとする。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析） **第五条**　法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第四条の二第四号に規定する健康診査（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者に対するものに限る。）に関する情報 四　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条第四項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百十一条第四項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十二条第四項、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学共済法」という。）第二十六条第五項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十八条第四項又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十二条第五項に規定する事業者等から提供を受けた健康診断に関する記録の写しに関する情報 五　（略） 2　（略） 3　法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から医療保険等関連情報（同条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）は、当該情報を、電子情報処理組織（保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百十二条の二において同じ。）を提出する方法により提出しなければならない。 4　法第十六条第三項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。 一　防衛大臣 二　健康保険法第百五十条第三項、船員保険法第百十一条第三項、国民健康保険法第八十二条第三項、私学共済法第二十六条第四項、国家公務員共済組合法第九十八条第三項又は地方公務員等共済組合法第百十二条第四項に規定する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しを求められた事業者等 5　第三項の規定は、法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び前項各号に掲げる者が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報（第一項第五号に掲げる情報を除く。）を提供する場合について準用する。 6　法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、市町村が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報（第一項第五号に掲げる情報に限る。）を提供する場合においては、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区とする。）は、これを都道府県の設置する保健所（地域保健法（昭	（医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析） **第五条**　法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） （新設） （新設） 三　（略） 2　（略） 3　法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から医療保険等関連情報（同条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）は、当該情報を、電子情報処理組織（保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百十二条の二において同じ。）を提出する方法により提出しなければならない。 （新設） 4　前項の規定は、法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報（第一項第三号に掲げる情報を除く。）を提供する場合について準用する。 5　法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、市町村が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報（第一項第三号に掲げる情報に限る。）を提供する場合においては、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区とする。）は、これを都道府県の設置する保健所（地域保健法（昭

和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあっては、当該市又は特別区の設置する保健所）に提供し、当該保健所は、これを審査し、都道府県に提供するものとする。

7　（略）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第五条の六　法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第百十八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法、健康保険法、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二～五　（略）

（生活療養標準負担額の減額の対象者）

第四十条　法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～五　（略）

六　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあった月において要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であって、第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者

（令第十四条の二第一項第三号及び第四号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第六十二条の二　令第十四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。）において、基準日被保険者（同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。以下同じ。）が該当する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被保険者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。

健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第七十一条の四において同じ。）であった期間	（略）
（略）	（略）

2　（略）

和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあっては、当該市又は特別区の設置する保健所）に提供し、当該保健所は、これを審査し、都道府県に提供するものとする。

6　（略）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第五条の六　法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第百十八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二～五　（略）

（生活療養標準負担額の減額の対象者）

第四十条　法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～五　（略）

六　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であって、第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者

（令第十四条の二第一項第三号及び第四号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第六十二条の二　令第十四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。）において、基準日被保険者（同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。以下同じ。）が該当する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被保険者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。

健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学共済法」という。）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第七十一条の四において同じ。）であった期間	（略）
（略）	（略）

2　（略）

（準用介護保険法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情）

第九十四条　準用介護保険法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情は、次に掲げる事由があることにより、当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなった場合又は当該年の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払われる当該老齢等年金給付の額の総額が、令第二十二条に定める額未満となる見込みであることとする。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十条、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第十一条若しくは第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による改正前の国民年金法第二十条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十八条、昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条若しくは第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三条による改正前の厚生年金保険法第三十八条、国家公務員共済組合法第七十四条、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済法等改正法」という。）附則第十一条（私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法第七十六条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済法等改正法」という。）附則第十条、昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第二十三条の七、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二条第一項第一号に規定する平成十二年農林共済改正法第二十三条の二又は平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定に基づき当該老齢等年金給付の支給が停止されていること。

二～四　（略）

（法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百十八条の三　（略）

２　法第百六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～八　（略）

九　法第二十条に規定する特定健康診査、法第二十四条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合

十～十二　（略）

（準用介護保険法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情）

第九十四条　準用介護保険法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情は、次に掲げる事由があることにより、当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなった場合又は当該年の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払われる当該老齢等年金給付の額の総額が、令第二十二条に定める額未満となる見込みであることとする。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十条、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第十一条若しくは第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による改正前の国民年金法第二十条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十八条、昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条若しくは第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三条による改正前の厚生年金保険法第三十八条、国家公務員共済組合法第七十四条、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済法等改正法」という。）附則第十一条（私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法第七十六条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済法等改正法」という。）附則第十条、昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十三条の七、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二条第一項第一号に規定する平成十二年農林共済改正法第二十三条の二又は平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定に基づき当該老齢等年金給付の支給が停止されていること。

二～四　（略）

（法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百十八条の三　（略）

２　法第百六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～八　（略）

九　法第二十条に規定する特定健康診査、法第二十四条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合

十～十二　（略）

様式第九号を次のように改める。

様式第九号（第百十八条第四号関係）

（表　面）

後期高齢者医療検査証

〔法第百三十四条関係〕

写
真

官職又は職名

氏　　名

（　　年　　月　　日生）

（裏　面）

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

厚生労働大臣、地方厚生局長、地方厚生支局長又は都道府県知事
印

高齢者の医療の確保に関する法律（抄）

（報告の徴収等）

第百三十四条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村について、この法律を施行するために必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者（国民健康保険にあつては、都道府県）に対し、前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金の額の算定に関して必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

３　第十六条の七第二項の規定は前二項の規定による検査について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第百六十八条　全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の役員、清算人又は職員が次の各号のいずれかに該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

一　第百三十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二　（略）

２・３　（略）

備考　この用紙は、Ａ列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第十条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第六章　（略）	第一章～第六章　（略）
第七章　出産育児支援金等（第四十三条の二―第四十三条の五）	（新設）
第八章　雑則（第四十四条―第四十七条）	第七章　雑則（第四十四条―第四十七条）
附則	附則
（法第三十二条第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者）	（法第三十二条第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者）
第一条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第三十二条第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者は、七十五歳以上の加入者（法第七条第四項に規定する加入者をいう。第八条の二を除き、以下同じ。）とする。	**第一条**　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第三十二条第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者は、七十五歳以上の加入者（法第七条第四項に規定する加入者をいう。第三十八条の六を除き、以下同じ。）とする。
（前期高齢者交付調整金額）	（前期高齢者交付調整金額）
第二条　当該年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額（法第三十四条第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）が同年度の確定前期高齢者交付金の額（法第三十五条第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）を超える保険者（法第七条第二項に規定する保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに行う国民健康保険にあっては、都道府県。第四条及び第十二条を除き、以下同じ。）をいう。第四十条の二から第四十条の三まで、第四十四条第二項及び附則第二条から第五条までを除き、以下同じ。）（以下「前期高齢者交付控除対象保険者」という。）に係る前期高齢者交付調整金額（法第三十三条第二項に規定する前期高齢者交付調整金額をいう。以下同じ。）は、その超える額（以下「前期高齢者交付超過額」という。）に次条に規定する前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。	**第二条**　当該年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額（法第三十四条第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）が同年度の確定前期高齢者交付金の額（法第三十五条第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）を超える保険者（法第七条第二項に規定する保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに行う国民健康保険にあっては、都道府県。第四条及び第十二条を除き、以下同じ。）をいう。第四十条の二から第四十条の三まで、第四十四条第二項及び附則第十八条の二から第十八条の十までを除き、以下同じ。）（以下「前期高齢者交付控除対象保険者」という。）に係る前期高齢者交付調整金額（法第三十三条第二項に規定する前期高齢者交付調整金額をいう。以下同じ。）は、その超える額（以下「前期高齢者交付超過額」という。）に次条に規定する前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。
2　（略）	2　（略）
（一人平均調整対象給付費見込額の平均額の算定方法）	（新設）
第三条の二　法第三十四条第二項に規定する当該年度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度の各年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費見込額の平均額は、各年度における第五条に規定する前期高齢者給付費見込額から第六条に規定する調整対象外給付費見込額を控除して得た額を、次条の規定により算定される各年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下同じ。）の見込数で除して得た額の合計額を三で除して得た額とする。	
2　当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者に係る当該年度における一人平均調整対象給付費見込額の平均額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
一　当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月二日から当該年度の初日の属する年の三年前の四月一日の属する年度の四月一日までに新たに設立された保険者及び合併又は分割により成立した保険者　当該年度及び当該年度の前年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費見込額の合計額を二で除して得た額	
二　当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の四月二日から当該年度の前々年度の四月一日までの間に新たに設立された保険者及び合併又は分割により成立した保険者　当該年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費見込額	

三　当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者（以下「新設保険者等」という。）その間における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

（前期高齢者である加入者の見込数の算定方法）

第三条の三　法第三十四条第二項に規定する当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一　当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づきあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

二　当該年度における新設保険者等以外の全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2　新設保険者等に係る当該年度における前期高齢者である加入の見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第四条　法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次の各号に掲げる保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険にあっては、都道府県内の市町村。第十二条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める給付とする。

一・二　（略）

三　市町村及び国民健康保険組合　国民健康保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに葬祭の給付

四～六　（略）

（前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第五条　（略）

2　新設保険者等に係る前期高齢者給付費見込額は、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

（調整対象外給付費見込額の算定方法）

第六条　法第三十四条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「調整対象外給付費見込額」という。）は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

一　法第三十四条第九項に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額（以下「一人平均前期高齢者給付費見込額」という。）に当該年度に係る同条第二項第二号に規定する政令で定める率を乗じて得た額

（新設）

（法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第四条　法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次の各号に掲げる保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険にあっては、都道府県内の市町村。第十二条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める給付とする。

一・二　（略）

三　市町村及び国民健康保険組合　国民健康保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（退職被保険者及びその被扶養者に係るものを除く。）並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに葬祭の給付

四～六　（略）

（前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第五条　（略）

2　当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者（以下「新設保険者等」という。）に係る前期高齢者給付費見込額は、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下同じ。）の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

（調整対象外給付費見込額の算定方法）

第六条　法第三十四条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「調整対象外給付費見込額」という。）は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

一　法第三十四条第六項に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額（以下「一人平均前期高齢者給付費見込額」という。）に当該年度に係る同条第二項第二号に規定する政令で定める率を乗じて得た額

二　（略）

2　（略）

（一人当たり前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第七条　法第三十四条第二項第二号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額を第三条の三に規定する当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額とする。

（標準報酬総額の見込額の算定方法）

第八条　当該年度における法第三十四条第四項第一号に規定する標準報酬総額の見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該年度の前々年度の当該被用者保険等保険者（法第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）の標準報酬総額（法第三十四条第八項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。）

二　当該年度の前年度及び当該年度において見込まれる当該被用者保険等保険者の被保険者等（全国健康保険協会及び健康保険組合の被保険者、共済組合の組合員、日本私立学校振興・共済事業団の加入者並びに国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。第十条の二において同じ。）の組合員をいう。以下この号において同じ。）に係る賃金水準の伸び及び被保険者等の数の伸び等を勘案して当該被用者保険等保険者において見込まれるこれらの年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の伸び率

2　当該年度の前々年度の四月二日以降新たに被用者保険等保険者となった者及び同日以降当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者に係る同年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額等を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けた算定方法に基づき算定するものとする。

3　支払基金は、前項の規定に基づき、当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額を算定したときは、速やかに当該見込額を厚生労働大臣に報告するものとする。

（標準報酬総額の補正）

第八条の二　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。）第一条の二第一項第二号に規定する標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する共済組合の組合員（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この条において同じ。）がある場合における同号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の前々年度の合計額の総額は、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の当該年度の前々年度の合計額の総額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

2　算定政令第一条の二第一項第二号イに規定する前々年度の厚生労働省令で定める基準となる月は、当該年度の前々年度の六月とする。

二　（略）

2　（略）

（一人当たり前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第七条　法第三十四条第二項第二号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額を次条に規定する当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額とする。

（前期高齢者である加入者の見込数の算定方法）

第八条　当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一　当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

二　当該年度における新設保険者等以外の全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2　新設保険者等に係る当該年度における前期高齢者である加入者の見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（新設）

3　算定政令第一条の二第一項第三号に規定する私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する同法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（同法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなった者を除く。以下この条において「加入者」という。）がある場合における同号に規定する加入者の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額は、当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の当該年度の前々年度の合計額の総額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

4　算定政令第一条の二第一項第四号に規定する組合員の健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準報酬月額若しくは標準報酬の月額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額又は健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準賞与額若しくは標準期末手当等の額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものは、第十条の二の規定により厚生労働大臣が定めるものとする。

5　算定政令第一条の二第二項に規定する健康保険法に規定する標準報酬月額の等級又は標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の同条第一項第二号の共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号の加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額は、同項第二号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号に規定する加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額をそれぞれ同年度の四月から同条第二項に規定する改定月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額（以下この項において「改定前の期間に係る額」という。）と改定月から同年度の三月までの期間に係る額（以下この項において「改定以後の期間に係る額」という。）に区分し、それぞれの額につき同条第一項第二号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号に規定する加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額とみなして同項の規定を適用し補正して得た額を合算して得た額とする。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ中「最高等級又は最低等級に属する組合員」とあるのは、改定前の期間に係る額については「当該改定月前における最高等級又は最低等級に属する組合員」とし、改定以後の期間に係る額については「当該改定月以後における最高等級又は最低等級に属する組合員」とし、同号ロ中「総額」とあるのは、当該改定月前における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額」とし、改定以後の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月より後の月であるときは、当該改定月以後における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、同項第三号イ中「最高等級又は最低等級に属する加入者」とあるのは、改定前の期間に係る額については「当該改定月前における最高等級又は最低等級に属する加入者」とし、改定以後の期間に係る額については「当該改定月以後における最高等級又は最低等級に属する加入者」とし、同号ロ中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月以前の月であるときは、当該改定月前における同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、改定以後の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月より後の月であるときは、当該改定月以後における同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級及び最低等級とみなして算定した額の総額）」とする。

（加入者見込数等の算定方法）

第八条の三　法第三十四条第四項第一号、第三十八条第三項及び第百二十条第一項第二号に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数（以下「加入者見込数」という。）は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一　当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

二　新設保険者等以外の全ての保険者に係る加入者見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2　法第三十八条第三項及び第百二十条第一項各号に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数（以下「加入者見込総数」という。）は、全ての保険者に係る前項の規定により算定する数の総数と次項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

3　新設保険者等に係る加入者見込数は、第一項の規定にかかわらず、その間における当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（法第三十四条第四項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第八条の四　法第三十四条第四項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額を全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（概算額補正率の算定方法）

第八条の五　法第三十四条第五項に規定する概算額補正率は、各被用者保険等保険者に係る法第三十四条第五項第三号に掲げる額から同項第四号に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（概算給付費補正率の算定方法）

第八条の六　法第三十四条第六項に規定する概算給付費補正率は、各被用者保険等保険者に係る同項第二号に掲げる額を同項第一号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（概算加入者調整率の算定方法）

第九条　法第三十四条第七項に規定する概算加入者調整率は、次項に規定する粗概算加入者調整率に第三項に規定する概算補正係数を乗じて得た率とする。

2　（略）

3　概算補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一　全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　（略）

ロ　各保険者に係る法第三十四条第五項第四号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

（新設）

（新設）

（概算額補正率の算定方法）

第八条の二　法第三十四条第四項に規定する概算額補正率は、各被用者保険等保険者（法第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）に係る法第三十四条第四項第三号に掲げる額から同項第四号に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（新設）

（概算加入者調整率の算定方法）

第九条　法第三十四条第五項に規定する概算加入者調整率は、次項に規定する粗概算加入者調整率に第三項に規定する概算補正係数を乗じて得た率とする。

2　（略）

3　概算補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一　全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　（略）

ロ　各保険者に係る法第三十四条第四項第四号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

二　全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　（略）

ロ　各保険者に係る法第三十四条第五項第四号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に当該各保険者に係る前項に規定する粗概算加入者調整率を乗じて得た額

（全保険者平均前期高齢者加入率見込値等の算定方法）

第十条　全保険者平均前期高齢者加入率見込値は、当該年度における全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数を、加入者見込総数で除して得た率とする。

2　保険者別前期高齢者加入率見込値は、当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を、加入者見込数で除して得た率（その率が下限割合（法第三十四条第七項に規定する下限割合をいう。以下同じ。）に満たないときは、下限割合とする。）とする。

（厚生労働大臣が定める国民健康保険組合に係る俸給等に相当するものの額）

第十条の二　法第三十四条第八項第四号に規定する組合員ごとの同項第一号から第三号までに定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額は、賃金、給料、俸給その他勤務の対償として受けるものであって、当該国民健康保険組合の組合員が負担する保険料その他これに相当するものの算定の基礎となるもののうち当該国民健康保険組合ごとに厚生労働大臣が定めるものの額とする。

（一人平均調整対象給付費額の算定方法）

第十一条の二　法第三十五条第二項に規定する一人平均調整対象給付費額は、当該年度の前々年度における第十二条に規定する前期高齢者給付費額から同年度における第十三条に規定する調整対象外給付費額を控除して得た額を、同年度における第十一条の四に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数で除して得た額とする。

（一人平均調整対象給付費額の平均額の算定方法）

第十一条の三　法第三十五条第二項に規定する当該年度の前々年度、当該年度の前々年度の初日の属する年の前年の四月一日の属する年度及び当該年度の前々年度の初日の属する年の前々年の四月一日の属する年度の各年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費額の平均額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次号及び第三号に掲げる保険者以外の保険者　各年度における一人平均調整対象給付費額の合計額を三で除して得た額

二　当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度に新たに設立された保険者及び合併又は分割により成立した保険者　当該年度の前々年度及び当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費額の合計額を二で除して得た額

三　当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度又は当該年度の前々年度に新たに設立された保険者及び合併又は分割により成立した保険者　当該年度の前々年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費額

（前期高齢者である加入者の数の算定方法）

第十一条の四　法第三十五条第二項に規定する前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数は、当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数とする。

二　全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　（略）

ロ　各保険者に係る法第三十四条第四項第四号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に当該各保険者に係る前項に規定する粗概算加入者調整率を乗じて得た額

（全保険者平均前期高齢者加入率見込値等の算定方法）

第十条　全保険者平均前期高齢者加入率見込値は、当該年度における全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数を、第十九条第一項に規定する加入者見込総数で除して得た率とする。

2　保険者別前期高齢者加入率見込値は、当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を、第十九条第二項に規定する加入者見込数で除して得た率（その率が下限割合（法第三十四条第五項に規定する下限割合をいう。以下同じ。）に満たないときは、下限割合とする。）とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（調整対象外給付費額の算定方法）

第十三条　法第三十五条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「調整対象外給付費額」という。）は、当該保険者に係る前期高齢者給付費額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

一　法第三十五条第八項に規定する一人平均前期高齢者給付費額（以下「一人平均前期高齢者給付費額」という。）に当該年度の前々年度に係る法第三十四条第二項第二号に規定する政令で定める率を乗じて得た額

二　（略）

2　（略）

（加入者の数等の算定方法）

第十四条の二　法第三十五条第四項第一号、第三十九条第三項及び第百二十一条第一項第二号並びに算定政令第一条の十第二項に規定する前々年度における当該保険者に係る加入者の数は、当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数とする。

2　法第三十九条第三項及び第百二十一条第一項各号に規定する前々年度における全ての保険者に係る加入者の総数は、当該年度の前々年度における全ての保険者に係る加入者の数の総数とする。

（法第三十五条第四項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第十四条の三　法第三十五条第四項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額を全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（確定額補正率の算定方法）

第十四条の四　法第三十五条第五項に規定する確定額補正率は、各被用者保険等保険者に係る同項第三号に掲げる額から同項第四号に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（確定給付費等補正率の算定方法）

第十四条の五　法第三十五条第六項に規定する確定給付費等補正率は、各被用者保険等保険者に係る法第三十五条第六項第二号に掲げる額を同項第一号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（確定加入者調整率の算定方法）

第十五条　第九条及び第十条の規定は、法第三十五条第七項に規定する確定加入者調整率の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第九条第三項第一号ロ	第三十四条第五項第四号	第三十五条第五項第四号
（略）	（略）	（略）

（調整対象外給付費額の算定方法）

第十三条　法第三十五条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「調整対象外給付費額」という。）は、当該保険者に係る前期高齢者給付費額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

一　法第三十五条第六項に規定する一人平均前期高齢者給付費額（以下「一人平均前期高齢者給付費額」という。）に当該年度の前々年度に係る法第三十四条第二項第二号に規定する政令で定める率を乗じて得た額

二　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

（確定額補正率の算定方法）

第十四条の二　法第三十五条第四項に規定する確定額補正率は、各被用者保険等保険者に係る同項第三号に掲げる額から同項第四号に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（新設）

（確定加入者調整率の算定方法）

第十五条　第九条及び第十条の規定は、法第三十五条第五項に規定する確定加入者調整率の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第九条第三項第一号ロ	第三十四条第四項第四号	第三十五条第四項第四号
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
第九条第三項第二号ロ	第三十四条第五項第四号	第三十五条第五項第四号
（略）	（略）	（略）
第十条第一項（見出しを含む。）	（略）	（略）
	加入者見込総数	（略）
第十条第二項	（略）	（略）
	加入者見込数	（略）

（法定給付費見込額）

第十八条　法第三十八条第一項第一号ロ⑵及び第二号ロ⑵に規定する保険者の給付に要する費用等の見込額（以下「法定給付費見込額」という。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一・二　（略）

（削る）

２・３　（略）

（被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額）

第十八条の二　算定政令第一条の三第一号に規定する当該年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額とする。

（削る）

（略）	（略）	（略）
第九条第三項第二号ロ	第三十四条第四項第四号	第三十五条第四項第四号
（略）	（略）	（略）
第十条第一項（見出しを含む。）	（略）	（略）
	第十九条第一項に規定する加入者見込総数	（略）
第十条第二項	（略）	（略）
	第十九条第二項に規定する加入者見込数	（略）

（法定給付費見込額）

第十八条　法第三十八条第一項第一号ロ⑵及び第二号ロ⑵に規定する保険者の給付に要する費用等の見込額（以下「法定給付費見込額」という。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一・二　（略）

三　イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ　当該年度の前々年度における国民健康保険法附則第十三条第一項に規定する確定療養給付費等拠出金の額

ロ　新設保険者等以外の全ての保険者に係る国民健康保険法附則第十条第一項に規定する療養給付費等拠出金の見込額の総額をそれらの保険者に係るイに掲げる額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

２・３　（略）

（被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額）

第十八条の二　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。）第一条の二第一号に規定する当該年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額（法第百二十条第二項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。）を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額とする。

（加入者見込総数等の算定方法）

第十九条　法第三十八条第三項及び第百二十条第一項各号に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数（以下「加入者見込総数」という。）は、全ての保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

（概算前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり調整前負担調整見込額の算定方法）

第十九条　（略）

（被保険者一人当たり標準報酬総額）

第十九条の二　算定政令第一条の八第一号に規定する前々年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。

（削る）

（確定前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり調整前負担調整額の算定方法）

第二十条　（略）

（算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第二十八条　算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の額（法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。）、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金及び法第百二十四条の二第一項に規定する出産育児支援金（以下「出産育児支援金」という。）の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第百十六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合計額

二　（略）

2　法第三十八条第三項及び第百二十条第一項第二号に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数（以下「加入者見込数」という。）は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一　当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

二　新設保険者等以外の全ての保険者に係る加入者見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

3　新設保険者等に係る加入者見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（概算前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり調整前負担調整見込額の算定方法）

第十九条の二　（略）

（被保険者一人当たり標準報酬総額）

第十九条の三　算定政令第一条の七第一号に規定する前々年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。

（確定前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり調整前負担調整額の算定方法）

第二十条の二　（略）

（算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第二十八条　算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の額（法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。）、財政安定化基金拠出金及び法第百十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第百十六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合計額

二　（略）

2　法第三十九条第三項及び第百二十一条第一項第二号並びに算定政令第一条の九第二項に規定する前々年度における当該保険者に係る加入者の数は、当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数とする。

（確定前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり調整前負担調整額の算定方法）

第二十条の二　（略）

（算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第二十八条　算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の額（法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。）、財政安定化基金拠出金及び法第百十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第百十六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合計額

二　（略）

法第三十九条第三項及び第百二十一条第一項第二号並びに算定政令第一条の九第二項に規定する前々年度における当該保険者に係る加入者の数は、当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数とする。

（確定前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり調整前負担調整額の算定方法）

第二十条の二　（略）

（算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第二十八条　算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の額（法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。）、財政安定化基金拠出金及び法第百十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第百十六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合計額

二　（略）

（基金事業対象収入額の算定方法）

第三十三条　算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第百十六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。）、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第百十七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第百二条及び第百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額（算定政令第四条第一項に規定する療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として次に掲げる額の合計額とする。

一　当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができる場合は当該額

二　当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができない場合は当該額に基金事業対象比率を乗じて得た額

（削る）

（基金事業対象収入額の算定方法）

第三十三条　算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第百十六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。）、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第百十七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第百二条及び第百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額（算定政令第四条第一項に規定する療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金及び法第百十七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として次に掲げる額の合計額とする。

一　当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第百十七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができる場合は当該額

二　当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第百十七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができない場合は当該額に基金事業対象比率を乗じて得た額

（標準報酬総額の見込額の算定方法）

第三十八条の四　当該年度における法第百二十条第一項第一号イに規定する標準報酬総額の見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該年度の前々年度の当該被用者保険等保険者の標準報酬総額

二　当該年度の前年度及び当該年度において見込まれる当該被用者保険等保険者の被保険者等（全国健康保険協会及び健康保険組合の被保険者、共済組合の組合員、日本私立学校振興・共済事業団の加入者並びに国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。次条において同じ。）の組合員をいう。以下この号において同じ。）に係る賃金水準の伸び及び被保険者等の数の伸び等を勘案して当該被用者保険等保険者において見込まれるこれらの年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の伸び率

2　当該年度の前々年度の四月二日以降新たに被用者保険等保険者となった者及び同日以降当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者に係る同年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額等を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けた算定方法に基づき算定するものとする。

3　支払基金は、前項の規定に基づき、当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額を算定したときは、速やかに当該見込額を厚生労働大臣に報告するものとする。

（削る）

（削る）

（厚生労働大臣が定める国民健康保険組合に係る俸給等に相当するものの額）

第三十八条の五　法第百二十条第二項第四号に規定する組合員ごとの同項第一号から第三号までに定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額は、賃金、給料、俸給その他勤務の対償として受けるものであって、当該国民健康保険組合の組合員が負担する保険料その他これに相当するものの算定の基礎となるもののうち当該国民健康保険組合ごとに厚生労働大臣が定めるものの額とする。

（標準報酬総額の補正）

第三十八条の六　算定政令第二十五条の二第一項第二号に規定する標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する共済組合の組合員（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この条において同じ。）がある場合における同号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の前々年度の合計額の総額は、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の当該年度の前々年度の合計額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

2　算定政令第二十五条の二第一項第二号イに規定する前々年度の厚生労働省令で定める基準となる月は、当該年度の前々年度の六月とする。

3　算定政令第二十五条の二第一項第三号に規定する私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する同法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（同法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなった者を除く。以下この条において「加入者」という。）がある場合における同号に規定する加入者の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額は、当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の当該年度の前々年度の合計額の総額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

4　算定政令第二十五条の二第一項第四号に規定する組合員の健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準報酬月額若しくは標準報酬の月額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額又は健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準賞与額若しくは標準期末手当等の額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものは、前条の規定により厚生労働大臣が定めるものとする。

5　算定政令第二十五条の二第二項に規定する健康保険法に規定する標準報酬月額の等級又は標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の同条第一項第二号の共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号の加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額は、同項第二号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号に規定する加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額をそれぞれ同年度の四月から同条第二項に規定する改定月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額（以下この項において「改定前の期間に係る額」という。）と改定月から同年度の三月までの期間に係る額（以下この項において「改定以後の期間に係る額」という。）に区分し、それぞれの額につき同条第一項第二号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号に規定する加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額とみなして同項の規定を適用し補正して得た額を合算して得た額とする。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ中「最高

（加算対象保険者の基準）

第四十条の二　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該年度の前年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者（健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合をいう。以下この条から第四十条の三まで、第四十四条第二項及び附則第二条から第五条までにおいて同じ。）の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
健康保険組合（健康保険法第十一条第一項の規定により設立されたものに限る。以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて「単一型健康保険組合」という。）又は共済組合	（略）
健康保険組合（健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて「総合型健康保険組合」という。）、日本	（略）

等級又は最低等級に属する組合員」とあるのは、改定前の期間に係る額については「当該改定月前における最高等級又は最低等級に属する組合員」とし、改定以後の期間に係る額については「当該改定月以後における最高等級又は最低等級に属する組合員」とし、同号ロ中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月以前の月であるときは、当該改定月前における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、改定以後の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月より後の月であるときは、当該改定月以後における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級及び最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、同項第三号イ中「最高等級又は最低等級に属する加入者」とあるのは、改定前の期間に係る額については「当該改定月前における最高等級又は最低等級に属する加入者」とし、改定以後の期間に係る額については「当該改定月以後における最高等級又は最低等級に属する加入者」とし、同号ロ中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月以前の月であるときは、当該改定月前における同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、改定以後の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月より後の月であるときは、当該改定月以後における同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級及び最低等級とみなして算定した額の総額）」とする。

（加算対象保険者の基準）

第四十条の二　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該年度の前年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者（健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合をいう。以下この条から第四十条の三まで、第四十四条第二項及び附則第十八条の二から第十八条の十までにおいて同じ。）の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
健康保険組合（健康保険法第十一条第一項の規定により設立されたものに限る。以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の十まで（附則第十八条の六を除く。）において「単一型健康保険組合」という。）又は共済組合	（略）
健康保険組合（健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の十まで（附則第十八条の六を除く。）におい	（略）

私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	

二　（略）

2　前項第一号の特定健康診査の実施率（以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて単に「特定健康診査の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて「特定健康診査」という。）の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

3　第一項第二号の特定保健指導の実施率（次条及び附則第二条から第五条までにおいて単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

4～7　（略）

第七章　出産育児支援金等

（出産育児一時金等の支給に要する費用の額の総額の算定方法）

第四十三条の二　法第百二十四条の三第一項に規定する出産育児一時金等の支給に要する費用の額の総額を基礎として厚生労働省令で定める額は、医療保険各法（法第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。）の規定による出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費（第四十三条の四において「出産育児一時金等」という。）の支給に要する費用の総額とする。

（出産育児関係事務費拠出金の額の算定方法）

第四十三条の三　第二十一条の規定は、法第百二十四条の六に規定する出産育児関係事務費拠出金（以下「出産育児関係事務費拠出金」という。）の額の算定について準用する。この場合において、第二十一条中「法第百三十九条第一項第一号」とあるのは、「法第百三十九条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（出産育児支援金等に係る支払基金に対する通知）

第四十三条の四　法第百二十四条の七第一項の規定により保険者が支払基金に対して行う通知は、各年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の金額及び出産育児一時金等の支給に要した費用の額について、当該年度の翌年度の九月一日までに行うものとする。

2　法第百二十四条の七第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が支払基金に対して行う通知は、各年度における当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数について、当該年度の翌年度の六月一日までに行うものとする。

（出産育児支援金等に係る納付の猶予の申請）

第四十三条の五　第二十二条の規定は、法第百二十四条の八において準用する法第四十六条第一項の規定により出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金の一部の納付の猶予を受けようとする保険者及び後期高齢者医療広域連合について準用する。

て「総合型健康保険組合」という。）、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	

二　（略）

2　前項第一号の特定健康診査の実施率（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の十までにおいて単に「特定健康診査の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の十までにおいて「特定健康診査」という。）の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

3　第一項第二号の特定保健指導の実施率（次条及び附則第十八条の二から第十八条の十までにおいて単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の十までにおいて「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

4～7　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第八章　雑則

（端数計算）

第四十六条　（略）

２　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

（略）	一円未満の端数を切り捨てる
第十九条の二に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額	
第十九条の二ただし書に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額	
第十九条の二ただし書に規定する当該年度の前年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額	
（略）	
法第三十四条第一項第一号イ(2)に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額	
（略）	
法第三十四条第三項に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算額補正率を乗じて得た額	
法第三十四条第四項第一号に規定する標準報酬総額の見込額	
法第三十四条第五項第一号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算加入者調整率を乗じて得た額	
法第三十五条第一項第一号イ(2)に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額	
（略）	
法第三十五条第四項第一号に規定する標準報酬総額	

第七章　雑則

（端数計算）

第四十六条　（略）

２　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

（略）	一円未満の端数を切り捨てる
第十九条の三に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額	
第十九条の三ただし書に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額	
第十九条の三ただし書に規定する当該年度の前年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額	
（略）	
法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額	
（略）	
法第三十四条第三項に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算額補正率を乗じて得た額	
（新設）	
法第三十四条第四項第一号に規定する前期高齢者に係る概算後期高齢者支援金に係る概算調整対象基準額	
法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額	
（略）	
（新設）	

法第三十五条第五項第一号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に確定加入者調整率を乗じて得た額	
（略）	
（削る）	
（削る）	
（略）	
（略）	（略）
第三条の三第一項に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数	一未満の端数を四捨五入する
第八条の三第一項各号列記以外の部分に規定する加入者見込数	
（略）	（略）
第八条の二第一項に規定する算定政令第一条の二第一項第二号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	少数点以下第八位未満を四捨五入する
第八条の二第三項に規定する算定政令第一条の二第一項第三号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	
（略）	
（削る）	
（削る）	

（公示）

第四十七条　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一　（略）

一の二　第三条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

二　（略）

法第三十五条第四項第一号に規定する前期高齢者に係る確定後期高齢者支援金に係る確定調整対象基準額	
（略）	
法第百二十条第一項第一号イに規定する標準報酬総額の見込額	
法第百二十一条第一項第一号イに規定する標準報酬総額	
（略）	
（略）	（略）
第八条第一項に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数	一未満の端数を四捨五入する
第十九条第二項各号列記以外の部分に規定する加入者見込数	
（略）	（略）
（新設）	少数点以下第八位未満を四捨五入する
（新設）	
（略）	
第三十八条の六第一項に規定する算定政令第二十五条の二第一項第二号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	
第三十八条の六第三項に規定する算定政令第二十五条の二第一項第三号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	

（公示）

第四十七条　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一　（略）

（新設）

二　（略）

三	第八条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
三の二	第八条の四に規定する厚生労働大臣が定める額
三の三	第八条の五に規定する厚生労働大臣が定める率
三の四	第八条の六に規定する厚生労働大臣が定める率
四～六の二	（略）
六の三	第十四条の三に規定する厚生労働大臣が定める額
六の四	第十四条の四に規定する厚生労働大臣が定める率
七～十一	第十四条の五に規定する厚生労働大臣が定める率
	（略）
（削る）	
十二	算定政令第一条の四第一号に規定する厚生労働大臣が定める額
（削る）	
十三	第十九条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整見込額
十三の二	算定政令第一条の九第一号に規定する厚生労働大臣が定める額
十三の三	第二十条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整額
十三の四	算定政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める額
十三の五	算定政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率
十三の六	算定政令第一条の十第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
十四～二十	（略）
二十一	第四十三条の三において準用する第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額

2　（略）

附　則

（削る）

三	第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
（新設）	
三の二	第八条の二に規定する厚生労働大臣が定める率
（新設）	
四～六	（略）
（新設）	
六の二	第十四条の二に規定する厚生労働大臣が定める率
（新設）	
七～十一	（略）
十二	第十八条第一項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める率
十二の二	算定政令第一条の三第一号に規定する厚生労働大臣が定める額
十三	第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
十三の二	第十九条の二に規定する加入者一人当たり調整前負担調整見込額
十三の三	算定政令第一条の八第一号に規定する厚生労働大臣が定める額
十三の四	第二十条の二に規定する加入者一人当たり調整前負担調整額
十三の五	算定政令第一条の九第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める額
十三の六	算定政令第一条の九第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率
十三の七	算定政令第一条の九第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
十四～二十	（略）
（新設）	

2　（略）

附　則

（平成二十八年度における確定加入者調整率の算定方法）

第二条　平成二十八年度における法第三十五条第五項に規定する確定加入者調整率は、第九条の規定にかかわらず、次項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率に第三項に規定する平成二十八年度における確定補正係数を乗じて得た率とする。

2　平成二十八年度における粗確定加入者調整率は、附則第四条第一項に規定する平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率を同条第二項に規定する平成二十八年度における保険者別前期高齢者加入率で除して得た率とする。

3　平成二十八年度における確定補正係数は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額を第三号に掲げる額と第四号に掲げる額との合計額で除して得た率を基準として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一　被用者保険等保険者以外の全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　各保険者に係る調整対象給付費額（当該各保険者に係る前期高齢者給付費額から当該各保険者に係る調整対象外給付費額を控除して得た額をいう。第三号イにおいて同じ。）

ロ　各保険者に係る持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額

二　全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　各被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額（当該各被用者保険等保険者に係る前期高齢者給付費額から当該各保険者に係る調整対象外給付費額を控除して得た額をいう。第四号イにおいて同じ。）

ロ　平成二十八年度における持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十三号。以下「平成二十九年改正省令」という。）第五条の規定による改正前の第三十九条の規定により算定した保険納付対象額の総額を同年度における加入者総数で除して得た額に、各被用者保険等保険者に係る同年度における加入者数を乗じて得た額（第四号ロにおいて「各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額」という。）

三　被用者保険等保険者以外の全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　各保険者に係る調整対象給付費額に当該各保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ　各保険者に係る国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に当該各保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額

四　全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　各被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ　各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額

（補正後確定加入者調整率の算定方法）

第三条　法附則第十三条の四第三項に規定する補正後確定加入者調整率は、次項に規定する補正後粗確定加入者調整率に第三項に規定する補正後確定補正係数を乗じて得た率とする。

2　補正後粗確定加入者調整率は、次条第一項に規定する平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率を補正後前期高齢者加入率（その率が下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率とする。

3　補正後確定補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た率を基準として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一　平成二十九年改正省令第五条の規定による改正前の第十五条において読み替えて準用する第九条第三項第一号に掲げる額

二　前条第三項第三号に掲げる額

三　全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　前条第三項第四号イに掲げる額

ロ　各被用者保険等保険者に係る国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する補正後粗確定加入者調整率を乗じて得た額

（平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率等の算定方法）

第四条　平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率は、第十五条において読み替えて準用する第十条第一項の規定にかかわらず、同年度における全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の数の総数を、同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

2　平成二十八年度における保険者別前期高齢者加入率は、第十五条において読み替えて準用する第十条第二項の規定にかかわらず、同年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数を、同年度における全ての保険者に係る加入者の数で除して得た率（その率が下限割合に満たないときは、下限割合とする。）とする。

（補正後前期高齢者加入率の算定方法）

第五条　附則第三条第二項に規定する補正後前期高齢者加入率は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計を、附則第七条に規定する補正後加入者数で除して得た率とする。

一　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者である加入者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二　当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数にロに掲げる割合を乗じて得た数

イ　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者である加入者のうち特定加入者（法附則第十三条の四第一項第二号イに規定する特定加入者をいう。以下同じ。）である者の数

ロ　法附則第十三条の四第一項第二号ニに規定する政令で定める割合

（補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者一人当たり負担額の算定方法）

第六条　法附則第十四条の三第一項第一号に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額（附則第十三条第一項第三号において「補正後加入者一人当たり負担額」という。）は、法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、平成二十八年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（補正後加入者数の算定方法）

第七条　法附則第十四条の三第一項第一号に規定する平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一　平成二十八年度における当該保険者に係る加入者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二　イに掲げる数にロに掲げる割合を乗じて得た数

イ　平成二十八年度における当該保険者に係る特定加入者である者の数

ロ　法附則第十三条の四第一項第二号ロに規定する政令で定める割合

（全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数の算定方法）

第八条　法附則第十四条の三第二項に規定する平成二十八年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数は、全ての被用者保険等保険者に係る平成二十八年度における加入者数の総数とする。

（調整前補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者一人当たり負担額の算定方法）

第九条　法附則第十四条の三第一項第一号に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額は、法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、平成二十八年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（調整前補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者数の算定方法）

第十条　算定政令附則第三条第二項に規定する当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数として厚生労働省令で定めるところにより算定したものは、当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数とする。

（保険者が行う支払基金に対する報告）

第十一条　被用者保険等保険者は、第四十四条第一項から第四項までに定めるもののほか、支払基金に対し、平成二十八年十月から翌年三月までの各月末日における特定加入者である者の数及び前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数を、平成二十九年六月一日までに報告しなければならない。

2　合併、分割又は解散が平成二十八年四月二日以降に行われた場合における当該合併により成立した被用者保険等保険者、当該分割により成立した被用者保険等保険者（分割後存続する被用者保険等保険者がある場合を除く。）及び当該合併後存続する被用者保険等保険者並びに当該解散をした被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者又は清算法人は、第四十四条各項及び前項に定めるもののほか、支払基金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した被用者保険等保険者の平成二十八年十月から翌年三月までの各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあっては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における特定加入者である者の数及び前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に文書により報告しなければならない。

（端数計算）

第十二条　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

附則第五条第一号に掲げる数と同条第二号に掲げる数との合計数	一未満の端数を四捨五入する
附則第七条に規定する補正後加入者数	
附則第二条第一項に規定する確定加入者調整率	小数点以下第五位未満を四捨五入する
附則第二条第二項に規定する粗確定加入者調整率	
附則第三条第一項に規定する補正後確定加入者調整率	
附則第三条第二項に規定する補正後粗確定加入者調整率	
附則第四条第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
附則第五条に規定する補正後前期高齢者加入率	

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（公示）

第十三条　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

一　附則第二条第三項に規定する確定補正係数

二　附則第三条第三項に規定する補正後確定補正係数

三　附則第六条に規定する補正後加入者一人当たり負担額

2　厚生労働大臣は、附則第四条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率をあらかじめ公示するものとする。

（平成二十九年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）

第十四条　平成二十九年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	法第三十四条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の六
第三十五条第一項	附則第十三条の二	附則第十四条の規定により読み替えられた第二条及び
第十七条	第二条及び	附則第十四条の規定により読み替えられた第二条第一項
第二条第一項	法第三十四条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の六
法第三十八条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法第三十八条第一項	
第三十五条第一項	附則第十三条の二	
法第三十九条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律第十条の規定による改正前の法第三十九条第一項	

（削る）

第三十六条		
第二条及び	附則第十四条の規定により読み替えられた第二条及び	
第二条第一項	附則第十四条の規定により読み替えられた第二条第一項	
法第三十四条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の六	
法第百二十条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十四条の七第一項	
第三十五条第一項	附則第十三条の二	
第百二十一条第一項	附則第十四条の二第一項	

（平成二十七年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算）

第十五条　平成二十七年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の二第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三条の二第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の二第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の三第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の三第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の三第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	

（削る）

法附則第十三条の三第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の三第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に二分の一を乗じて得た額	
法附則第十四条の二第一項第一号に掲げる額	
法附則第十四条の二第一項第三号に掲げる額	
法附則第十四条の二第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の二第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の二第四項に規定する各被用者保険等保険者に係る確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあっては、当該各特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額から同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を平成二十七年度における当該各被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に二分の一を乗じて得た額	
算定政令附則第二条第一項第一号に掲げる額	
算定政令附則第二条第一項第三号に掲げる額	
算定政令附則第二条第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額	
算定政令附則第二条第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額	
附則第十三条の三第四項に規定する納付金確定拠出率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
附則第十四条の二第四項に規定する支援金確定拠出率	

（平成三十年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）

第十六条　平成三十年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	法第三十四条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の六
	第三十五条第一項	附則第十三条の四

第十七条			
第二条及び第二条第一項	附則第十六条の規定により読み替えられた第二条及び第二条第一項		
法第三十四条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の六		
法第三十八条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法第三十八条第一項		
第三十五条第一項	附則第十三条の四		
第三十九条第一項	附則第十三条の五第一項		
		第三十六条	
		第二条及び第二条第一項	附則第十六条の規定により読み替えられた第二条及び附則第十六条の規定により読み替えられた第二条第一項
		法第三十四条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の六
		法第百二十条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十四条の九第一項
		第三十五条第一項	附則第十三条の四
		第百二十一条第一項	附則第十四条の三第一項

（削る）

（平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算）

第十七条　平成二十八年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の四第一項第二号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三条の四第一項第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の四第一項第四号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の五第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の五第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の五第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	
法附則第十三条の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の五第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	
法附則第十四条の三第一項第一号に掲げる額	
法附則第十四条の三第一項第三号に掲げる額	
法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額	
法附則第十四条の三第三項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額	

法附則第十四条の三第四項に規定する特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額		
法附則第十四条の三第五項に規定する各被用者保険等保険者に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあっては、当該各特定健康保険組合に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額から同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を平成二十八年度における当該各被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に三分の二を乗じて得た額		
算定政令附則第三条第一項第一号に掲げる額		
算定政令附則第三条第一項第三号に掲げる額		
算定政令附則第三条第二項に規定する調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額		
算定政令附則第三条第三項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額		
算定政令附則第三条第四項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額		
法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率	小数点以下第八位未満を四捨五入する	
法附則第十四条の三第五項に規定する支援金確定拠出率		

（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法の特例）

第十八条　平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における、市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定について、第二十三条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間にある」とあるのは、「該当する」とする。

（平成三十年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準）

第十八条の二　平成三十年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　平成二十九年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

（削る）

（削る）

（削る）

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の四十五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の四十二・五

二　平成二十九年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の二・七五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の一・五

（令和元年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準）

第十八条の三　令和元年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　平成三十年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の五十七・五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の五十

二　平成三十年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

（削る）

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の五・五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の二・五

（平成三十年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率）

第十八条の四　平成三十年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、第四十条の二の二の規定にかかわらず、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率とする。

一　平成二十九年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の四十五未満	百分の一
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の四十二・五未満	百分の一

二　平成二十九年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の〇・一未満	百分の一
	百分の〇・一以上百分の二・七五未満	百分の〇・二五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の〇・一未満	百分の一
	百分の〇・一以上百分の一・五未満	百分の〇・二五

（令和元年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率）

第十八条の五　令和元年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、第四十条の二の二の規定にかかわらず、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率とする。

一　平成三十年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の四十五未満	百分の二
	百分の四十五以上百分の五十七・五未満	百分の〇・五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の四十二・五未満	百分の二
	百分の四十二・五以上百分の五十未満	百分の〇・五

二　平成三十年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

保険者の種類	実施率	率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の〇・一未満	百分の二
	百分の〇・一以上百分の二・七五未満	百分の〇・五
	百分の二・七五以上百分の五・五未満	百分の〇・二五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の〇・一未満	百分の二
	百分の〇・一以上百分の一・五未満	百分の〇・五
	百分の一・五以上百分の二・五未満	百分の〇・二五

（削る）

（削る）

（令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査等の実施率）

第十八条の六　令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査の実施率は、第四十条の二第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一　平成二十八年度から平成三十年度までの全ての年度における第四十条の二第一項第一号の表の上欄に掲げる保険者に係る特定健康診査の対象者の数が零である場合　令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数（次号及び第三号において「補正前特定健康診査実施率」という。）

二　平成二十八年度から平成三十年度までの各年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の全てについて、当該年度の三月に当該保険者に係る特定健康診査を受診している場合　補正前特定健康診査実施率と平成三十年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とのいずれか大きい数

三　前二号に掲げる場合以外の場合　補正前特定健康診査実施率とイに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数をハに掲げる数で除して得た数（当該数が一を上回るときは、一）とのいずれか大きい数

イ　令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数から令和二年三月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を控除した数

ロ　令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数

ハ　一から平成二十八年度から平成三十年度までの各年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数に占める当該年度の三月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数の割合を平均した数を控除した数

2　令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定保健指導の実施率は、第四十条の二第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一　平成三十年度における第四十条の二第一項第二号の表の上欄に掲げる保険者に係る特定保健指導の対象者の数が零である場合　令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数（次号及び第三号において「補正前特定保健指導実施率」という。）

二　平成三十年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の全てについて、当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和元年三月から五月までの間にある場合　補正前特定保健指導実施率と平成三十年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とのいずれか大きい数

第二条～第八条　（略）

（病床転換支援金に係る加入者見込数等の算定方法）

第九条　第八条の三第一項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定について準用する。

２　第八条の三第二項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数の算定について準用する。

３　新設保険者等に係る法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定については、前項の規定にかかわらず、第八条の三第三項の規定を準用する。

第十条・第十一条　（略）

（公示）

第十二条　厚生労働大臣が、附則第十条に規定する加入者一人当たり負担見込額及び前条において準用する第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

第十三条・第十四条　（略）

（削る）

（削る）

三　前二号に掲げる場合以外の場合　補正前特定保健指導実施率とイに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を八に掲げる数で除して得た数（当該数が一を上回るときは、一）とのいずれか大きい数

イ　令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数からこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和二年三月から五月までの間にある者の数を控除した数

ロ　令和元年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数

ハ　一から平成三十年度における当該保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数に占めるこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和元年三月から五月までの間にある者の数の割合を控除した数

第十八条の七～第二十一条　（略）

（病床転換支援金に係る加入者見込総数等の算定方法）

第二十二条　第十九条第一項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数の算定について準用する。

２　第十九条第二項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定について準用する。

３　新設保険者等に係る法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定については、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用する。

第二十三条・第二十四条　（略）

（公示）

第二十五条　厚生労働大臣が、附則第二十三条に規定する加入者一人当たり負担見込額及び前条において準用する第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

第二十六条・第二十七条　（略）

（特例退職被保険者等の加入率の算定方法）

第二十八条　法附則第十三条の三第三項及び法附則第十四条の二第三項の特定健康保険組合（健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。次条において同じ。）に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等（国民健康保険法附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。次条において同じ。）である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者の数を当該特定健康保険組合の加入者の数で除して得た率とする。

第二十九条　法附則第十三条の五第三項及び法附則第十四条の三第四項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者の数を当該特定健康保険組合の加入者の数で除して得た率とする。

（削る）

（公示）

第三十条　厚生労働大臣は、次に掲げる率を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一　法附則第十三条の三第四項に規定する納付金確定拠出率

二　法附則第十四条の二第四項に規定する支援金確定拠出率

三　法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率

四　法附則第十四条の三第五項に規定する支援金確定拠出率

（後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第十一条　後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調整対象収入額の算定方法） **第五条**　調整対象収入額は、次の各号に掲げる額の合計額に前条第一項に規定する補正係数を乗じて得た額とする。 一　前条第一項各号に掲げる額の合計額に後期高齢者負担率を乗じて得た額から高額医療費公費負担額を控除して得た額の百分の四十八に相当する額 二　前条第一項各号に掲げる額の合計額に後期高齢者負担率を乗じて得た額から高額医療費公費負担額を控除して得た額の百分の五十二に相当する額に所得係数を乗じて得た額 ２～４　（略）	（調整対象収入額の算定方法） **第五条**　調整対象収入額は、次の各号に掲げる額の合計額に前条第一項に規定する補正係数を乗じて得た額とする。 一　前条第一項各号に掲げる額の合計額に後期高齢者負担率を乗じて得た額から高額医療費公費負担額を控除して得た額の二分の一に相当する額 二　前号に掲げる額に所得係数を乗じて得た額 ２～４　（略）

（社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令の一部改正）

第十二条　社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（平成二十年厚生労働省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第百四十一条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　法第百三十九条第一項第三号の規定による出産育児支援金（法第百二十四条の二第一項に規定する出産育児支援金をいう。）及び出産育児関係事務費拠出金（法第百二十四条の五第一項に規定する出産育児関係事務費拠出金をいう。）の徴収並びに出産育児交付金（法第百二十四条の四第一項に規定する出産育児交付金をいう。）の交付に関する事項 四・五　（略）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第百四十一条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （新設） 三・四　（略）

（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十三条　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置） **第十五条**　国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者に係る拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）の額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（以下「旧拠出金省令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** （被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置） **第十五条**　国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者に係る拠出金（同項に規定する拠出金をいう。次項及び第三項において「被用者保険等保険者拠出金」という。）の額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（以下「旧拠出金省令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
（削る）	第十六条
（削る）	法附則第十項
（削る）	規定する健康保険の被保険者
（削る）	同一の世帯
（削る）	特例退職組合員
（削る）	特例退職加入者
（削る）	附則第八項第一号
（削る）	附則第九項第一号
（削る）	第十七条
（削る）	法附則第十項
（略）	第十八条
第十八条	規定する健康保険の被保険者（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）
規定する健康保険の被保険者	六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるもの又は同一の世帯
同一の世帯	特例退職組合員（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）
特例退職組合員	（略）
（略）	附則第二十一条第二項
附則第七項	同条第六項
法附則第十項	規定する健康保険の被保険者（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）
規定する健康保険の被保険者	六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるもの又は同一の世帯
同一の世帯	特例退職組合員（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）
特例退職組合員	特例退職加入者（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）
特例退職加入者	附則第二十一条第三項第一号
附則第八項第一号	附則第二十一条第四項第一号
附則第八項第三号	附則第二十一条第三項第三号
法附則第十項	同条第六項
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十四条　健康保険法施行規則等の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
特例退職加入者	（新設）
（略）	（略）
特例退職加入者（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）	（新設）
（略）	（略）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置）	（被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置）
第十五条　国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者に係る拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）の額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（以下「旧拠出金省令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**第十五条**　国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者に係る拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）の額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（以下「旧拠出金省令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第一条	（新設）
国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）	（新設）
法附則第七条第一項	（新設）
改正法第四条の規定による改正前の法附則第七条第一項	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）
第一条の二第一項	（新設）
国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第二条第二項第一号に掲げる負担調整前概算医療費拠出金の額	改正法第四条の規定による改正前の法附則第七条第一項第二号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による概算調整対象基準額又は同法の規定による概算後期高齢者支援金
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

第一条の三第一項	算定政令第四条の六第一項第三号	法附則第七条第一項
第一条の三第二項及び第三項	算定政令第四条の六第一項第三号	改正法第四条の規定による改正前の法附則第七条第一項
第一条の四	算定政令第四条の六第一項第三号	改正政令第四条の規定による改正前の算定政令附則第三条第一項第三号イ(1)
第二条の二	法附則第十二条第一項	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十二条第一項
	法附則第十三条第一項	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十三条第一項
	法第八十一条の三第一項	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十一条第一項
	（略）	（略）
第二条の三	法第八十一条の十第一項第一号	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十七条第一号
第十一条	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	法第八十一条の五第二項	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十三条第二項
	法第七十二条の四第一項	改正法第四条の規定による改正前の法附則第七条第一項

第一条の三第一項	算定政令第四条の五第一項第三号	（新設）
		国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）附則第三条第一項第三号イ(1)
第一条の三第二項及び第三項	第四条の五第一項第三号	附則第三条第一項第三号イ(1)
第一条の四	第四条の五第一項第三号	附則第三条第一項第三号イ(2)
第二条の二	（新設）	（新設）
	第八十一条の三第一項	附則第十一条第一項
	（略）	（略）
第二条の三	第八十一条の十第一項第一号	附則第十七条第一号
第十条	第八十一条の四第二項	附則第十二条第二項
	第四条の五第一項第一号	附則第三条第一項第一号
	第四条の五第一項第二号	附則第三条第一項第二号
第十一条	第八十一条の五第二項	附則第十三条第二項
	第七十二条の四第一項	附則第七条第一項

第十二条第一項	
法第八十一条の六	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十四条
法第八十一条の十第一項	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十七条
第十三条	
法第八十一条の七第一項	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十五条第一項
（略）	（略）
第十五条	
第八十一条の十二	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十六条
（略）	（略）
第十八条	
法附則第九項第三号	改正法第四条の規定による改正前の法附則第二十一条第四項第三号
（略）	（略）
第十八条の二	
法附則第二十一条第五項	改正法第四条の規定による改正前の法附則第二十一条第五項
第十九条	
法第八十一条の二第一項	改正法第四条の規定による改正前の法附則第十条第一項
附則第二条	
法附則第八項第二号に規定する特例退職被保険者等加入割合に係る算定政令附則第十六項において準用する算定政令第二条第二項の規定による	改正政令第四条による改正前の算定政令附則第十二条の規定により退職被保険者等所属割合の算定方法の例に準じることとされた改正法第四条の規定による改正前の法附則第二十一条第三項第二号に規定する特例退職被保険者等所属割合の
（略）	（略）

第十二条第一項	
第八十一条の六	附則第十四条
第八十一条の十第一項	附則第十七条
第十三条	
第八十一条の七第一項	附則第十五条第一項
（略）	（略）
第十五条	
第八十一条の十二	国民健康保険法附則第十六条
（略）	（略）
第十八条	
附則第九項第三号	附則第二十一条第四項第三号
（略）	（略）
（新設）	（新設）
第十九条	
第八十一条の二第一項	附則第十条第一項
附則第二条	
法附則第八項第二号に規定する特例退職被保険者等加入割合に係る算定政令附則第十六項において準用する算定政令第二条第二項の規定による	算定政令附則第十二条の規定により退職被保険者等所属割合の算定方法の例に準じることとされた法附則第二十一条第三項第二号に規定する特例退職被保険者等所属割合の
（略）	（略）

（社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十五条　社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成二十年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高齢者医療制度関係特別会計） **第二条**　法第百四十三条の規定により支払基金が設けなければならない特別の会計は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる特別会計とする。 一　（略） 二　法第百三十九条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下この号において「改正法」という。）附則第三十八条第四項の規定により法第百三十九条第一項第二号の業務に係る特別の会計に帰属するものとされた平成三十年四月一日において現に改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。次項第二号において「平成二十年改正前老健法」という。）第六十八条に規定する特別の会計に所属する権利及び義務に関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。次項において「改正令」という。）附則第二条第一号及び第二号に掲げる業務　後期高齢者医療特別会計 三　（略） 2　支払基金は、前項各号に掲げる特別会計（以下「高齢者医療制度関係特別会計」という。）の経理を明確にするため、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより経理を区分し、それぞれの特別会計について貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。 一　（略） 二　後期高齢者医療特別会計　保険者からの後期高齢者支援金等（法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等をいう。以下同じ。）の徴収及び後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下この号において同じ。）に対する後期高齢者交付金（法第百条第一項に規定する後期高齢者交付金をいう。以下同じ。）の交付並びに後期高齢者医療広域連合からの出産育児支援金（法第百二十四条の二第一項に規定する出産育児支援金をいう。第十一条第一項第二号において同じ。）の徴収、保険者からの出産育児関係事務費拠出金（法第百二十四条の五第一項に規定する出産育児関係事務費拠出金をいう。第十一条第一項第二号において同じ。）の徴収及び保険者に対する出産育児交付金（法第百二十四条の四第一項に規定する出産育児交付金をいう。第十一条第一項第二号において同じ。）の交付並びに平成二十年改正前老健法第六十四条第二項に規定する厚生労働大臣の認可を受けて行う事業に係る経理並びに法第百三十九条第一項第二号に掲げる業務に関する事務の処理及び平成二十年改正前老健法第六十四条第一項各号に掲げる業務及び第二項に規定する業務に関する事務の処理に係る経理 三　（略） 3　（略）	（高齢者医療制度関係特別会計） **第二条**　法第百四十三条の規定により支払基金が設けなければならない特別の会計は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる特別会計とする。 一　（略） 二　法第百三十九条第一項第二号に掲げる業務並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下この号において「改正法」という。）附則第三十八条第四項の規定により法第百三十九条第一項第二号の業務に係る特別の会計に帰属するものとされた平成三十年四月一日において現に改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。次項第二号において「平成二十年改正前老健法」という。）第六十八条に規定する特別の会計に所属する権利及び義務に関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。次項において「改正令」という。）附則第二条第一号及び第二号に掲げる業務　後期高齢者医療特別会計 三　（略） 2　支払基金は、前項各号に掲げる特別会計（以下「高齢者医療制度関係特別会計」という。）の経理を明確にするため、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより経理を区分し、それぞれの特別会計について貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。 一　（略） 二　後期高齢者医療特別会計　保険者からの後期高齢者支援金等（法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等をいう。以下同じ。）の徴収及び後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）に対する後期高齢者交付金（法第百条第一項に規定する後期高齢者交付金をいう。以下同じ。）の交付並びに平成二十年改正前老健法第六十四条第一項第一号に掲げる保険者からの拠出金（平成二十年改正前老健法第五十三条第一項に規定する拠出金をいう。）の徴収、平成二十年改正前老健法第六十四条第一項第二号に掲げる市町村に対する平成二十年改正前老健法第四十八条第一項の交付金の交付及び平成二十年改正前老健法第六十四条第二項に規定する厚生労働大臣の認可を受けて行う事業に係る経理並びに法第百三十九条第一項第二号に掲げる業務に関する事務の処理及び平成二十年改正前老健法第六十四条第一項各号に掲げる業務及び第二項に規定する業務に関する事務の処理に係る経理 三　（略） 3　（略）

（事業計画及び資金計画）

第十一条　法第百四十四条の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　（略）

二　法第百三十九条第一項第二号の規定による後期高齢者支援金等の徴収及び後期高齢者交付金の交付並びに同項第三号の規定による出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金の徴収及び出産育児交付金の交付に関する事項

三・四　（略）

２・３　（略）

（医療法施行規則の一部改正）

第十六条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条の四　都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法により報告するとともに、医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。	**第一条の四**　都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
第六条の三　法第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第六条の三**　法第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一～十　（略）	一～十　（略）
十一　第九条の二十第一項第六号イに規定する紹介率の前年度の平均値	十一　第九条の二十第六号イに規定する紹介率の前年度の平均値
十二　第九条の二十第一項第七号イに規定する逆紹介率の前年度の平均値	十二　第九条の二十第七号イに規定する逆紹介率の前年度の平均値
十三　（略）	十三　（略）
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一～十三　（略）	一～十三　（略）
十四　前項第十一号の値が百分の五十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に紹介率を百分の五十まで高めるための具体的な年次計画	十四　前項第十号の値が百分の五十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に紹介率を百分の五十まで高めるための具体的な年次計画
十五　前項第十二号の値が百分の四十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるための具体的な年次計画	十五　前項第十一号の値が百分の四十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるための具体的な年次計画
十六　（略）	十六　（略）
３～５　（略）	３～５　（略）
第六条の五　法第四条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める数は四百とする。	**第六条の五**　法第四条の二第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める数は四百とする。
第三十条の三十二の三　法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。	**第三十条の三十二の三**　法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一　法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行つた参加法人等（法第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医	一　法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行つた参加法人（法第七十条第一項に規定する参加法人をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連

療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十八において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二　当該申請を行つた参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人等が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において増加しないこと。

三　当該申請を行つた参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人等が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。

四　当該申請が、あらかじめ、当該申請を行つた参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人に置かれている法第七十条の三第一項第十七号に規定する地域医療連携推進評議会（以下単に「地域医療連携推進評議会」という。）の意見を聴いた上で、行われているものであること。

（地域医療連携推進法人の社員）

第三十九条の二　法第七十条第一項及び第七十条の三第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。

（削る）

（削る）

一　法第七十条第一項各号に規定する者であつて、参加法人等になることを希望しないもの

二・三　（略）

（参加法人等の構成）

第三十九条の七　法第七十条の三第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）を開設する参加法人等の数が二以上であるものであること。

二　病院等を開設する参加法人等の有する議決権の合計が、法第七十条第一項第二号に規定する介護事業等（以下この章において単に「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人等の有する議決権の合計を超えるものであること。

（社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者）

第三十九条の八　法第七十条の三第一項第十三号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二　（略）

三　当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十八において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二　当該申請を行つた参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人等が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において増加しないこと。

三　当該申請を行つた参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人等が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。

四　当該申請が、あらかじめ、当該申請を行つた参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人に置かれている法第七十条の三第一項第十七号に規定する地域医療連携推進評議会（以下単に「地域医療連携推進評議会」という。）の意見を聴いた上で、行われているものであること。

（地域医療連携推進法人の社員）

第三十九条の二　法第七十条第一項及び第七十条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。

一　医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）を開設する個人

二　医療連携推進区域において、法第七十条第一項第二号に規定する介護事業等（以下この章において単に「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する個人

三　法第七十条第一項各号に規定する法人であつて、参加法人になることを希望しないもの

四・五　（略）

（参加法人の構成）

第三十九条の七　法第七十条の三第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　病院等を開設する参加法人の数が二以上であるものであること。

二　病院等を開設する参加法人の有する議決権の合計が、介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人の有する議決権の合計を超えるものであること。

（社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者）

第三十九条の八　法第七十条の三第一項第十二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二　（略）

三　当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

四　当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人

五　（略）

（地域医療連携推進法人の役員と特殊の関係がある者）

第三十九条の九　法第七十条の三第一項第十四号ロに規定する役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一～三　（略）

（医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な理事）

第三十九条の十　法第七十条の三第一項第十四号ハに規定する厚生労働省令で定める者は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験を有する者とする。

（地域医療連携推進法人に意見を求めなければならない事項）

第三十九条の十一　法第七十条の三第一項第十八号トに規定する厚生労働省令で定める事由は、目的たる事業の成功の不能とする。

（残余財産の帰属すべき者となることができる者等）

第三十九条の十二　法第七十条の三第一項第十九号に規定する厚生労働省令で定める者は、第三十一条の二各号に掲げる者とする。

（医療法人の計算に関する規定の準用）

第三十九条の二十二　前章第四節（第三十二条の五、第三十二条の六第二号ロ、第三十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項、第三十三条の二、第三十三条の二の七第二項並びに第三十三条の二の八を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三十三条の二の六第二項及び第三項	（略）	地域医療連携推進法人（法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第五項に規定する特定地域医療連携推進法人を除く。）
（略）	（略）	（略）

（法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第五項の厚生労働省令で定める基準）

第三十九条の二十二の二　法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第五項の厚生労働省令で定める基準は、最終会計年度（法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する事業報告書等につき法第七十条の十四において準用する法第五十一条第六項の承認を受けた直近の会計年度をいう。以下この条において同じ。）に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が七十億円以上であることとする。

四　当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人

五　（略）

（地域医療連携推進法人の役員と特殊の関係がある者）

第三十九条の九　法第七十条の三第一項第十三号ロに規定する役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一～三　（略）

（医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な理事）

第三十九条の十　法第七十条の三第一項第十三号ハに規定する厚生労働省令で定める者は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験を有する者とする。

（地域医療連携推進法人に意見を求めなければならない事項）

第三十九条の十一　法第七十条の三第一項第十七号トに規定する厚生労働省令で定める事由は、目的たる事業の成功の不能とする。

（残余財産の帰属すべき者となることができる者等）

第三十九条の十二　法第七十条の三第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める者は、第三十一条の二各号に掲げる者とする。

（医療法人の計算に関する規定の準用）

第三十九条の二十二　前章第四節（第三十二条の五、第三十二条の六第二号ロ、第三十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項、第三十三条の二、第三十三条の二の七第二項並びに第三十三条の二の八を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三十三条の二の六第二項及び第三項	法第五十一条第二項の医療法人	地域医療連携推進法人
（略）	（略）	（略）

（新設）

（定款の変更の認可）

第三十九条の二十四　法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、認定都道府県知事に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに法第七十条第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定款に定めるものであるときは、前項各号の書類のほか、現に法第七十条第二項第三号に掲げる業務を行っていないこと及び当該地域医療連携推進法人から出資を受けている事業者がいないことを証する書類を、前項の申請書に添付しなければならない。

3　定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が法第七十条第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨の定めを削除するものであるときは、第一項各号の書類のほか、当該変更後の当該地域医療連携推進法人の参加法人等の名称及び住所を記載した書類を、第一項の申請書に添付しなければならない。

4　定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに病院等を開設しようとする場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、当該病院等の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

5　（略）

（公益認定を受けている場合の特例）

第三十九条の三十　地域医療連携推進法人が公益認定法第四条の規定による認定を受けた法人である場合は、法第七十条の三第一項第十九号及び第二十号の規定は、適用しない。

2　（略）

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十七条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）	（法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）
第九条の二　法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）の策定等に必要な情報提供（当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。	**第九条の二**　法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する居宅サービス計画（法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）の策定等に必要な情報提供（当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

（定款の変更の認可）

第三十九条の二十四　法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、認定都道府県知事に提出しなければならない。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

2　定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに病院等を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、当該病院等の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3　（略）

（公益認定を受けている場合の特例）

第三十九条の三十　地域医療連携推進法人が公益認定法第四条の規定による認定を受けた法人である場合は、法第七十条の三第一項第十八号及び第十九号の規定は、適用しない。

2　（略）

２～４　（略）

（削る）

（居宅介護サービス費の代理受領の要件）

第六十四条　法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　居宅要介護被保険者が指定居宅サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を除く。）を受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ　（略）

ハ　当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は法第八条第二十三項第一号に規定するサービス（以下「看護小規模多機能型居宅介護」という。）を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項（指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する場合を含む。）の規定により作成された居宅サービス計画の対象となっているとき。

ニ　（略）

二　（略）

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第十八条　老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービス） **第一条の六の二**　法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、介護保険法第八条第二十三項第一号に規定するサービスのうち小規模多機能型居宅介護に係るものとする。	（法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービス） **第一条の六の二**　法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（介護保険法施行規則第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち小規模多機能型居宅介護に係るものとする。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十九条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（基本方針） **第百七十条**　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（法第八条第二十三項第一号に規定するものに限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十二条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	（基本方針） **第百七十条**　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十二条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

２～４　（略）

（法第八条第二十三項の厚生労働省令で定めるサービス）

第十七条の十二　法第八条第二十三項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「看護小規模多機能型居宅介護」という。）とする。

（居宅介護サービス費の代理受領の要件）

第六十四条　法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　居宅要介護被保険者が指定居宅サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を除く。）を受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ　（略）

ハ　当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項（指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する場合を含む。）の規定により作成された居宅サービス計画の対象となっているとき。

ニ　（略）

二　（略）

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第二十条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第百十条**　法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～五　（略） 六　削除 七～二十一　（略）	（法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第百十条**　法第百条の十第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～五　（略） 六　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第二十条 七～二十一　（略）

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二十一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百九条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第百十五条**　法第百九条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～五　（略） 六　国民健康保険法第百十三条の二 七～十六　（略）	（法第百九条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第百十五条**　法第百九条の十第一項第四十一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～五　（略） 六　国民健康保険法第百三条の二及び附則第二十条 七～十六　（略）

（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第二十二条　社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第三十三条**　法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～六　（略） 七　削除 八～二十三　（略）	（法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第三十三条**　法第六十三条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～六　（略） 七　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第二十条 八～二十三　（略）

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第二十三条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第四十六条第一項第十七号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第八十二条**　法第四十六条第一項第十七号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～五　（略） 六　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十三条の二 七～十九　（略）	（法第四十六条第一項第十七号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定） **第八十二条**　法第四十六条第一項第十七号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～五　（略） 六　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十三条の二及び附則第二十条 七～十九　（略）

（厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第二十四条　厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～三十五　（略） 三十六　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条第一項及び第二項、第七十二条第一項（同法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八十一条第一項（同法第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十七条第二項並びに第百五十二条第一項 三十七～四十七　（略）	次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～三十五　（略） 三十六　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条第一項及び第二項、第七十二条第一項（同法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八十一条第一項（同法第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十四条第一項及び第二項（国民健康保険法附則第十六条において準用する場合を含む。）、第百三十七条第二項並びに第百五十二条第一項（同法附則第十九条において準用する場合を含む。） 三十七～四十七　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七条、第九条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十七日

厚生労働大臣　武見　敬三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）
第六章　医療	第六章　医療
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　流行初期医療確保措置（第十九条の七―第十九条の十二）	第二節　流行初期医療確保措置（第十九条の七）
第三節　（略）	第三節　（略）
第七章　新型インフルエンザ等感染症（第二十三条の三―第二十三条の十四）	第七章　新型インフルエンザ等感染症（第二十三条の三―第二十三条の十一）
第八章　新感染症（第二十三条の十五―第二十七条の二）	第八章　新感染症（第二十三条の十二―第二十七条の二）
第九章　（略）	第九章　（略）
第九章の二　感染症対策物資等（第二十七条の十二）	（新設）
第十章～第十二章　（略）	第十章～第十二章　（略）
附則	附則
（厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標）	（厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標）
第一条の二　法第九条第二項第九号の厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標は、次のとおりとする。	**第一条の二**　法第九条第二項第九号の厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所における法第四十四条の三の二第一項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関数	三　法第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所における法第四十四条の三の二第一項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関数
四～十　（略）	四～十　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）

第四条　（略）

２　新型インフルエンザ等感染症の患者について、法第十二条第一項の規定により医師が届け出なければならない事項は、前項各号に掲げる事項のほか、当該患者の医療保険被保険者番号等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百四十三条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等をいう。次項及び第二十三条の十二第三項第二号において同じ。）とする。

３～９　（略）

（医療措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等）

第十九条の四　（略）

２　（略）

３　法第三十六条の五第五項に規定する厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第六条第十六項に規定する第一種協定指定医療機関とする。

４　（略）

（検査等措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等）

第十九条の六　第十九条の四第一項の規定は法第三十六条の八第一項の規定による報告の求めについて、第十九条の四第二項の規定は法第三十六条の八第三項の電磁的方法について、第十九条の四第四項の規定は法第三十六条の八第五項の公表について、それぞれ準用する。

（流行初期医療確保拠出金の額）

第十九条の八　法第三十六条の十五に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した保険者等に係る対象医療機関に対する診療報酬の支払額の割合は、各保険者等（法第三十六条の十四第一項に規定する保険者等をいう。以下同じ。）ごとに第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

一　当該保険者等により当該対象医療機関に支払われた法第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月前三月間の公的医療保険給付費（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下「令」という。）第九条の三第一項に規定する公的医療保険給付費をいう。）の総額を三で除して得た額（その額に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入し、当該支払が行われた月数が一である場合には、当該額は零とする。）

二　各保険者等に係る前号の額の合計額

第四条　（略）

２　新型インフルエンザ等感染症の患者について、法第十二条第一項の規定により医師が届け出なければならない事項は、前項各号に掲げる事項のほか、当該患者の医療保険被保険者番号等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百四十三条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等をいう。次項及び第二十三条の九第三項第二号において同じ。）とする。

３～９　（略）

（医療措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等）

第十九条の四　（略）

２　（略）

（新設）

３　（略）

（検査等措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等）

第十九条の六　第十九条の四第一項の規定は法第三十六条の八第一項の規定による報告の求めについて、第十九条の四第二項の規定は法第三十六条の八第三項の電磁的方法について、第十九条の四第三項の規定は法第三十六条の八第五項の公表について、それぞれ準用する。

（新設）

2　法第三十六条の十五に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、各保険者等に係る流行初期医療確保措置（法第三十六条の九第一項に規定する流行初期医療確保措置をいう。以下同じ。）が行われた月ごとに、当該月における流行初期医療確保措置に要する費用の額の二分の一に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に対象医療機関ごとの前項の率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の合計額とする。

（流行初期医療確保関係事務費拠出金の額）

第十九条の九　法第三十六条の十六に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、流行初期医療確保措置が実施された年度ごとにおける法第三十六条の二十五第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に、事務費拠出対象保険者等（流行初期医療確保拠出金を拠出した保険者等をいう。以下この条において同じ。）ごとに第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た率（その率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一　当該年度における次に掲げる事務費拠出対象保険者等の区分に応じ算定した当該保険者等に係る加入者の見込数（次号において「加入者見込数」という。）

イ　事務費拠出対象保険者等（ロに掲げる保険者等を除く。）　(1)に掲げる数に(2)に掲げる率を乗じて得た数（その数に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）

(1)　当該年度の前々年度における当該保険者等に係る加入者の数（その数が当該保険者等に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者等の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

(2)　当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者等及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者等（以下この項において「新設保険者等」という。）以外の全ての保険者等に係る当該年度における加入者の見込数の総数をそれらの保険者等に係る(1)に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として流行初期医療確保措置が実施された年度ごとに保険者等ごとに厚生労働大臣が定める率

ロ　事務費拠出対象保険者等（新設保険者等に限る。）　当該年度における当該保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定した新設保険者等に係る加入者の見込数

二　当該年度における全ての事務費拠出対象保険者等に係る加入者見込数の総数

（新設）

（流行初期医療確保拠出金等に係る納付の猶予の申請）

第十九条の十　法第三十六条の二十一第一項の規定により流行初期医療確保拠出金等（法第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等をいう。以下同じ。）の一部の納付の猶予を受けようとする保険者等は、支払基金に対し、次に掲げる事項を記載した納付猶予申請書を提出して申請しなければならない。

一　納付の猶予を受けようとする流行初期医療確保拠出金等の一部の額

二　納付の猶予を受けようとする期間

２　前項の納付猶予申請書には、やむを得ない事情により当該保険者等が流行初期医療確保拠出金等を納付することが著しく困難であることを明らかにすることのできる書類を添付しなければならない。

（法第三十六条の二十五第二項の厚生労働省令で定める者）

第十九条の十一　法第三十六条の二十五第二項の厚生労働省令で定める者は、公益社団法人国民健康保険中央会とする。

（法第三十六条の二十七の厚生労働省令で定める事項）

第十九条の十二　法第三十六条の二十七の厚生労働省令で定める事項は、当該年度の各月末日における加入者の数とする。

（診療報酬の請求及び支払）

第二十二条　都道府県知事が法第四十条第三項（法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、感染症指定医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該感染症指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

２　（略）

（医療の種類）

第二十三条の八　法第四十四条の三の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療は、次の各号に掲げる医療（同項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者に対するものに限る。）とする。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　医学的処置その他の治療

四　法第四十四条の三第二項に規定する宿泊施設若しくは当該者の居宅又はこれに相当する場所における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

（新設）

（新設）

（診療報酬の請求及び支払）

第二十二条　都道府県知事が法第四十条第三項の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、感染症指定医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該感染症指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

２　（略）

（新設）

（新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療に係る費用負担の申請）

第二十三条の九　法第四十四条の三の二第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　患者の住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号

二　申請者が患者の保護者の場合にあっては、当該保護者の住所、氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地及び名称）及び個人番号並びに患者との関係

三　患者が法第三十九条第一項に規定する者に該当する場合にあっては、その旨

2　前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、都道府県知事は、第二号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一　第二十三条の四第一項の規定による通知の写し

二　当該患者並びにその配偶者及び民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者の当該費用の負担能力を把握するために都道府県知事が必要と認める書類

（療養費支給の申請）

第二十三条の十　法第四十四条の三の三第一項の申請は、当該医療を受けた後一月以内に、前条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　支給を受けようとする療養費の額

二　法第四十四条の三の三第一項後段の場合にあっては、緊急その他やむを得ない理由

2　前項の申請書には、前条第二項各号に掲げるもののほか、当該医療に要した費用を証明する書類を添付しなければならない。

（新型インフルエンザ等感染症に係る検体の提出要請等）

第二十三条の十一　（略）

（新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出）

第二十三条の十二　法第四十四条の三の六の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第三十八条第一項の規定によって指定された特定感染症指定医療機関並びに同条第二項の規定によって指定された第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関とする。

2・3　（略）

第二十三条の十三・第二十三条の十四　（略）

第八章　新感染症

第二十三条の十五～第二十三条の十七　（略）

（準用）

第二十三条の十八　第二十三条の八の規定は法第五十条の三第一項及び法第五十条の四第一項について、第二十三条の九第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定は法第五十条の三に規定する申請について、第二十三条の十の規定は法第五十条の四に規定する申請についてそれぞれ

（新設）

（新型インフルエンザ等感染症に係る検体の提出要請等）

第二十三条の八　（略）

（新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出）

第二十三条の九　法第四十四条の三の六の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第三十八条第一項の規定によって指定された特定感染症指定医療機関並びに同条第二項の規定によって指定された第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関とする。

2・3　（略）

第二十三条の十・第二十三条の十一　（略）

第八章　新感染症

第二十三条の十二～第二十三条の十四　（略）

（新設）

準用する。この場合において、第二十三条の八第一項中「新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者」とあるのは「新感染症外出自粛対象者」と、第二十三条の九第二項第一号中「第二十三条の四第一項」とあるのは「第二十六条の二第一項」と、第二十三条の十第一項第二号中「法第四十四条の三の三第一項後段」とあるのは、「法第五十条の四第一項後段」と読み替えるものとする。

（新感染症の所見がある者の退院等の届出）

第二十三条の十九　第二十三条の十二の規定は、法第五十条の七の届出について準用する。

第九章の二　感染症対策物資等

（生産計画等の届出）

第二十七条の十二　法第五十三条の十六第三項の規定による届出（第五十三条の十八第二項において読み替えて準用する場合を含む。）は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

（輸入届出）

第二十九条　（略）

２　（略）

３　第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。）であって厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一　個人にあっては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

二～五　（略）

４～６　（略）

（許可所持に係る変更の許可の申請）

第三十一条の九　令第十八条の規定による変更の許可の申請は、別記様式第七により行うものとする。

２・３　（略）

（新感染症の所見がある者の退院等の届出）

第二十三条の十五　第二十三条の九の規定は、法第五十条の七の届出について準用する。

（新設）

（輸入届出）

第二十九条　（略）

２　（略）

３　第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。）であって厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一　個人にあっては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

二～五　（略）

４～６　（略）

（許可所持に係る変更の許可の申請）

第三十一条の九　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下「令」という。）第十八条の規定による変更の許可の申請は、別記様式第七により行うものとする。

２・３　（略）

（権限の委任）

第三十二条　法第六十五条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一　法第四十三条第一項（法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限

二～七　（略）

（検疫法施行規則の一部改正）

第二条　検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（検疫前の通報事項） **第一条の二**　法第六条に規定する事項は、次のとおりとする。ただし、検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）が、国内における国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを防止する上で必要がないと認めるときは、第六号から第八号までに掲げる事項の全部又は一部を通報することを要しない。 一～五　（略） 六　乗組員の氏名、生年月日、国籍、旅券の番号及び職種 七　乗客の氏名、生年月日、国籍、旅券の番号及び乗込地名 八　その他検疫のために必要な情報 （電子情報処理組織の使用） **第一条の三**　検疫所長は、次の各号に掲げる事項（以下「通報等」という。）については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、通報等を行おうとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。 一～四　（略） 2　（略） （協定に定める事項） **第八条の二**　法第二十三条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、医療機関（法第十五条第一項各号、第十六条第一項本文、同条第二項、第三十四条の三第一項本文又は第三十四条の四第一項本文に規定する医療機関をいう。）が行う医療の内容、法第十四条第一項第一号又は第二号に規定する措置に係る入院の委託に係る費用の額の算定方法、退院に関する事項、協定の有効期間その他検疫所長が必要と認める事項とする。 （ねずみ族駆除施行命令書の様式） **第八条の三**　（略）	（検疫前の通報事項） **第一条の二**　法第六条に規定する事項は、次のとおりとする。 一～五　（略） （新設） （新設） （新設） （電子情報処理組織の使用） **第一条の三**　検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項（以下「通報等」という。）については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、通報等を行おうとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。 一～四　（略） 2　（略） （新設） （ねずみ族駆除施行命令書の様式） **第八条の二**　（略）

（権限の委任）

第三十二条　法第六十五条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一　法第四十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

二～七　（略）

様式第七を次のように改める。

様式第七（第八条の三関係）

ねずみ族駆除施行命令書

Order for Deratting

交付年月日
Date of Issue _____

港　名
Port of_____

船　名
Name of Vessel_____

国　籍
Nationality _____

船　種
Description of Vessel _____

船長氏名
Name of Ship's Captain _____

本日当港において上記の船舶に対して検査を行つた結果、ねずみ族の駆除が十分に行われていないと認める。よつて、検疫法第二十五条の規定により　年　月　日までにその駆除を行うことを命ずる。

As a result of the inspection conducted with the above-mentioned vessel at this port today, it has been ascertained that deratting is not carried out satisfactorily. Accordingly, I order the ship's captain that he shall carry out the deratting of his ship by_____,under the provision of Article 25 of the Quarantine Law.

(Date)

Chief of_____ ｛検疫所長 / Quarantine Station / 検疫所支所長 / Branch Office of Quarantine Station / 検疫所出張所長 / Detached Office of Quarantine Station｝

氏　名　印
Signature_____

1　この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三ヶ月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる（処分があつた日から一年を経過した場合を除く。）。

If you are dissatisfied with this disposal, you can do a query for Minister of Health, Labour and Welfare within three months from the next day of the day on which you knew that this disposal was done.(Except for a case in which one year has passed since the day when the disposal was done.)

2　この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六ヶ月以内に提起することができる（処分があつた日から一年を経過した場合を除く。）。

You can raise cancellation suit for this disposal against Japan (A person representing Japan in suit is the Minister of Justice.) within six months from the next day of the day on which you knew that this disposal was done.(Except for a case in which one year has passed since the day when the disposal was done.)

3　ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六ヶ月以内に提起しなければならない（裁決があつた日から一年を経過した場合を除く。）。

But you must raise cancellation suit for disposal within six months from the next day of the day on which you knew that a decision for the query was done,when you did a query within three months from the next day of the day on which you knew that this disposal was done.(Except for a case in which one year has passed since the day when the decision was done.)

（切　取　線）

(Detach here)

ねずみ族駆除施行命令請書

Receipt of Deratting Order

年　月　日

Date＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

To the Chief of＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ { 検疫所長 / Quarantine Station / 検疫所支所長 / Branch Office of Quarantine Station / 検疫所出張所長 / Detached Office of Quarantine Station } 殿

船　名

Name of Vessel＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

船長氏名

Name of Ship's Captain ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本日＿＿＿＿港において、検疫法第二十五条の規定により本船のねずみ族の駆除を＿＿年＿＿月＿＿日までに行うことを命ぜられた。よつて、この請書を提出する。

I have received the order at＿＿＿＿＿＿＿＿today that I must carry out the deratting of this ship by＿＿＿＿＿＿＿＿, under the provision of Article 25 of the Quarantine Law. Accordingly,

(Name of Port)　　(Date)

I submit this receipt.

（健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第九十八条**　令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一～八　（略） 九　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給 九の二～十一　（略） （令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第百六条**　令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 七の二～八　（略） 2　令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次のとおりとする。 一・一の二　（略） 一の三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 二～三　（略） （令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第百七条**　令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第百十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 八の二～十　（略） （令第四十三条第八項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第百八条**　令第四十三条第八項において読み替えて準用する法第八十八条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 五の二～七　（略）	（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第九十八条**　令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一～八　（略） 九　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給 九の二～十一　（略） （令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第百六条**　令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 七の二～八　（略） 2　令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次のとおりとする。 一・一の二　（略） （新設） 二～三　（略） （令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第百七条**　令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第百十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 八の二～十　（略） （令第四十三条第八項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第百八条**　令第四十三条第八項において読み替えて準用する法第八十八条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　削除 五の二～七　（略）

（協会が定める額の算定に当たっての勘案事項）

第百三十五条の七　協会は、一の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の二第一号ハに掲げる額のうち準備金の積立ての予定額及び同号ニに掲げる額のうち取り崩すことが見込まれる準備金の額を定めるに当たっては、当該支部被保険者に係る第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額等を勘案するものとする。

一　一の事業年度の前事業年度における、令第四十五条の二第一号に掲げる額から同号ハに掲げる額のうち準備金の積立ての予定額を控除した額に同号ニに掲げる額のうち取り崩すことが見込まれる準備金の額を加えた額と次のイからハまでに掲げる額を合算した額から二に掲げる額を控除した額との差額に相当する額

イ　（略）

ロ　法第百六十条第三項第二号に規定する保険給付、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）に要した費用の額（法第百五十二条の二に規定する出産育児交付金の額、法第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額（イの国庫補助の額を除く。）並びに法第百七十三条の規定による拠出金の額を除く。）から当該要した費用の額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額に総報酬按分率（法第百六十条第三項第二号に規定する総報酬按分率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額

ハ・ニ　（略）

二　（略）

（概算日雇拠出金）

第百五十条　法第百七十五条の厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、当該年度の予算における日雇特例被保険者に係る健康保険事業（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に関する事業を含む。以下同じ。）についての予定額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）のうち、第一号から第四号までに掲げる額の合算額から第五号から第八号までに掲げる額の合算額を控除した額とする。

一　（略）

二　前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等

三～八　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第四条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（協会が定める額の算定に当たっての勘案事項） **第百三十五条の七**　協会は、一の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の二第一号ハに掲げる額のうち準備金の積立ての予定額及び同号ニに掲げる額のうち取り崩すことが見込まれる準備金の額を定めるに当たっては、当該支部被保険者に係る第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額等を勘案するものとする。 一　一の事業年度の前事業年度における、令第四十五条の二第一号に掲げる額から同号ハに掲げる額のうち準備金の積立ての予定額を控除した額に同号ニに掲げる額のうち取り崩すことが見込まれる準備金の額を加えた額と次のイからハまでに掲げる額を合算した額から二に掲げる額を控除した額との差額に相当する額 イ　（略） ロ　法第百六十条第三項第二号に規定する保険給付、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要した費用の額（法第百五十二条の二に規定する出産育児交付金の額、法第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額（イの国庫補助の額を除く。）並びに法第百七十三条の規定による拠出金の額を除く。）から当該要した費用の額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額に総報酬按分率（法第百六十条第三項第二号に規定する総報酬按分率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額 ハ・ニ　（略） 二　（略） （概算日雇拠出金） **第百五十条**　法第百七十五条の厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、当該年度の予算における日雇特例被保険者に係る健康保険事業（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事業を含む。以下同じ。）についての予定額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）のうち、第一号から第四号までに掲げる額の合算額から第五号から第八号までに掲げる額の合算額を控除した額とする。 一　（略） 二　前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金 三～八　（略）
（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第八十六条**　令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一～七　（略）	（令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第八十六条**　令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一～七　（略）

（傍線部分は改正部分）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

八　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

九～十二　（略）

（令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第九十六条　令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

七～八　（略）

２　令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次のとおりとする。

一・一の二　（略）

一の三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

二～三　（略）

（令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第九十七条　令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

八～十　（略）

（令第十条第八項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第九十八条　令第十条第八項において読み替えて準用する法第六十五条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一～二　（略）

二の二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

三～五　（略）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第五条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第五条の五**　法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一～八　（略）	（法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第五条の五**　法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一～八　（略）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

九　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

九の二～十二　（略）

（令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第二十七条の十二　令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一～八　（略）

九　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

九の二～十一　（略）

（令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第二十七条の十五　令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

七の二～八　（略）

2　令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が指定訪問看護事業者について受ける療養については、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

四の二～五　（略）

（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正）

第六条　社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四条　審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。	**第四条**　審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

二

（略）

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十二条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の十二（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）並びに母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十一条（同法第四十四条の三の二第二項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の八、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法（昭	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十二条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の十二（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）並びに母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十一条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の八、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十四条（同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医

二

（略）

和三十八年法律第百六十八号）第十四条（同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十二条、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項及び第三項又は特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第三項及び第四項若しくは第十三条第二項及び第三項

療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十二条、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項及び第三項又は特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第三項及び第四項若しくは第十三条第二項及び第三項

（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第七条　国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調整対象需要額の算定方法） **第四条**　調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者交付金がある都道府県にあつては、これを控除した額）からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額 イ　（略） ロ　当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、当該都道府県が高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金の納付に要した費用の額 ハ・ニ　（略） 二・三　（略） 2～8　（略）	（調整対象需要額の算定方法） **第四条**　調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者交付金がある都道府県にあつては、これを控除した額）からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額 イ　（略） ロ　当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、当該都道府県が高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金の納付に要した費用の額 ハ・ニ　（略） 二・三　（略） 2～8　（略）

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第八条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事務費負担金の額の算定） **第二条**　（略） 2　（略）	（事務費負担金の額の算定） **第二条**　（略） 2　（略）

３　国民健康保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）の納付に関する事務を含む。以下「事業」という。）の地区（事業の地区が二以上の市町村（特別区を含む。以下同じ。）にまたがる組合にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の区域とする。）が次の各号の地域に該当する組合（次項に規定する組合を除く。）については、前項の基本額に、当該各号に定める加算額を加算する。

一・二　（略）

４・５　（略）

（算定政令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の四　算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者に係る納付費用額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額とする。

一　（略）

二　イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ　当該組合の後期高齢者支援金及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額

ロ　（略）

三・四　（略）

（組合調整対象需要額）

第十三条　組合調整対象需要額は、次に掲げる額の合算額（当該額に係る第十五条第一項に規定する補助がなされるときは、当該補助の額を控除した額）から療養給付費等補助見込額を控除した額とする。

一　（略）

二　当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

２・３　（略）

４　第二項の特定納付費用見込額は、組合特定被保険者につき、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額を控除した額）とする。

５～10　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第十三条**　法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一～五　（略）	（法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） **第十三条**　法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一～五　（略）

六　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

七～十　（略）

（令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第六十一条　令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

七～九　（略）

（令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第六十八条　令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

五～六　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第十条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の算定方法） **第十一条の二**　法第三十五条第一項第一号イ(3)に規定する前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額は、当該年度の前々年度における当該保険者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金の額に同年度における当該保険者に係る第十二条に規定する前期高齢者給付費額を同年度における当該保険者に係る第四条に掲げる医療に関する給付の額で除して得た率を乗じて得た額とする。 （一人平均調整対象給付費額の算定方法） **第十一条の三**　法第三十五条第二項に規定する一人平均調整対象給付費額は、当該年度の前々年度における第十二条に規定する前期高齢者給付費額から同年度における第十三条に規定する調整対象外給付費額を控除して得た額を、同年度における第十一条の五に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数で除して得た額とする。 **第十一条の四・第十一条の五**　（略）	（新設） （一人平均調整対象給付費額の算定方法） **第十一条の二**　法第三十五条第二項に規定する一人平均調整対象給付費額は、当該年度の前々年度における第十二条に規定する前期高齢者給付費額から同年度における第十三条に規定する調整対象外給付費額を控除して得た額を、同年度における第十一条の四に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数で除して得た額とする。 **第十一条の三・第十一条の四**　（略）

（算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第二十八条　算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の額（法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。）、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金、法第百二十四条の二第一項に規定する出産育児支援金（以下「出産育児支援金」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第百十六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合計額

二　（略）

（基金事業対象収入額の算定方法）

第二十三条　算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第百十六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。）、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第百十七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第百二条及び第百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額（算定政令第四条第一項に規定する療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として次に掲げる額の合計額とする。

一　当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができる場合は当該額

二　当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができない場合は当該額に基金事業対象比率を乗じて得た額

（確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の総額の算定方法）

第三十九条　法第百二十一条第一項各号に規定する保険納付対象総額の総額は、当該年度の前々年度における後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に一から同年度に係る後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度における後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に一から同年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額に同年度における後期高齢者医療広域連合の負担対象拠出金額（算定政令第四

（算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第二十八条　算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の額（法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。）、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金及び法第百二十四条の二第一項に規定する出産育児支援金（以下「出産育児支援金」という。）の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第百十六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合計額

二　（略）

（基金事業対象収入額の算定方法）

第二十三条　算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第百十六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。）、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第百十七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第百二条及び第百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額（算定政令第四条第一項に規定する療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として次に掲げる額の合計額とする。

一　当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができる場合は当該額

二　当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができない場合は当該額に基金事業対象比率を乗じて得た額

（確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の総額の算定方法）

第三十九条　法第百二十一条第一項各号に規定する保険納付対象額の総額は、当該年度の前々年度における後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に一から同年度に係る後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度における後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に一から同年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額とする。

条第一項に規定する負担対象拠出金額をいう。第四十条の四において同じ。）の総額に一から同年度に係る後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度における後期高齢者医療広域連合の特定流行初期医療確保拠出金の額（算定政令第四条第一項に規定する特定流行初期医療確保拠出金の額をいう。第四十条の四において同じ。）の総額に一から同年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額を加えて得た額とする。

（確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法）

第三十九条の二　加入者一人当たり負担額は、当該年度の前々年度における前条の規定により算定した保険納付対象額の総額を同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の総額の算定方法）

第四十条の四　算定政令第二十五条の三第二項に規定する保険納付対象総額の総額は、当該年度の後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に一から同年度の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度の後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に一から同年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額に同年度の後期高齢者医療広域連合の負担対象拠出金額の総額に一から同年度の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度の後期高齢者医療広域連合の特定流行初期医療確保拠出金の額の総額に一から同年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額を加えて得た額とする。

（調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法）

第四十条の五　加入者一人当たり負担額は、当該年度の前条の規定により算定した保険納付対象総額の総額を同年度の全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（端数計算）

第四十六条　（略）

２　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

（略）	一円未満の端数を切り捨てる
法第三十五条第一項第一号イ⑵に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額 法第三十五条第一項第一号イ⑶に規定する前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額	
（略）	

（確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法）

第三十九条の二　加入者一人当たり負担額は、当該年度の前々年度における前条の規定により算定した保険納付対象額の総額を同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の総額の算定方法）

第四十条の四　算定政令第二十五条の三第二項に規定する保険納付対象額の総額は、当該年度の後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に一から同年度の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度の後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に一から同年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額とする。

（調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法）

第四十条の五　加入者一人当たり負担額は、当該年度の前条の規定により算定した保険納付対象額の総額を同年度の全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（端数計算）

第四十六条　（略）

２　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

（略）	一円未満の端数を切り捨てる
法第三十五条第一項第一号イ⑵に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額 （新設）	
（略）	

（後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第十一条　後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（略）　一円未満の端数を四捨五入する 第三十九条に規定する保険納付対象総額の総額 第四十条の四に規定する調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の総額 （略）　（略）	（略）　一円未満の端数を四捨五入する 第三十九条に規定する保険納付対象額の総額 第四十条の四に規定する調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の総額 （略）　（略）

改正後	改正前
（調整対象需要額の算定方法） **第四条**　調整対象需要額は、第一号に掲げる額に十二分の一に普通調整係数を乗じて得た率に後期高齢者負担率（法第百条第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。）を加えた率を乗じて得た額と第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額から特別調整控除額並びに算定政令第四条第二項及び第七条第二項の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に対する負担金の合計額（以下「高額医療費公費負担額」という。）を控除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。以下「補正前調整対象需要額」という。）に補正係数を乗じて得た額とする。 一　被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）のうち、法第六十七条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する者（以下この号において「第一号・第二号被保険者」という。）に係るイ及びロに掲げる額の合計額 イ　（略） ロ　次の(1)から(8)までに掲げる額の合計額 (1)　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間（以下このロ及び次号ロにおいて「支給等費用算定期間」という。）における第一号・第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (2)　支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (3)　支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (4)　支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額 (5)　支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額 (6)　支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額	（調整対象需要額の算定方法） **第四条**　調整対象需要額は、第一号に掲げる額に十二分の一に普通調整係数を乗じて得た率に後期高齢者負担率（法第百条第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。）を加えた率を乗じて得た額と第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額から特別調整控除額並びに算定政令第四条第二項及び第七条第二項の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に対する負担金の合計額（以下「高額医療費公費負担額」という。）を控除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。以下「補正前調整対象需要額」という。）に補正係数を乗じて得た額とする。 一　被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）のうち、法第六十七条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する者（以下この号において「第一号・第二号被保険者」という。）に係るイ及びロに掲げる額の合計額 イ　（略） ロ　次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額 (1)　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間（以下このロ及び次号ロにおいて「支給費用算定期間」という。）における第一号・第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (2)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (3)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (4)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額 (5)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額 (6)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額

(7)　支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

(8)　支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金の納付に要した費用の額

二　被保険者のうち、法第六十七条第一項第三号に掲げる場合に該当する者（以下この号において「第三号被保険者」という。）に係るイ及びロに掲げる額の合計額

イ　（略）

ロ　次の(1)から(8)までに掲げる額の合計額

(1)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(2)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(3)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(4)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額

(5)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額

(6)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額

(7)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

(8)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る法の規定による特定流行初期医療確保拠出金の納付に要した費用の額

(7)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額
（新設）

二　被保険者のうち、法第六十七条第一項第三号に掲げる場合に該当する者（以下この号において「第三号被保険者」という。）に係るイ及びロに掲げる額の合計額

イ　（略）

ロ　次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額

(1)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(2)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(3)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(4)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額

(5)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額

(6)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額

(7)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額
（新設）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の三十第二項及び第三項並びに第三十六条の三十六の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十七日

厚生労働大臣　武見　敬三

社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令

（経理原則）

第一条　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務（以下「流行初期医療確保措置関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（勘定区分）

第二条　法第三十六条の二十八の特別の会計（次条及び第十五条第一号において「流行初期医療確保措置特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

（予算の内容）

第三条　流行初期医療確保措置特別会計の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一　第八条第二項の経費の指定

二　第九条第一項ただし書の経費の指定

三　法第三十六条の三十二第一項の規定による長期借入金の借入れの限度額

四　その他予算の実施に関し必要な事項

（収入支出予算）

第五条　収入支出予算は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（予算の添付書類）

第六条　支払基金は、法第三十六条の二十九前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二　当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三　その他当該予算の参考となる書類

2　支払基金は、法第三十六条の二十九後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（予備費）

第七条　支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2　支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。

3　支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の流用）

第八条　支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、第五条の区分にかかわらず支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2　支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3　支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の繰越し）

第九条　支払基金は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　支払基金は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　支払基金は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4　前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　繰越しに係る経費の支出予算現額

二　前号の経費の支出予算現額のうち支出決定済額

三　第一号の経費の支出予算現額のうち翌事業年度への繰越額

四　第一号の経費の支出予算現額のうち不用額

（事業計画及び資金計画）

第十条　法第三十六条の二十九の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　法第三十六条の二十五第一項第一号に規定する流行初期医療確保拠出金等の徴収及び同項第二号に規定する流行初期医療確保交付金の交付に関する事項

二　その他必要な事項

2　法第三十六条の二十九の資金計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　資金の調達方法

二　資金の使途

三　その他必要な事項

3　支払基金は、法第三十六条の二十九後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（収入支出等の報告）

第十一条　支払基金は、法第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から当該感染症に係る流行初期医療確保措置関係業務が完了したと認められる月までの間、毎月、収入及び支出については第五条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十二条　法第三十六条の三十第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、支払基金の設立の根拠となる法律が社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）である旨及び流行初期医療確保措置関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨

二　役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

三　その事業年度及び過去三事業年度以上の事業の実施状況（第十条第一項の事業計画及び同条第二項の資金計画の実施の結果を含み、借入金があるときはその借入先、借入れに係る目的及び金額を含み、財政投融資資金を受け入れているときはその受入れに係る目的及び金額を含む。）

四　流行初期医療確保措置関係業務の一部の委託を受け、又は流行初期医療確保措置関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体（会社を除く。）であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（次号及び第十五条第二号において「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地及び基本財産（基本財産に相当するものを含む。第十五条第二号において同じ。）を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

五　支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要（当該関係を示す系統図を含む。）

六　支払基金が対処すべき課題（流行初期医療確保措置関係業務に係るものに限る。）

（決算報告書）

第十三条　法第三十六条の三十第二項の決算報告書は、収入支出決算書とする。

２　前項の決算報告書には、第四条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を記載しなければならない。

（収入支出決算書）

第十四条　前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる収入に関する事項

イ　収入予算額

ロ　収入決定済額

ハ　収入予算額と収入決定済額との差額

二　次に掲げる支出に関する事項

イ　支出予算額

ロ　前事業年度からの繰越額

ハ　予備費の使用の金額及びその理由

ニ　流用の金額及びその理由

ホ　支出予算現額

ヘ　支出決定済額

ト　翌事業年度への繰越額

チ　不用額

（附属明細書）

第十五条　法第三十六条の三十第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ　長期借入金の明細（借入先（財政投融資資金による借入れの有無を含む。）並びに借入先ごとの事業年度当初及び事業年度末における借入残高を含む。）

ロ　引当金及び準備金の明細（引当金及び準備金の種類ごとの事業年度当初及び事業年度末における状況を含む。）

ハ　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

ニ　子会社（支払基金が議決権の過半数を実質的に所有している他の会社をいう。この場合において、支払基金及び子会社又は子会社が議決権の過半数を実質的に所有している他の会社は、支払基金の子会社とみなす。以下この号において同じ。）及び支払基金（支払基金が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、支払基金が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この号において「関連会社」という。）の株式であって支払基金が保有するもの（流行初期医療確保措置特別会計において計上されるものに限る。）の明細（子会社及び関連会社の名称及び一株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。）

ホ　ニに掲げるもののほか、支払基金が行う出資に係る出資金（流行初期医療確保措置特別会計において計上されるものに限る。）の明細

ヘ　子会社及び関連会社に対する債権及び債務の明細

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、短期借入金、未決算勘定その他の主な資産及び負債の明細

二　次に掲げる主な費用及び収益の明細
イ　国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。）
ロ　役員及び職員の給与費の明細
ハ　関連一般社団法人等に対し基本財産への出えんその他の出えんを行っているときは、当該法人ごとの出えん額
ニ　イ及びハに掲げるもののほか、流行初期医療確保措置関係業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細

（閲覧期間）

第十六条　法第三十六条の三十第三項の厚生労働省令で定める期間は、五年間とする。

（借入金の認可）

第十七条　支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に要する経費に充てるため、法第三十六条の三十二第一項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第三項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　借入れを必要とする理由
二　借入金の額
三　借入先
四　借入金の利率
五　借入金の償還方法及び期限
六　利息の支払の方法及び期限
七　その他必要な事項

（会計規程）

第十八条　支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。
２　支払基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
３　支払基金は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の二十六第二項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

令和六年一月十七日

厚生労働大臣　武見　敬三

社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の二十六第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。
一　法第三十六条の二十五第一項第一号の規定による流行初期医療確保拠出金等（法第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等をいう。）の徴収に関する事項
二　法第三十六条の二十五第一項第二号の規定による流行初期医療確保交付金（法第三十六条の十三第一項に規定する流行初期医療確保交付金をいう。）の交付に関する事項
三　法第三十六条の二十五第一項第三号の規定による流行初期医療確保措置に係る事務に関する事項
四　その他社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務（法第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務をいう。）に関し必要な事項

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第一号

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、並びに刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百九十九条第二項及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則及び犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年一月十七日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則及び犯罪捜査規範の一部を改正する規則

（刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第一条　刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第２条　警察庁及び管区警察局に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第１項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の２第１項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。	**第２条**　警察庁及び管区警察局に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第１項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。
［(1)～(7)　略］	［(1)～(7)　同左］
別記様式	**別記様式**
No.＿＿＿＿ 証　票 所属 官職　氏　　名 上記の者は刑事訴訟法第１９９条第１項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第２０１条の２第１項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員であることを証明する。 年　月　日 国家公安委員会　印	No.＿＿＿＿ 証　票 所属 官職　氏　　名 上記の者は刑事訴訟法第１９９条第２項の規定による指定を受けた司法警察員であることを証明する。 令和　年　月　日 国家公安委員会　印
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（犯罪捜査規範の一部改正）

第二条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（秘密の保持等） **第９条**　［略］ ２　捜査を行うに当たつては、前項の規定により秘密を厳守するほか、告訴、告発、犯罪に関する申告その他犯罪捜査の端緒又は犯罪捜査の資料を提供した者その他捜査の関係者（第11条（被害者等の保護等）第２項において「資料提供者等」という。）の名誉又は信用を害することのないように注意しなければならない。	（秘密の保持等） **第９条**　［同左］ ２　捜査を行うに当たつては、前項の規定により秘密を厳守するほか、告訴、告発、犯罪に関する申告その他犯罪捜査の端緒又は犯罪捜査の資料を提供した者（第11条（被害者等の保護等）第２項において「資料提供者」という。）の名誉又は信用を害することのないように注意しなければならない。
（被害者等の保護等） **第11条**　［略］ ２　前項の規定は、資料提供者等に後難が及ぶおそれがあると認められる場合について準用する。	（被害者等の保護等） **第11条**　［同左］ ２　前項の規定は、資料提供者に後難が及ぶおそれがあると認められる場合について準用する。
（逮捕状発付後の事情変更） **第103条**　［略］ ２　前項の場合において、刑訴法第201条の２第２項の規定による逮捕状に代わるものの交付があるときは、当該逮捕状に代わるものをも直ちに裁判官に返還しなければならない。	（逮捕状発付後の事情変更） **第103条**　［同左］ ［項を加える。］
（通常逮捕状の請求等） **第119条**　刑訴法第199条第２項の規定による逮捕状（以下「通常逮捕状」という。）の請求（当該請求と同時に同法第201条の２第１項の規定による逮捕状に代わるものの交付の請求をする場合にあつては、当該逮捕状に代わるものの交付の請求を含む。次項において同じ。）は、公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員（以下「指定司法警察員」という。）が、責任をもつてこれに当たらなければならない。	（通常逮捕状の請求） **第119条**　刑訴法第199条の規定による逮捕状（以下「通常逮捕状」という。）の請求は、同条第２項の規定に基き、公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員（以下「指定司法警察員」という。）が、責任をもつてこれに当らなければならない。
２　指定司法警察員が通常逮捕状の請求をするに当たつては、順を経て警察本部長又は警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、急速を要し、指揮を受けるいとまのない場合には、請求後、速やかにその旨を報告するものとする。	２　指定司法警察員が通常逮捕状を請求するに当つては、順を経て警察本部長または警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、急速を要し、指揮を受けるいとまのない場合には、請求後、すみやかにその旨を報告するものとする。
（緊急逮捕状の請求） **第120条**　刑訴法第210条第１項の規定による逮捕状（以下「緊急逮捕状」という。）の請求は、指定司法警察員又は当該逮捕に当たつた警察官がこれを行うものとする。ただし、指定司法警察員がいないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。	（緊急逮捕状の請求） **第120条**　刑訴法第210条の規定による逮捕状（以下「緊急逮捕状」という。）は、指定司法警察員または当該逮捕に当つた警察官がこれを請求するものとする。ただし、指定司法警察員がいないときは、他の司法警察員たる警察官が請求してもさしつかえない。
２　緊急逮捕した被疑者の身柄の処置については、順を経て警察本部長又は警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。	２　緊急逮捕した被疑者の身柄の処置については、順を経て警察本部長または警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。
３　被疑者を緊急逮捕した場合は、逮捕の理由となつた犯罪事実がないこと若しくはその事実が罪とならないことが明らかになり、又は身柄を留置して取り調べる必要がないと認め、被疑者を釈放したときにおいても、緊急逮捕状の請求をしなければならない。	３　被疑者を緊急逮捕した場合は、逮捕の理由となつた犯罪事実がないこともしくはその事実が罪とならないことが明らかになり、または身柄を留置して取り調べる必要がないと認め、被疑者を釈放したときにおいても、緊急逮捕状の請求をしなければならない。
（逮捕状に代わるものの交付の請求の疎明資料） **第122条の２**　逮捕状に代わるものの交付の請求をするときは、当該請求に係る者が刑訴法第201条の２第１項第１号又は第２号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料をも添えて行わなければならない。	［条を加える。］
（請求のための出頭） **第123条**　逮捕状の請求（当該請求と同時に逮捕状に代わるものの交付の請求をする場合にあつては、当該逮捕状に代わるものの交付の請求を含む。第125条において同じ。）に当たつては、なるべくその事件の捜査に当たつた警察官が裁判官のもとに出頭しなければならない。	（請求のための出頭） **第123条**　逮捕状を請求するに当つては、なるべくその事件の捜査に当つた警察官が裁判官のもとに出頭しなければならない。
２　裁判官から特に当該逮捕状を請求した者の出頭を求められたときは、当該請求者が自ら出頭して、陳述し、又は書類その他の物の提示に当たらなければならない。	２　裁判官から特に当該逮捕状を請求した者の出頭を求められたときは、当該請求者が自ら出頭して、陳述し、または書類その他の物の提示に当らなければならない。

（逮捕状等の記載の変更）

第124条　逮捕状の発付を受けた後、逮捕前において、引致場所その他の記載の変更を必要とする理由が生じたときは、当該逮捕状を請求した警察官又はこれに代わるべき警察官が、当該逮捕状を発付した裁判官又はその者の所属する裁判所の他の裁判官に対し、書面（引致場所の変更を必要とするときは、引致場所変更請求書）により逮捕状（逮捕状の発付と同時に逮捕状に代わるものの交付がある場合にあつては、逮捕状及び当該逮捕状に代わるもの）の記載の変更を請求するものとする。ただし、やむをえない事情があるときは、他の裁判所の裁判官に対して請求することができる。

（令状等請求簿）

第125条　逮捕状の請求をしたときは、令状等請求簿（別記様式第13号）により請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

（逮捕の際の注意）

第126条　逮捕を行うに当たつては、感情にとらわれることなく、沈着冷静を保持するとともに、必要な限度を超えて実力を行使することがないように注意しなければならない。

２　逮捕を行うに当たつては、あらかじめ、その時期、方法等を考慮しなければならない。

［３・４　略］

５　多数の被疑者を同時に逮捕するに当たつては、個々の被疑者について、人相、体格その他の特徴、その犯罪事実及び逮捕時の状況並びに当該被疑者と証拠との関連を明確にし、逮捕、押収その他の処分に関する書類の作成、取調べ及び立証に支障を生じないようにしなければならない。

６　刑訴法第201条の２第３項の規定により逮捕状に代わるものを被疑者に示すときは、当該逮捕状に代わるものの交付の請求に係る個人特定事項（同条第１項に規定する個人特定事項をいう。第189条第３項において同じ。）が被疑者に知られることがないように注意しなければならない。

（令状の請求）

第137条　刑訴法第218条第１項の規定による捜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状の請求は、指定司法警察員がこれを行うものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えない。

２　［略］

３　第１項の令状を請求したときは、令状等請求簿により、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

（没収保全等の請求）

第163条　第119条（通常逮捕状の請求等）の規定は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成３年法律第94号。以下この条において「麻薬特例法」という。）第19条第３項、不正競争防止法（平成５年法律第47号）第35条第３項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下この条において「組織的犯罪処罰法」という。）第23条第１項の没収保全（麻薬特例法第19条第１項、不正競争防止法第35条第１項及び組織的犯罪処罰法第22条第１項の没収保全命令による処分の禁止をいう。次条第１項及び第165条において同じ。）及び附帯保全（麻薬特例法第19条第２項、不正競争防止法第35条第２項及び組織的犯罪処罰法第22条第２項の附帯保全命令による処分の禁止をいう。次条第２項及び第165条において同じ。）の請求について準用する。

（逮捕状の記載の変更）

第124条　逮捕状の発付を受けた後、逮捕前において、引致場所その他の記載の変更を必要とする理由が生じたときは、当該逮捕状を請求した警察官またはこれに代るべき警察官が、当該逮捕状を発付した裁判官またはその者の所属する裁判所の他の裁判官に対し、書面（引致場所の変更を必要とするときは、引致場所変更請求書）により逮捕状の記載の変更を請求するものとする。ただし、やむをえない事情があるときは、他の裁判所の裁判官に対して請求することができる。

（令状請求簿）

第125条　逮捕状を請求したときは、令状請求簿（別記様式第13号）により請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

（逮捕の際の注意）

第126条　逮捕を行うに当つては、感情にとらわれることなく、沈着冷静を保持するとともに、必要な限度をこえて実力を行使することがないように注意しなければならない。

２　逮捕を行うに当つては、あらかじめ、その時期、方法等を考慮しなければならない。

［３・４　同左］

５　多数の被疑者を同時に逮捕するに当つては、個々の被疑者について、人相、体格その他の特徴、その犯罪事実および逮捕時の状況ならびに当該被疑者と証拠との関連を明確にし、逮捕、押収その他の処分に関する書類の作成、取調および立証に支障を生じないようにしなければならない。

［項を加える。］

（令状の請求）

第137条　刑訴法第218条第１項の規定による捜索、差押え、記録命令付差押え、検証又は身体検査の令状は、指定司法警察員がこれを請求するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えない。

２　［同左］

３　第１項の令状を請求したときは、令状請求簿により、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

（没収保全等の請求）

第163条　第119条（通常逮捕状の請求）の規定は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成３年法律第94号。以下この条において「麻薬特例法」という。）第19条第３項、不正競争防止法（平成５年法律第47号）第35条第３項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下この条において「組織的犯罪処罰法」という。）第23条第１項の没収保全（麻薬特例法第19条第１項、不正競争防止法第35条第１項及び組織的犯罪処罰法第22条第１項の没収保全命令による処分の禁止をいう。次条第１項及び第165条において同じ。）及び附帯保全（麻薬特例法第19条第２項、不正競争防止法第35条第２項及び組織的犯罪処罰法第22条第２項の附帯保全命令による処分の禁止をいう。次条第２項及び第165条において同じ。）の請求について準用する。

（鑑定嘱託書）

第188条　鑑定を嘱託するに当たつては、鑑定嘱託書により、次に掲げる事項を具して、行わなければならない。

［(1)～(3)　略］

(4)　当該鑑定に参考となるべき次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

［号の細分を削る。］

ハ～ホ　［略］

２　［略］

（鑑定処分許可状及び鑑定留置）

第189条　［１・２　略］

３　前項の場合において、刑訴法第201条の２第１項第１号又は第２号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、鑑定留置の処分の請求と同時に、裁判官に対し、同法第224条第３項において読み替えて準用する同法第207条の２第１項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付の請求をするものとする。

４　［略］

５　第137条（令状の請求）の規定は、鑑定処分の許可の請求、鑑定留置の処分の請求、鑑定留置状に代わるものの交付の請求及び鑑定留置期間の延長又は短縮の請求について準用する。

（有効期間内に執行不能の場合）

第259条　［略］

２　前項の場合において、執行を受けるべき者に示すものとして、勾引状に代わるもの、勾留状に代わるもの又は鑑定留置状に代わるものの交付があるときは、当該勾引状に代わるもの、勾留状に代わるもの又は鑑定留置状に代わるものをも検察官に返還しなければならない。

（保釈の取消し等の場合の準用）

第264条　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、検察官から刑訴法第98条（同法第167条の２第２項及び第343条第２項において準用する場合を含む。）及び第271条の８第５項（同条第６項及び同法第343条第２項において準用する場合を含む。）の規定による保釈若しくは勾留執行停止の取消しの決定若しくは失効、勾留執行停止の期間満了又は鑑定留置の処分の取消し若しくは期間満了の場合において収容の指揮を受けた場合について準用する。

（引致状の執行）

第268条　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）第１項及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第６項（同法第73条の３第４項及び売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第２項において準用する場合を含む。）の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、第257条及び第259条第１項中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第260条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「指揮をした」とあるのは「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。

（鑑定嘱託書）

第188条　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　当該鑑定に参考となるべき次に掲げる事項

［イ・ロ　同左］

ハ　被害者の住居、氏名、年齢及び性別

ニ～ヘ　［同左］

［号の細分を１つずつ繰り上げる。］

２　［同左］

（鑑定処分許可状及び鑑定留置）

第189条　［１・２　同左］

［項を加える。］

３　［同左］

４　第137条（令状の請求）の規定は、鑑定処分許可状、鑑定留置及び鑑定留置期間の延長又は短縮の請求について準用する。

（有効期間内に執行不能の場合）

第259条　［同左］

［項を加える。］

（保釈の取消し等の場合の準用）

第264条　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、検察官から刑訴法第98条（同法第167条の２及び同法第343条において準用する場合を含む。）の規定による保釈若しくは勾留執行停止の取消しの決定、勾留執行停止の期間満了又は鑑定留置の処分の取消し若しくは期間満了の場合において収容の指揮を受けた場合について準用する。

（引致状の執行）

第268条　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第６項（同法第73条の３第４項及び売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第２項において準用する場合を含む。）の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、第257条及び第259条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第260条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「指揮をした」とあるのは「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。

（関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用）

第275条　関東管区警察局の警察官（警察法第61条の３第１項の規定による指示により派遣された者を含む。）が行う捜査に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

［略］		
第19条第２項、第24条、第45条第２項、第51条、第52条第１項、第53条、第54条、第69条第１項及び第76条	警察本部長または警察署長	関東管区警察局長
［略］		
第20条第１項及び第３項、第73条第１項、第78条第１項、第101条の２第１項並びに第102条第１項、第112条第１項及び第112条の２第１項（これらの規定を第151条第１項において準用する場合を含む。）並びに第119条第２項（第163条において準用する場合を含む。）、第120条第２項、第126条第３項、第130条第１項及び第３項、第136条の２第１項、第137条第２項（第189条第５項において準用する場合を含む。）、第154条の２第１項及び第５項、第168条第３項、第187条、第193条並びに第252条	警察本部長又は警察署長	関東管区警察局長
［略］		

（関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用）

第275条　関東管区警察局の警察官（警察法第61条の３第１項の規定による指示により派遣された者を含む。）が行う捜査に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同左］		
第19条第２項、第24条、第45条第２項、第51条、第52条第１項、第53条、第54条、第69条第１項、第76条、第119条第２項（第163条において準用する場合を含む。）及び第120条第２項	警察本部長または警察署長	関東管区警察局長
［同左］		
第20条第１項及び第３項、第73条第１項、第78条第１項、第101条の２第１項並びに第102条第１項、第112条第１項及び第112条の２第１項（これらの規定を第151条第１項において準用する場合を含む。）並びに第126条第３項、第130条第１項及び第３項、第136条の２第１項、第137条第２項（第189条第４項において準用する場合を含む。）、第154条の２第１項及び第５項、第168条第３項、第187条、第193条並びに第252条	警察本部長又は警察署長	関東管区警察局長
［同左］		

別記様式第13号（犯罪捜査規範第125条）

令　状　等　請　求　簿

番号		第　　号	第　　号	第　　号
令状等請求決裁月日		月　　日	月　　日	月　　日
令状等種別				
罪名				
被疑者氏名				
令状等発付	月日時	月　日午　時　分	月　日午　時　分	月　日午　時　分
	裁判官氏名			
令状等執行	月日時	月　日午　時　分	月　日午　時　分	月　日午　時　分
	執行官氏名			
有効期間及び更新状況	登載要求	有効期間	登載要求	有効期間	登載要求	有効期間
	月日	月日～月日	月日	月日～月日	月日	月日～月日
	月日	月日～月日	月日	月日～月日	月日	月日～月日
	月日	月日～月日	月日	月日～月日	月日	月日～月日
	月日	月日～月日	月日	月日～月日	月日	月日～月日
	月日	月日～月日	月日	月日～月日	月日	月日～月日
	月日	月日～月日	月日	月日～月日	月日	月日～月日
	月日	月日～月日	月日	月日～月日	月日	月日～月日
備考（手配通報の種別その他）				

注意　「令状等執行」には、逮捕状に代わるもの等を被疑者に示した場合も含む。

（用紙　日本産業規格Ａ４）

別記様式第13号（犯罪捜査規範第125条）

令　状　請　求　簿

番号		第　　号	第　　号	第　　号
令状請求決裁月日		月　　日	月　　日	月　　日
令状種別				
罪名				
被疑者氏名				
令状発付	月日時	月　日午　時　分	月　日午　時　分	月　日午　時　分
	裁判官氏名			
令状執行	月日時	月　日午　時　分	月　日午　時　分	月　日午　時　分
	執行官氏名			
有効期間及び更新状況	登載要求	有効期間	登載要求	有効期間	登載要求	有効期間
	月日	月日～月日	月日	月日～月日	月日	月日～月日
	月日	月日～月日	月日	月日～月日	月日	月日～月日
	月日	月日～月日	月日	月日～月日	月日	月日～月日
	月日	月日～月日	月日	月日～月日	月日	月日～月日
	月日	月日～月日	月日	月日～月日	月日	月日～月日
	月日	月日～月日	月日	月日～月日	月日	月日～月日
	月日	月日～月日	月日	月日～月日	月日	月日～月日
備考（手配通報の種別その他）				

（用紙　日本産業規格Ａ４）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十五日）から施行する。